



群馬学研究 KURUMA

第1号

- 『群馬学研究・KURUMA』の創刊に寄せて
小林良江…………… 1～2
- 〈創刊記念論文〉
古代地名と群馬学
北川和秀…………… 3～14
- 〈論文〉
平安時代坂東と上野国の災害疫癘と防除祈願
— 古代国家の護国經典書写転読と撰関期国分寺造仏事業 —
飯塚聡…………… 15～28
- 中世の鑊阿寺文書からみた災異と祈祷
森田真一…………… 29～43
- 石造物調査情報に関するオープンデータ構築の検討
— 群馬県館林市域における取り組みを例に —
大塚恒平…………… 45～57
- 〈動向〉
群馬県立女子大学群馬学センターと群馬歴史資料継承ネットワークの連携
築瀬大輔…………… 59～68
- 〈告知〉
原稿募集 — 投稿規定及び執筆要領 — …………… 69～71

2023年3月

群馬県立女子大学群馬学センター

Gunma Prefectural Women's University Center for Gunma Studies

『群馬学研究・KURUMA』の創刊に寄せて

群馬県立女子大学学長
同群馬学センター長 小林良江

群馬県立女子大学群馬学センターは、県内外の研究者や有識者の皆様の協力・参加を得ながら、群馬に関する様々な資料・情報を収集し、群馬の来し方行く末を総合的・多角的に考察し、その成果を広く発信する県民のための共同利用機関として、2009（平成21）年4月に本学附属機関として設置されました。

群馬学とは、「群馬」固有の地域課題を設定する地域学であり、「群馬とは何か」、また「地域とは何か」といった根源的な問いを探求する学問でもあります。同時に、地域学である群馬学には社会的「実践」という学術研究とは異なった面も重要であり、学問と実践を同時に追求することが地域学の拠点である本学群馬学センターの特徴とも言えます。

群馬学センターの築瀬大輔准教授は、この群馬学の研究と実践の過程における「三つの開かれた学」を提唱しています。この「三つの開かれた学」とは、第一は偏った郷土意識にとらわれないこと、第二は特定の学問分野に留まらないこと、第三は大学研究者と地域の研究者がともに交流しながら練磨し合うことであり、大学が与えられている社会的使命としても普遍化されている内容と言えます。

そして多くの大学では群馬学センターと同様の目的と機能をもった部署や機関を設置し、地域研究や地域連携を推進していますが、県内大学では先発の機関として本学群馬学センターが誕生しました。これまでに群馬学連続シンポジウムの開催や、群馬学リサーチフェローの実施、県民公開授業を開講するなど、主に県民向けの生涯学習支援に重点を置いて活動し、大学の社会貢献活動の一翼を担ってきました。これからは生涯学習支援を実施しながらも、この「三つの開かれた学」の理念と方法の下、群馬学センターは学術研究や社会的実践などの様々な活動を実施してまいります。

さらに、群馬学センターでは学術研究の基盤となる基礎資料の収集・整備等にも注力してまいります。群馬学センターの設立当初より、群馬という地域に展開する人々の「くらし」と「文化」を学術研究の対象とし、群馬における地域史研究の第一人者であり、地域史研究に関する膨大な業績を遺した萩原進氏の収集資料を受け入れ、萩原進記念文庫として整理・公開しています。方言研究者の飯豊毅一氏収集方言資料も所蔵しており、今後、整理・公開・活用してまいります。こうした地域文化の基礎資料を収集・整理し、公開・活用することは地域学

の研究基盤の確立には必須であり、今後、より積極的に推進いたします。

群馬学の社会的実践のひとつとして、群馬学センターには民間ボランティア団体、地域文化研究団体、文化・文化財行政を巻き込んだネットワークの構築と、そのネットワークを活かした公共性の高い活動が求められています。そのための取り組みとして、2020年度に文化財レスキューとそのための調査・研究、普及・啓発事業を行うボランティア組織・群馬歴史資料継承ネットワークが群馬学センターの築瀬研究室内に設立され、群馬学センターとの連携を開始いたしました。これにより、全国の史料ネット及びその拠点大学、文化財保護行政、県内関係機関、有識者とのネットワークが構築され、非常時の地域支援の調整役を担ったり、全国の大学に拠点を置く歴史資料ネットとの協力・交流の窓口としての役割を果たしたりするようになりました。群馬学センターでは歴史資料ネットワークの拠点としての機能をさらに強化し、一層の連携を推進することで、全国的な規模の社会貢献活動に寄与する道が開かれたと言えます。

また、このことに連動し、築瀬研究室では、2020年度から「地域史料防災の総合的研究」をテーマに研究を実施し、第6期群馬学リサーチフェロー（2020～21年度）は特に共通課題「地域史料の保存・公開・防災に関する総合的研究」を設定、共同研究として実施し、成果の公開が待たれるところです。

以上のように、従来の生涯学習支援に加え、萩原進記念文庫及び飯豊毅一氏収集方言資料の整理・公開、群馬歴史資料継承ネットワークと地域史料防災の総合的研究の推進など、群馬学センターの調査研究機能を強化してまいります。こうした経緯を踏まえ、学内外の研究者による研究成果を継続的に公表・蓄積していくために、このたび『群馬学研究・KURUMA』を創刊する運びとなりました。そして、本誌投稿規定には上述の群馬学の「3つのひらかれた学」の理念と方法を明記し、学問分野や学内外を問わず、これに賛同する研究者から群馬学の確立と探求に資する論考を広く募集することにいたしました。本誌は群馬学センターの定期刊行物として継続的に公刊し、広く評価・批判を求めるとともに、学術情報として蓄積・継承し、地域文化としての群馬の持続的発展と、我が国の地域学の確立・発展に寄与することを目指してまいります。

今後、群馬学センターでは地域学に関する学術研究と社会的実践をさらに推進してまいります。その成果を『群馬学研究・KURUMA』などの様々な刊行物等で発信・蓄積し、これにより、従来の生涯学習支援や普及啓発事業についてもより質を高め、社会的に意義の豊かなものとして展開し、群馬学センターのより高次の社会的使命を果たす所存でございます。

古代地名と群馬学

北川和秀

1. はじめに

「群馬学」は、群馬という地域を総合的に考察・研究する学問であると認識している。

総合的に考察するとなると、歴史学、人文地理学、民俗学などの他に、考古学、方言学、生物学などなど、多数の学問分野との連携が必要となろう。

本稿では、地名という観点から群馬学を考える。地名は形のない文化財と言われる。確かに、それぞれの地名にはそれぞれの歴史が反映している。そして、その反映の仕方も千差万別である。また、地名研究は、地理学、歴史学、国文学、国語学などの諸分野に関わるので、地名研究自体が、総合的な学問である群馬学と共通点を持っている。そういう意味からも地名研究は群馬学と親和性のある研究と言えるであろう。

本稿では、木簡、金石文、万葉集等に見える群馬の古代地名が、現代にどのように生きているのか、あるいは消えてしまったのか、それを見てゆく。

2. 木簡にみる群馬の地名

今までに大量に出土している飛鳥時代・奈良時代の木簡の中に、上野国のものは残念ながら必ずしも多くはないが、貴重なものも含まれている。主なものを列挙する⁽¹⁾。

- ① (表) 佐為評
(裏) 一斗 (飛鳥京跡木簡) * 佐位郡
- ② (表) 碓日評^(丁カ)口大^(カ)少丁
(裏) 鹿^{支多比} (飛鳥京跡木簡) * 碓氷郡
- ③・上毛野国車評桃井里大贄鮎 (藤原宮木簡)

* 群馬郡桃井里

- ④ (表) 上毛野国車評
(裏) □□□ (藤原宮木簡) * 群馬郡
- ⑤・大荒城評胡麻□ (藤原宮木簡) * 邑楽郡
- ⑥・邑楽□ (平城宮木簡) * 邑楽郡
- ⑦・上野国緑野郡小野郷戸主物部鳥麻呂戸中男作物鹿腊代雑…… (平城宮木簡)
* 緑野郡小野郷
- ⑧・大前里六…… (平城宮木簡) * 緑野郡大前里
- ⑨・上野国山田郡大野郷□□里鴨部子□村輪押年魚大贄陸斤天平八年十月 (平城京木簡)
* 山田郡大野郷田後里^(田後カ)
- ⑩ (表) 九月十四日上野国□□三□……
(裏) □□国□ (左側面) (平城宮木簡)
* 緑野郡
- ⑪・□上野国山田郡真□…… (平城宮木簡)
* 山田郡真張郷
- ⑫ (表) 上野国甘楽郡新屋郷□……
(裏) 上戸宋宜部猪万呂養錢…… (平城京木簡)
* 甘楽郡新屋郷
- ⑬・□吾妻 (平城宮木簡) * 吾妻郡^(国カ)
- ⑭・□□□□ (平城宮木簡) * 勢多郡^(国勢多カ)
- ⑮ (表) 上野国緑□□□足□□
(裏) ……米五石代 (秋田城跡木簡) * 緑野郡

現在知られている上野国関係の木簡の中で、郡郷里名などを記した主なものは以上の通りである。飛鳥時代が①から⑤までの5点、奈良時代が⑥以降の10点と、数は必ずしも多くはないが、現在も存在する地名がいくつも見える点で貴重である。それらは

きたがわ かずひで (群馬県立女子大学名誉教授)

1200年以上も生き続けてきた地名であり、まさに形のない文化財と言えよう。また、上の大部分は荷札木簡であり、上野国の物産を知ることのできる資料ともなる。ここには、鹿肉、鮎、胡麻がみえる。

地名表記の点からは、①～⑤の飛鳥時代の木簡には、古い表記が用いられている点が注目される。

たとえば、③と④には「車評（くるまのこほり）」とあって、藤原京時代には、のちの群馬郡は車評であったことが分かる。本誌『群馬学研究・KURUMA』の誌名はこれに由来するのであろう。

飛鳥時代には自由に表記されていた国名は、大宝年間（701～704）に2字に統一され、さらに和銅4年（711）頃には郡以下の行政地名も2字の嘉名に統一するように定められた⁽²⁾。

「くるま」も、飛鳥時代には名称通りに「車」と表記されていたが、和銅以降、行政地名は2字で表記しなければならなくなり、「群馬」と表記されることになった。この2字で「くるま」と訓ませるのは無理であるが、無理を押しして2字で表記したのである。「くる」に「群」を当てたのと同様の例には、「駿河」の「駿（する）」、「敦賀」の「敦（つる）」などがある。また、「群れる馬」という意味の表記は、当時貴重であった馬が多数飼育されているということで嘉名といえるのであろう。

もう1つ⑤の「大荒城」という地名も興味深い。

訓は「おほあらき」と考えられる。古代の日本では、1語の中に母音が連続することを極度に嫌ったので、「おほあらき」は「おほらき」に変化したと考えられる。すなわち、*ofoaraki* の下線部で *oa* という母音連続が生じているので、このうちの前の母音 *o* が脱落して *ofaraki* に変化したのである。

和名類聚抄には上野国の郡名を列挙した中に、大東急本では「邑楽」に「於波良支」と附訓されている。名古屋市博物館本は「ヲホラキ」の附訓がある。これは、「おほあらき」が「おほらき」と変化した形である。すなわち、*ofoaraki* の下線部で *oa* という母音連続のうちの後の母音 *a* が脱落して *oforaki* に変化したのである。

かくして、「大荒城」の訓は「オハラキ」または「オホラキ」と変化した。そして、表記は「大荒城

という3字を2字に変更する必要が生じ、「邑楽」という表記が採用された。この2文字で、「オハラキ」または「オホラキ」と訓ませたのであろうが、後年、訓みも変化して、「オホラ」→「オオラ」と訓まれるに至った。

3. 上野三碑にみる群馬の地名

上野三碑それぞれにも地名が含まれている。

①山上碑

釈文及び訓読文は下記の通りである。

【釈文】

辛巳歳集月三日記

佐野三家定賜健守命孫黒売刀自此

新川臣児斯多々弥足尼孫大児臣娶生児

長利僧母為記定文也 放光寺僧

【訓読文】

辛巳の歳集月三日記す。佐野の三家と定め賜ひし健守命の孫黒売刀自、此れ新川臣の児斯多々弥足尼の孫大児臣に娶ひて生める児、長利僧、母の為に記し定むる文也。放光寺の僧なり。

ここには「佐野」という地名が書かれている。高崎市南部の上佐野町、下佐野町、佐野窪町などがその遺称地である。辛巳歳は天武天皇10年（681）である。「佐野」の「佐」は音仮名、「野」は訓字であり、既にこの頃には地名表記を音訓交用することのあったことが知られる。全文が漢文の語順ではなく、日本語の文章の通りに記されていることとともに、国語学的に貴重な資料である。

他に、「新川」と「大児」は人名であるが、このうち「新川」は現在の桐生市新里町新川、「大児」は現在の前橋市大胡町と関連する可能性がある。もしもそうであるなら、当時の意外に広域な婚姻圏を想定することができ、興味深い。

②多胡碑

釈文及び訓読文は下記の通りである。

【釈文】

弁官符上野国片岡郡緑野郡甘

良郡并三郡内三百戸郡成給羊

成多胡郡和銅四年三月九日甲寅
宣左中弁正五位下多治比真人
太政官二品徳積親王左大臣正二
位石上尊右大臣正二位藤原尊

【訓読文】

弁官の符に、「上野国片岡郡、緑野郡、甘良郡、并せて三郡の内三百戸を郡と成し、羊に給ひて、多胡郡と成す」とあり。和銅四年三月九日甲寅の宣なり。左中弁正五位下多治比真人、太政官二品徳積親王、左大臣正二位石上尊、右大臣正二位藤原尊なり。

これと深く関係する記事が続日本紀にある。次の通りである。

- ・上野国甘良郡の織裳・韓級・矢田・大家、緑野郡の武美、片岡郡の山等の六郷を割きて、別に多胡郡を置く。（和銅4年〈711〉3月6日条）

多胡碑には、片岡郡、緑野郡、甘良郡という3つの郡名が挙がっているのみだが、続日本紀の記事には、その3郡名とともに、その3郡に属する合計6つの郷名が載っている。なお、ここには「六郷を割きて」とあるが、和銅4年当時の地方行政単位名は国・郡・里であるので、ここは本来は「六里を割きて」とあるべきところである。これは、続日本紀成立時には地方行政単位名は国・郡・郷になっていたもので、それに合わせて改変したものであろう。不要な改変と言うべきである。

カンラ郡は、多胡碑も続日本紀もともに「甘良」と表記されていて、表記が一致しているが、前節の木簡②には「上野国甘楽郡新屋郷」と記されている。この木簡は、地方行政単位名が国・郡・郷・里または国・郡・郷であった時代のものであり、書かれたのは霊亀3年（717）以降と考えられる。「甘良」から「甘楽」へという表記の変遷のあったことを窺わせる。

③金井沢碑

釈文及び訓読文は下記の通りである。

【釈文】

上野国群馬郡下賛郷高田里
三家子孫為七世父母現在父母
現在侍家刀自池田君目類刀自又児加
那刀自孫物部君午足次瓢刀自次乙瓢
刀自合六口又知識所結人三家毛人
次知万呂鍛師礩部君身麻呂合三口
如是知識結而天地誓願仕奉
石文

神亀三年丙寅二月廿九日

【訓読文】

上野国群馬郡下賛郷高田里の三家の子孫、七世の父母・現在の父母の為に、現在侍る家刀自、池田君目類刀自、又児加那刀自、孫物部君午足、次に瓢刀自、次に乙瓢刀自、合せて六口、又知識に結べる人、三家毛人、次に知万呂、鍛師礩部君身麻呂、合せて三口、如是知識に結びて天地に誓み願ひ仕へ奉る石文。

神亀三年丙寅二月廿九日

金井沢碑には「群馬郡」「下賛郷」「高田里」という3つの行政地名がみえる。金井沢碑に刻まれた神亀3年（726）当時の地方行政単位は国・郡・郷・里であったので、これら3つの行政地名は当時の地方行政単位に対応している。

この中で注目すべきは「下賛」郷である。これで「しもさの」と訓むのであろう。「下佐野」と書けば明快であるのに、そのように表記しなかったのは、当時、行政地名は2文字で表記することが求められていたからである。「下賛」の表記はその命令を反映したものとみることができる。

行政地名の2字化については、国名も和銅6年（713）の風土記撰進の詔によって2字化されたと言われることがあるが、それは誤りで、出土木簡等に抛れば、国名は大宝の頃（701～704）にはすでに2字化が完了している。国名の2字化完了の時期については大宝4年（704）とする鎌田元一氏の説がある⁽³⁾。

金井沢碑には地名の他に、氏族名として「池田君」「物部君」「礩部君（あるいは鍛師礩部君）」の

3氏が記載されている。

このうち物部君については続日本紀に次の記事があつて、甘楽郡に物部姓の氏族の存在したことが知られる。

- ・上野国甘楽郡の人中衛物部蛭淵ら五人に姓を物部公と賜ふ。(天平神護元年〈765〉11月1日)

礪部氏についても続日本紀に次の記事がある。

- ・上野国甘楽郡の人外大初位下礪部牛麻呂ら四人に姓を物部公と賜ふ。
(天平神護2年〈766〉5月20日)

また、上野国那波郡には池田郷、碓氷郡には礪部郷が存在したので、池田君・礪部君はそれぞれこれら2郷に由来する氏族であつた可能性がある。

4. 和名類聚抄にみる群馬の地名

平安前期の日本中の国名、郡名、郷名を網羅した史料に和名類聚抄がある。

木簡や金石文からは断片的にしか知ることのできない行政地名を網羅的に知ることのできる史料として極めて貴重である。

上野国の郡郷名を、和名類聚抄の現存最古の写本である高山寺本(天理図書館蔵。平安末期写)に拠つて示す。下線を施したのは大東急本(大東急記念文庫蔵。室町中期写)で校訂した文字、二重下線を施したのは古活字本(元和3年〈1617年〉刊。那波道円の校訂本)で補入した文字である。

碓氷郡 飽馬^{安支末} 石馬 坂本^{佐加毛止}
礪部^{伊曾倍} 石井^{以波為} 野後^{能之利}
駅家 浮囚
片岡郡 若田^{和加太} 多胡^{多古} 高渠^{太加无曾}
佐没 長野^{奈加乃}
甘楽郡 貫前^{奴支乃左岐} 酒甘 丹生 那波
端下 端上 宇伎 有旦 那射
額部^{奴加倍} 新居^{迹比也} 小野^{乎乃}
拔鉾

多胡郡 山字^{也末奈} 織裳^{於利毛} 辛科^{加良之奈}
大家 武美 八田 浮囚
緑野郡 林原^{波也之八良} 小野^{乎乃} 升茂 高足
佐味 大前 山高 尾張 保美
土師^{波尔之} 浮囚
那波郡 朝倉^{安左久良} 鞆田^{左也太} 田後^{多之利}
佐味 委文^{之止利} 池田^{伊計太}
菲束^{尔良都加}
群馬郡 長野^{奈加乃} 井出^{為弓} 小野^{乎乃} 八木
上郊^{加无豆左乃} 畔切^{安岐利}
島名^{之末奈} 群馬 桃井^{毛无乃井}
有馬^{安利末} 利刈^{止加利} 駅家 白衣
吾妻郡 長田^{奈加太} 伊参^{以左末} 大田^{於保太}
利根郡 渭田^{沼末多} 男信^{奈末之奈}
笠科^{加左之奈} 呉桃^{奈久留美}
勢多郡 深田^{フカタ} 田邑^{多无良} 芳賀^{波可}
桂萱^{加以加也} 真壁^{万加倍}
深渠^{布加无曾} 深沢^{布加佐波} 時沢
藤沢^{布知佐波}
佐位郡 名橋^{奈波之} 雀部^{佐伊倍} 美侶 佐井
淵名^{布知奈} 岸新 反治 駅家
新田郡 新田 滓野^{加須乃} 石西 祝人^{波布利}
淡甘 駅家
山田郡 山田 大野^{於保乃} 園田^{曾乃}
真張^{万波利} 小山
邑楽郡 池田^{伊支太} 疋太^{比支多} 八田^{也多}
長柄 (二十卷本『和名類聚抄』巻7)

和銅4年(711)に新設された多胡郡を含め、ここには14郡が挙がっている。これらの郡のうち、碓氷郡、片岡郡、勢多郡、新田郡、山田郡の5郡は市制施行によって郡名が失われたが、甘楽郡、吾妻郡、利根郡、邑楽郡の4郡はそのままの郡名が現在も存在し、群馬郡も一部が北群馬郡の名で残っている。また、明治29年(1896)に郡の合併が行われて、多胡郡と緑野郡とが一緒になって多野郡が、那波郡と佐位郡とが一緒になって佐波郡が成立し、今に至っている。

郡名の下の郷名の中にも、現在も同じ表記で残っている地名に碓氷郡礪部、群馬郡有馬などがあり、

異なった表記で残っているものに碓氷郡飽馬（あきま＝秋間）、利根郡渭田（ぬまた＝沼田）などがあるが、その一方で地名が失われて所在不明なものも多い。地名は時代とともに変わったり、消えたりすることがあるので、そうすると、古地名が今のどこに当たるのか明らかにならないことも多い。地名は形のない文化財という言葉を実感する。

5. 万葉集にみる群馬の地名

万葉集の巻14は全てが東歌の巻であり、そこには上野国の歌として26首が収録されている。内訳は相聞歌が23首（3405番歌にある異伝歌も1首と数えた）、譬喩歌が3首である。

また、万葉集の巻20には大伴家持が収集した防人歌が収録されている。その中に上野国の防人歌は4首ある。

以上合計30首を以下に列挙する。国名は二重枠線で囲み、郡名は一重枠線で囲んだ。それら以外の地名には傍線を引いた。

【上野国東歌・相聞】

- ①日の暮に **碓日**の山 **碓日**の山を越ゆる日は夫なのが袖もさやに振らしつ（3402）
- ②吾が恋は現在もかなし草枕 **多胡**の入野 **多胡**の将来もかなしも（3403）
- ③ **上毛野** **安蘇**の真麻群かき抱き寝れど飽かぬを何どか吾がせむ（3404）
- ④ **上毛野** 乎度の多杼里が川路にも子らは逢はなも一人のみして（3405）
- ⑤ **上毛野** 小野の多杼里が安波治にも夫なは逢はなも見る人なしに（3405或本歌）
- ⑥ **上毛野** **佐野**の莖立ち折りはやし吾は待たむ糸今年来ずとも（3406）
- ⑦ **上毛野** 真桑島門に朝日さしまぎらはしもなありつつ見れば（3407）
- ⑧ **新田山** 嶺には着かなな吾によそり間なる子らしあやに愛しも（3408）
- ⑨ **伊香保**ろに天雲い継ぎかぬまづく人とおたはふいざ寝しめとら（3409）
- ⑩ **伊香保**ろの岨の榛原ねもころに将来をなかねそ

現在し善かば（3410）

- ⑪ **多胡**の嶺に寄綱延へて寄すれどもあにくやしづしその顔よきに（3411）
- ⑫ **上毛野** **久路保**の嶺ろの葛葉がた愛しけ子らにいや離り来も（3412）
- ⑬ **利根川**の川瀬も知らず直渡り波にあふのす逢へる君かも（3413）
- ⑭ **伊香保**ろの八尺の井手に立つ虹の顯ろまでもさ寝をさ寝てば（3414）
- ⑮ **上毛野** **伊香保**の沼に植糸小水葱かく恋ひむとや種求めけむ（3415）
- ⑯ **上毛野** **可保夜**が沼のいはる蔓引かばぬれつつ吾をな絶えそね（3416）
- ⑰ **上毛野** **伊奈良**の沼の大藺草外に見しよは今こそ勝れ（3417）
- ⑱ **上毛野** **佐野**田の苗のむら苗に事は定めつ今はいかにせも（3418）
- ⑲ **伊香保**せよ奈可中次下思ひどろ隈こそしつと忘れせなふも（3419）
- ⑳ **上毛野** **佐野**の舟橋取り放し親は離くれど吾は離るがへ（3420）
- ㉑ **伊香保**嶺に雷な鳴りそね吾が上には故はなけども子らによりてそ（3421）
- ㉒ **伊香保**風吹く日吹かぬ日ありと言へど吾が恋のみし時なかりけり（3422）
- ㉓ **上毛野** **伊香保**の嶺ろに降ろ雪の行き過ぎかてぬ妹が家のあたり（3423）

【上野国東歌・譬喩歌】

- ㉔ **上毛野** **阿蘇山**葛野を広み延ひにしものをあぜか絶えせむ（3434）
- ㉕ **伊香保**ろの岨の榛原吾が衣に着きよらしもよひたへと思へば（3435）
- ㉖しらとほふ小 **新田山**の守る山の末枯れせな常葉にもがも（3436）

【上野国防人歌】

- ㉗難波道を行きて来までと吾妹子が着けし紐が緒絶えにけるかも（4404）

右の一首は、助丁上毛野牛甘のなり。

㊸吾が妹子がしぬひにせよと着けし紐糸になるとも吾は解かじとよ (4405)

右の一首は、朝倉益人のなり。

㊹吾が家ろに行かも人もが草枕旅は苦しと告げ遣らまくも (4406)

右の一首は、大伴部節麻呂のなり。

㊺ひな曇り碓日の坂を越えしだに妹が恋しく忘らえぬかも (4407)

右の一首は、他田部子磐前のなり。

二月二十三日に、上野国の防人部領使大目正六位下上毛野君駿河が進れる歌の数は十二首なり。但し拙劣なる歌のみは取り載せず。

以上の30首に登場する地名は、上毛野という国名を除いて、以下の通りである。

a 伊香保	9 (伊香保、伊香保嶺、伊香保の嶺、伊香保の沼)
b 佐野	3 (佐野、佐野田)
c 碓日	2 (碓日の山、碓日の坂)
d 多胡	2 (多胡の入野、多胡の嶺)
e 安蘇	2 (安蘇、阿蘇山)
f 新田	2 (新田山、小新田山)
g 乎度	1
h 小野	1
i 久路保の嶺	1
j 利根川	1
k 可保夜が沼	1
l 伊奈良の沼	1

この中ではa伊香保の9例というのが目立つ。現在の「伊香保」は、榛名山東斜面にある伊香保温泉や伊香保町（明治22年に3村が合併して成立。平成18年以降は渋川市伊香保町）を指すが、万葉集の時代、「伊香保」とは榛名山のことであった。万葉歌の中では「伊香保（の）嶺」という語形で現れている例がある。「伊香保風」という語もあり、それは榛名風を指している。「伊香保」は現在よりもかなり広域な範囲を指す地名であったことになる。

「いかほ」という語の構成は「いか（巖）＋ほ（穂・秀）」と考えられる。「ほ（穂・秀）」は、突き出ているもの、他からぬきんでているもの。例えば、稲穂、槍の穂、波の穂などの「穂」である。「炎」は歴史的仮名遣いでは「ほのほ」と書く。すなわち「火の穂」の意である。ろうそくの炎の形は槍の穂とよく似ている。山の名に「高千穂」「穂高」など「ほ」の付くものがある。「いかほ」の「ほ」も同じと考えてよい。

「いか（巖）」は「内部の力が充実してその力が外形に角ばって現れている状態」（『岩波古語辞典補訂版』の「いかし【巖し・重し・茂し】の項」を表す語で、「いかめし（巖めし）」「いかる（怒る）」「いかづち（雷）」などの「いか」もこれである。『群馬県地名大辞典』（角川書店）の「いかほ 伊香保」の項には「周囲の険しい山容巖つ峰【いかつほ】からきたものといわれ、伊香保山は現在の榛名山を指している」とある。これは、「いか」を険しい山とみる考え方である。

「いか」の本質的な意味を前述の『岩波古語辞典』の通りに考えると、別の解釈もできる。一つは「いかづち」の「いか」である。「いかづち」の語源は、「いか（巖）＋つ（連体助詞）＋ち（霊）」である。「つ」は名詞と名詞とをつなぐ助詞で現代語の「の」にあたる。「ち」は霊力のあるものを表す接尾辞で、記紀に登場する神名にいくつも見える。例えば、野の神ノヅチ、火の神カグツチ、海流の神シホツチなど。岩石を打ち砕き、立木を引き裂き、人命を奪うこともある雷は、古代人にとってはまさに「巖づ霊」と呼ぶに相応しいものであったろう。万葉集では雷のことを「鳴る神」ともいっており、万葉人が雷鳴を神の仕業と考えていたことがうかがえる。榛名山は雷の巣といえるほど雷の発生が多い。榛名山のもつそういう特性をとらえて「いかほ」と命名したという可能性は十分に考えられる。

また別の解釈として、榛名山が火山であることが「いかほ」の命名につながったとも考えられる。榛名山は今はおとなしくしているが、5世紀から6世紀にかけて3回噴火している。古代人が噴火を山の怒りとみて、「怒る山」の意で「いかほ」と命名し

たという考えは十分な説得力をもつ。

以上のような次第で、「いかほ」の語源は「いか(巖) + ほ(穂・秀)」とみて間違いなからうが、「いか(巖)」の具体的な内容については、榛名山のどういった性格をとらえてそのように表現したのか。険しい山容、雷の巢、噴火する山、などの可能性が考えられ、そのいずれであるのか決定しがたい。ただし、そのいずれであったとしても、命名した当時の人々は、榛名山を畏怖、畏敬の対象として見ていたことであろう。

b 佐野は、第3節で見たとおり、上野三碑のうちの2碑に登場している。当時著名な地名であったことが窺える。用例のうち「佐野の舟橋」は枕草子の「橋は」の段にも取り上げられている。

c 東歌と防人歌とに1首ずつよまれている碓氷の2首は、ともに上野と信濃との国境にある碓氷峠をよんだものである。東歌の方は碓氷峠を越えて行く夫を見送った妻の歌、防人歌の方は妻(あるいは恋人)と別れて碓氷峠を越えていった防人の歌である。碓氷峠を越えることは他国に足を踏み入れることであり、峠を越えることで故郷とも愛する人とも真の別れとなったのである。

国道18号線や新幹線が通る現在の碓氷峠は明治16年(1883)12月に完工した新しい経路である。この現碓氷峠の南2.8kmほどのところに入山峠がある。入山峠頂上の鞍部からは、昭和30年(1955)の調査で、縄文・弥生時代の土器片、古墳時代の石製模造品や玉類、奈良時代から近世に至る各時代の多岐に亘る遺物が出土し、古代から利用された経路であることが判明した。一方、現碓氷峠の北やはり2.8kmほどのところには、江戸時代に中山道が通っていた旧碓氷峠がある。こちらに関しては、平成元年(1989)に松井田町の原遺跡で8世紀の駅家関係とみられる大形掘立柱建物が発掘された。もしもこの遺跡が東山道坂本駅の遺構であるなら、その地から入山峠への連絡は不自然であるということで、古代の東山道の経路は江戸時代の中山道とほぼ同じであるとの説が提唱されている。

d 多胡は第3節で見たとおり、奈良時代初期に建郡された新しい郡である。多胡という郡名は、建郡

に際して全く新しく作られたものか、既存の地名を郡名としたものか定かではない。

上野国東歌には「多胡の入野」をよんだ歌がある。この「入野」は山地に奥深く入り込んだ野を意味する普通名詞と考えられるが、かつて多胡の地に入野村があったことで、この「入野」を地名と考える向きがある。

入野村は昭和30年の町村合併で吉井町の一部となり、村名は消滅したが、今も入野中学校、入野小学校などに「入野」という名を留めている。しかし、この地名は、明治22年に小串・黒熊・深沢・石神・中島・小暮・馬庭・岩井・多比良の9ヶ村が合併して新しい村ができたときに、万葉集東歌の「多胡の入野」が黒熊のあたりに比定されるという説を採用して新村名としたものである。この村名を根拠に東歌の「入野」を地名と考えては話が逆になる。

e 安蘇はやや厄介である。東歌には、上毛野の安蘇の他に、下毛野の安蘇をよんだ歌がある。

・下毛野安蘇の河原よ石踏まず空ゆと来ぬよ汝が心告れ(3425) 下野国東歌

下野国には安蘇郡があるので、この歌の安蘇は下野国安蘇郡のことと考えられる。安蘇郡は現在の栃木県佐野市で、群馬県桐生市と境を接する。

上野国の安蘇も下野国の安蘇と関連づける考え方が多い。かつて安蘇の地は上野・下野両国にまたがるような広大な地域であったか、あるいは、上野・下野の国境線が移動することがあり、それに伴って安蘇の地が上野国に所属していた時期と下野国に所属していた時期とがあったと考えるのである。

これに対して、幕末の橋本直香は、安政年間(1854~1859)に成立した『上野歌解』で次のような説を提示している。

安蘇は今甘楽郡に宇田村と云在、其村に小山あり、今峰山と云【稻荷を祭て今寺有】其山を往古より安蘇岡山と云ひ来れるを、今朝岡と書くと鈴木千本云り、然らば宇田の字も芋の移りたるにて、今も甘楽郡は、芋を多く作り、上野

麻とて、いと名高く殊に此宇田の辺り多しといへば安蘇アソは此辺りと定むべし【但し下に安蘇山アソヤマつづらとよめる安蘇は箕輪のほつりをいふといへば別か】 (橋本直香『上野歌解』)

現在、富岡市の貫前神社の北方、直線距離にして500mあまりのところ阿曾岡公園があり、そこに昭和11年(1936)に建てられた「安蘇の真麻群」の万葉歌碑がある。

阿曾岡公園は宇田にある小高い方形の地であるが、『上野歌解』で表現している「小山」というようなものではない。しかし、明治8年(1875)の太政官の通達を受けて編纂された『北甘楽郡村誌』によれば、宇田村に属する小字の中に「阿曾岡」があり「南方神明平西方宿地北方権現堂東方一宮町、東西二町八間南北二町」と記されている。また、「神明平」の項には「村ノ東方ニアリ、西方北方阿曾岡東方南方一宮町、……」とある。一宮町は貫前神社や上州一ノ宮駅を含み、宇田村の東から南にかけて位置する地域であるので、この郡村誌にある「阿曾岡」は、現在の阿曾岡公園付近と見て問題はない。

さて、「上毛野安蘇」はいずれの地であろうか。桐生市の方は、下野国安蘇郡が古代から存在した郡名であることは確かだが、安蘇と呼ばれる地域が上野国の方にも広がっていたとか、安蘇の地の所属が上野・下野両国間で変動していたとかいうことは推測に過ぎず、確証はない。一方、富岡市の方は、安蘇岡山という地名がいつ頃まで遡れるものか手掛かりがない。結局、現在のところ未詳とする他はない。

fの新田山は現在の太田市にある金山と考えられる。gの乎度は所在不明。或本歌の「小野」の異伝とも考えられる。hの小野は同一地名が複数あって、いずれであるか決めがたい。

i久路保の嶺は、現在のどの山に当たるのか明らかではない。赤城山、または赤城山の最高峰くろび檜やま山かとする説が多いが、群馬県出身の土屋文明氏は、「クロホは地名であらうが、何処か明かでない。赤城山の一峯黒檜とする説には、何の根拠もない」(『万葉集私注』)と喝破している。確かに、「久路保」と「黒檜くろび」とを関連づける説の根拠

は、両者の音が似ているという程度のものに過ぎない。

平成17年(2005)まで赤城山麓に勢多郡黒保根村が存在したが、この村は明治22年(1889)に、宿廻・水沼・八木原・上田沢・下田沢・上神梅・下神梅・塩沢の8ヶ村が合併して成立したもので、黒保根村という新村名は、東歌の「久路保の嶺ろ」が赤城山を指すとする説に従い、この歌にちなんで命名されたものである。従って、黒保根村の村名は「久路保の嶺」を考える上での参考にはならない。この事情はdの多胡の入野と全く同じである。

j利根川は今の利根川の上流。

k可保夜が沼は所在不明。しかし、江戸の国学者奈佐勝皐の『山吹日記』に興味深い記述がある。この日記は、奈佐勝皐が天明6年(1786)の4月から5月にかけて上野国に調査旅行に出掛けた折のものである。この日記にこうある⁽⁴⁾。

西の方はるかに川嶋と聞えて、こゝにも甲波すくねの社を見やりたるは、これなん光明院がつかさどれるなりけり。うのとしのわざはひに、其地さへながれうせて、その社は南の方三四町ばかりひきしりぞきて作りたてたとぞ。……名に高きかほやが沼も、むかしこの境内に有けるを、近き頃となりては俤すらなくなりしうへ、また其地さへぞうせはてたる。

(傍線筆者。濁点は適宜補った)

「うのとしのわざはひ」というのは天明3年(1783)の浅間山の噴火によってもたらされた災害を指す。この記事によれば、昔、甲波宿禰神社の境内に「かほやが沼」という名の沼があったが、浅間山噴火の際の泥流によって、村も神社も流され、神社は三四町(327m~436m)ほど南に再建されたというのである。

現在、甲波宿禰神社の旧社地には標石が立っている。その場所は単なる伝承地にとどまるものではなく、平成9年(1997)の発掘調査で、拝殿や本殿の基壇と礎石が見つかっている。現在の甲波宿禰神社は、『山吹日記』の「三四町」という記述よりも

う少し遠く、旧社地の南南西640mほどのところに鎮座している。

1 伊奈良の沼も所在未詳。昭和30年（1955）まで邑楽郡に伊奈良村という村があった。ただ、この村もまた明治22年（1889）の町村合併の折に、板倉村・靱谷村・岩田村・内蔵新田村の4ヶ村が合併して成立したもので、伊奈良という村名は、かつて板倉村の一部を伊奈良の里と称したことになむという。伊奈良村は、昭和30年に西谷田村・海老瀬村・大箇野村と合併して板倉町となり、今に至っている。

かつて板倉村の一部を伊奈良の里と称したということが確かであれば、東歌の伊奈良の沼の所在を考える上で有力な材料となるが、残念ながらそれに関しては文献上の裏付けが取れない。

伊奈良村という村名の由来については、『邑楽郡誌』に次のようにある。

往昔板倉村の一部を伊奈良の里と称し、著名の沼も旧くは伊奈良の沼と呼びしを以て新村名となしたるなり。大字板倉村は往古伊奈良の里と称せしが、後伊度良と詛り、更に伊度良と唱ふるに至り、大同元年以後文字を改めて板倉村と名づけたりと云ふ。

大同元年（807）という年号の記載があることで具体性のある話のようにみえるが、この記述によれば、イナラ→イトラ→イタクラという変化は平安初期までに起こったことになる。イナラ→イトラの変化は、ナがトに音韻交替した（na→to）ということであるが、n→dという子音交替はあり得るが、n→tは考えにくい。また、母音も、イナラならば二音節目・三音節目がaという同じ母音の繰り返し（nara）で安定した形をとっているのに、この調和を崩すような形（tora）に変化する必然性が説明しがたい。そして、その先のイトラ→イタクラという変化は、トの万葉仮名として用いた「度」の字をタクと誤読したことによって生じたとするわけであるが、これも考えがたい。確かに「度」の字には「支^し度^{たく}」と訓むように漢音タクという音がある。「目^め出^で度^{たく}」^{まうしたく}「申^め度^{たく}」のように当て字でタクと訓ませる用法

もある。しかし、これらの当て字の用法は鎌倉時代以降に生じたものとおぼしく、上代において万葉仮名の「度」はド（少数ながら清音のト）以外に訓んだとは考えがたい。平安初期以前の人が「伊度良」という表記を見れば、まずイドラ（あるいはイトラ）と訓んだはずで、これをイタクラと誤読することはあり得なかったであろう。伊^イナ^ナラ→伊^イト^トラ→伊^イ度^{タク}良という説明は、伊奈良の里を板倉村と結びつけるためのこじつけと思われる。

板倉町に鎮座する雷電神社のすぐ北に伊奈良神社がある。この神社が古いものであれば古地名を考える上で手掛かりとなるが、社殿の裏にある碑文によれば、この神社はこの地から出征していった戦没者を祀るために、昭和31年に建てられたものという。伊奈良神社という神社名は、伊奈良村という村名に由来するものと考えられ、古い時代にさかのぼるものではない。鎮座地の伊奈良村は前年の合併によってすでに消滅しているが、それ故にこそ、あえて伊奈良の名を神社名として残そうとしたのであろう。

以上が、上野国東歌・防人歌に登場する地名に関する考察である。

なお、未勘国歌の中に上野国の歌の可能性のあるものが4首ほどある。

- ①佐野山に打つや斧音の遠かども寝もとか子ろが面に見えつる（3473）
- ②子持山若鶏冠木の黄葉つまで寝もと吾は思ふ汝は何どか思ふ（3494）
- ③左和多里の手児にい行き逢ひ赤駒が足搔きを速み言問はず来ぬ（3540）
- ④真金吹く丹生の真朱の色に出て言はなくのみそ吾が恋ふらくは（3560）

①には「佐野山」という地名がよまれている。②③に「上毛野佐野」とあるので、巻14の編者が両者を同じものと考えたならば、①も上野国の歌と認定したであろうが、その確証が持てなかったものであろうか。

②の「子持山」、③の「左和多里」については、巻14の編者はこれらの地名がどこの国のものか決定

できなかったのであろう。「子持山」は渋川市の子持山、「左和多里」は中之条町の沢渡が念頭に浮かぶが、どちらの地名も上代にすでに存在していたという確証がないこと、また、他国にも同名の地名が存在した可能性のあることから、今日でもやはりそれと確定はできない。

④の「丹生」という地名は各地にある。和名類聚抄によれば、郡名に若狭国小丹生郡、越前国丹生郡があり、郷里名に伊勢国飯高郡丹生郷、近江国坂田郡下丹生里、上野国甘楽郡丹生郷、若狭国遠敷郡丹生郷、越前国丹生郡丹生郷、土左国安芸郡丹生郷、豊後国海部郡丹生郷がある。また、延喜式神名帳に載っている神社名に、大和国宇智郡の丹生川神社、同国吉野郡の丹生川上神社、同国宇陀郡の丹生神社、伊勢国飯高郡の丹生神社と丹生中神社、近江国伊香郡の丹生神社、若狭国遠敷郡の丹生神社、同国三方郡の丹生神社、越前国敦賀郡の丹生神社、越後国古志郡の小丹生神社、但馬国美含郡の丹生神社、紀伊国伊都郡の丹生都比女神社がある。

このように多数の「丹生」地名が古代に存在したことが知られるが、これらの中で東歌の地域に所在するのは上野国甘楽郡丹生郷（現在の富岡市北西部）のみである。この歌は未勘国歌ではあるが、上野国の歌である可能性が高いと考えられる。

上野国東歌には類歌のあるものが何首かある。それを示す。歌の上の丸符号付きの数字は、この節の冒頭に歌を列挙した折の数字と同じである。

- ④真金吹く丹生の真朱の色に出て言はなくのみそ
吾が恋ふらくは (3560)
・白真砂御津の埴生の色に出て言はなくのみそ吾
が恋ふらくは (11・2725)

この2首を比べると、1句目・2句目が異なるだけで、3句目以下は全く同じである。1句目・2句目も、「枕詞+地名+赤い(黄色い)土」という全く同じ構造をしている。偶然の一致とは思えないので、丹生の真朱の歌は、御津の埴生の歌(あるいはさらに別の類歌)を改作したものと考えられる。

- ⑩上毛野可保夜が沼のいはる蔓引かばぬれつつ吾
をな絶えそね (3416)
・入間道の大家が原のいはる蔓引かばぬるぬる吾
にな絶えそね (14・3378) 武蔵国東歌

この2首は東歌同士の組合せである。両者、1句目・2句目に地名をよむことが共通で、そこは異なるが、3句目は同じで、4句目・5句目もとてもよく似ている。

- ⑫伊香保風吹く日吹かぬ日ありと言へど吾が恋の
みし時なかりけり (3422)
・韓亭能許の浦波立たぬ日はあれども家に恋ひぬ
日はなし (15・3670)
・荒津の海潮干潮満ち時はあれどいづれの時かわ
が恋ひざらむ (17・3891)

この3首は、共通する語句はあまり多くはないが、歌の発想が同一である。その点では類想歌と呼ぶ方が良いかもしれない。

以上の3組に共通して言えることは、和歌における地名の働きである。元の歌の地名だけ取替えれば、それでその和歌はその土地のものとなる。地名にはそのような機能があると言えよう。

6. 明治22年の町村合併における群馬の地名

明治20年(1887)頃、日本国中には約71,000の町村があった。これらのほとんどは江戸時代以来のものであり、近代日本にとって、1つ1つの町村の面積はあまりにも狭すぎ、行政上不都合だった。そこで、明治21年(1888)に市町村制が施行され、翌明治22年(1889)に大規模な町村合併を行い、全国の市町村の数は約15,000になった。この大合併の折、江戸時代以来の村名は大部分が大字として残った。都市部を除いて、今に残る大字の大部分は江戸時代まで遡れる貴重な地名である。

群馬県においては、明治20年頃に約1,000あった町村が、明治22年の合併で209に統合された。その折、あらたに209の町村名が出現したわけである。

そのそれぞれの町村名の由来を考察したことがある。詳細はかつて発表したことがあるので、そちらに譲るが、この時に生まれた新地名は、実に様々な工夫して命名されたものであった⁽⁵⁾。その多くは、全くの無から有を生み出すのではなく、既存の地名を使って作られたものである。また、失われた古地名の復活も目立つ。ただし、その中にはやや問題があったと思われるものもある。ここではそのうちの3つを代表として取り上げることにする。

①吾妻郡伊参村

この村は、原岩本・五反田・蟻川・大道新田の4ヶ村が合併して成立した。新村名は、かつてこの地が伊参郷に属したと伝えられていることによる。

第4節で見たとおり、和名類聚抄に拠れば、吾妻郡には「長田^{奈加太} 伊参^{以左末} 大田^{於保太}」の3郷が属しており、「伊参」には「以左末」という附訓もある。明治22年の町村合併時における「伊参」という新村名は地名のみならず、かつての訓まで復活させたものである。しかし、かつての伊参の地が吾妻郡内のどこであったのか。明治22年に生まれた伊参村とかつての伊参郷とがどの程度重なっているのか、それは明らかではない。

むしろ、『吾妻郡村誌』（成立は明治10年代か）には、「上野国吾妻郡伊勢町」の「字地」条に、「伊参本町ノ南ニアリ、東西五町南北二町三十八間」とある⁽⁶⁾。すなわち、伊勢町の中に伊参という小字が存在するのである。伊参村は昭和の合併によって中之条町の一部になったが、今でも中之条町の中心部にある伊勢町には伊参という小字がある。この小字こそがかつての伊参郷の遺称地である可能性がある。そうであれば、かつての伊参郷と明治22年の伊参村とは地域がズレている可能性がある。

②西群馬郡上郊村

この村は、中里・保渡田・生原・井出の4ヶ村が合併して成立した。新村名は和名類聚抄の群馬郡に所属する上郊郷から取ったものである。

ところが、和名類聚抄の「上郊」にはその附訓に本文異同がある。以下の通りである。

a 加无豆左乃 高山寺本（平安末期）

b カンツサノ 名古屋市博物館本

（永禄9年（1566年））

c 加无止佐乃 大東急本（室町中期）

d 加無佐土 古活字本（元和3年（1617年））

これに拠れば、「上郊」の古訓は「かむつさの」ないし「かんつさの」であり、「かむさと」の訓は古活字本の誤りである可能性が高いであろう。「かむつさの」に漢字を与えれば、「上つ佐野」となる。

上野三碑や万葉集東歌に現れた「佐野」という地名が和名類聚抄では消えてしまっているが、あるいはこの群馬郡の「上郊（かむつさの）」がその遺称地であるのかもしれない。

③南勢多郡桂萱村

この村は、江木・堤・亀泉・堀之下・石関・東片貝・西片貝・三俣・幸塚・上泉・荻窪・上沖之郷・下沖之郷の計13ヶ村が合併して成立した。新村名は和名類聚抄の勢多郡に所属する「桂萱^{加以加也}」郷による。この郷名の1字目は諸本「桂」とするが、「桂萱」では「かいがや」とは訓めない。これに関しては、『角川日本地名大辞典 群馬県』の「かいがや 桂萱」の項に、「〔和名抄〕勢多郡九郷の1つ。訓は加以加也。諸本「桂萱」と表記するが、「桂萱」の誤写かとされている。宮城県多賀城跡出土木簡の1つに「桂草郷戌戌」と記されたものがあるが、これは当郷に比定されている。」とあるのに従いたい。木偏と手偏とはしばしば同様に書かれるので、「桂」から「桂」への誤写は容易に起こり得るし、「桂」には「かく」の訓があるから、「かかがや」→「かきがや」のイ音便で「かいがや」となり得るであろう。なお、この辞典に引く多賀城跡出土木簡は奈良文化財研究所のサイト「木簡庫」ではなぜか検出し得ない。

他に、明治22年の新地名の中には、万葉集にちなむものがある。第5節ですでに触れた多胡郡入野村（d）、南勢多郡黒保根村（i）、邑楽郡伊奈良村（l）などがそれである。万葉集の地名を考える上でこれらの地名は参考にはならないことに留意しな

ければならない。

7. おわりに

以上、古代の史料のうち、木簡、上野三碑、和名類聚抄、万葉集東歌・防人歌に見える上野国の地名を見て来た。

それらの地名が現在のどこに当たるのかを知るには、まずは現在の地名が最も簡便なその入口になるが、過去の地名が失われている場合には、文献を溯って過去の地名を探さねばならない。幸いに過去の地名が現在に生きていたとしても、その位置や範囲が普通りであるとは限らない。

古代においては大宝年間に国名表記が2字化され、和銅年間に郡名以下の行政地名が2字化された。どのような地名も無理にでも2字化されたために、たとえば「車」のような1文字の地名は「群馬」と2字化され、「上毛野」のような3文字の国名は「上野」と2字化された。ただ、読みは従来通り、「群馬」で「くるま」と読んだし、「上野」で「かみつけの」と読んだ。時代が降ると、表記に引かれて、「群馬」は「ぐんま」と読まれるようになり、「上野」は「かみつけ」→「かんづけ」→「かうづけ」→「こうずけ」と変化していったが、中には従来通りの読みが保持され、難読地名になったものもある。

古代における地名改変は、あくまで表記の2字化にとどまるものであったのに対して、近現代における市町村合併においては、多くの地名が失われた一方で、全く新しい地名が生まれた。その際、足して2で割る方式も多く用いられた。たとえば、「中山」と「尻高」とが合併して「高山」という地名が生まれた。群馬天文台のある高山村である。新地名とは言いながら、明治22年の町村合併に伴う新地名は、すでに130年以上の歴史を持つに至っている。

明治22年の大合併に続いて、昭和30年代初めの大合併、昭和37年5月10日に施行された「住居表示に関する法律」による地名変更、そして平成の大合併によって、多くの地名が失われたり、変更されたりした⁽⁷⁾。今後もまた同様のことが行われるかもしれない。それは行政の効率を目的としたものであるの

で、やむを得ないものかもしれないが、せめて新地名は歴史的な観点を十分に考慮した上で名付けて欲しいし、失われる地名についてはその記録をきちんと残してもらいたいと考えている。

古代の史料のうち、日本書紀や続日本紀は紙数の関係で触れることができなかった。また、平安時代以降の地名は考察していないが、平安以降にもきつと興味深い事例があることであろう。

地名研究は群馬学に資すること多大なものがあるように考える。

【注】

- (1) 用例の検索は、奈良文化財研究所のサイト「木簡庫」(<http://mokkanko.nabunken.go.jp/ja/>)を用いた。その2022年1月12日更新版である。
- (2) 北川和秀「地名二字表記化をめぐって」(『上代文学』111。平成25年11月)など。
- (3) 鎌田元一『律令公民制の研究』のうち「II 律令制国名表記の成立」(平成13年3月。塙書房)
- (4) 群馬県文化事業振興会編『群馬県史料集』第6巻「日記篇II」(昭和46年3月刊)所収。
- (5) 北川和秀「今に生きる群馬の古代地名」(『群馬県立女子大学国文学研究』30。平成22年3月)
- (6) 群馬県文化事業振興会『上野国郡村誌』11(昭和60年1月)
- (7) たとえば、「住居表示に関する法律」を受けて、前橋市では、明治22年の前橋町成立時に存在した石川町・南曲輪町・曲輪町・北曲輪町・柳町・神明町・豎町・立川町・横山町・桑町・紺屋町・本町(○)・連雀町・田町・堀川町・田中町・相生町・片貝町(○)・榎町・萱町・芳町・大塚町・中川町・新町・百軒町・諏訪町・小柳町・細ヶ沢町・向町・北神明町・一毛村・岩神村(○岩神町)・萩村・国領村(○国領町)・才川村・清王寺村・天川村(○天川町)・前代田村の一部・紅雲分村の一部(○紅雲町)・宗甫分村の一部・天川原村のうち、残ったのは○印を付けたもののみで、他は失われた。

これらに代わって新しく付けられた町名は、大手町・千代田町・表町・三河町・朝日町・城東町・日吉町・若宮町・住吉町・昭和町・平和町・文京町・南町などであった。

*明治22年の町村合併に伴う新地名については以下を参照した。

- ・『角川日本地名大辞典 群馬県』(昭和63年6月)
- ・群馬県総務部地方課『群馬県史町村合併史』(昭和38年3月)
- ・各市町村史

平安時代坂東と上野国の災害疫癘と防除祈願 —— 古代国家の護国經典書写転読と撰関期国分寺造仏事業 ——

飯塚 聡

序

神仏への祈願により国家の平安とこれを乱す災害疫癘を除き招福を図ろうとした古代、仏法の力による鎮国を図るべく護国經典講説や転読等の法会が国をあげてなされてきた。特に、地震、火山、旱魃といった自然災害や、疫病の蔓延に対する防除・攘災祈願として、護国經典の転読や書写、仏像の造像等が行われてきた。

本研究では、古代の災害疫癘の発生状況と、これに対峙した中央政府や地方諸国の取組について、護国經典を用いた仏教法会等の展開を通じて探ろうとするものである。特に坂東と上野国を中心とする災害疫癘への対応に着目し、中央政府と東国における護国經典や造仏の取組を辿り、災害に対峙する古代の国家と地方社会の様相を見通してみたい。

注目するのは、護国經典のうち自然災害や疫癘防除に特に効力を期待されていた六百巻の大部の經典『大般若経』であり、その坂東への弘通の過程とその歴史的意義についてである。平安前期の坂東での写経の実例として、群馬県はじめ近隣県ら中心に数多くの断巻等で現存する貞観13年(871)上野国前大目安倍小水麿が願主となり書写された『大般若波羅蜜多経』(安倍小水麿経)が、その歴史を伝えている。そして、長保3年(1001)には疫癘を打ち払うことを目的として、朝廷の指示により上野国司平重義が丈六十一面観音像1体を造立し、上野国分寺金堂に奉納安置している(『上野国交替実録帳』)。これら事例を通して、飛鳥・奈良～平安中期にかけての中央及び地方における自然災害や疫癘防除の法

会と祈願のあり方について検討する。

I 国家法会の成立と展開

1 飛鳥奈良時代の護国三部経の移入と法会

古代の日本は、自然災害や疫癘や争乱等に際し、神仏に祈願しその力によって除災を図る取組を国家的に行ってきた。時に応じ、神社を整備し諸神に奉幣し、また經典の書写・講説・読誦・転読が中央で大規模に行われ、地方諸国でも実施されてきた。

護国經典として知られている『法華経』、『金光明経(金光明最勝王経)』、『仁王経(仁王般若経)』は、いわゆる護国三部経と敬称され、飛鳥・奈良・平安時代を通じて尊ばれてきた。

古代国家はこれら經典に護国を託し、法会を盛んに行なった。『日本書紀』に見える法会を掲げる。

- ① 斉明天皇6年(660)5月、百の高座と衲袈裟を作り仁王般若の法会を設けた⁽¹⁾。
- ② 天武天皇5年(676)11月には『金光明経』『仁王経』を諸国で読誦⁽²⁾。
- ③ 同9年(680)5月には宮中と諸寺で『金光明経』を講説⁽³⁾。
- ④ 同15年(朱鳥元年、686)10月には宮中に百人の僧を請い『金光明経』を読ませる⁽⁴⁾。
- ⑤ 持統天皇6年(692)閏5月には都と畿内で『金光明経』を講説⁽⁵⁾。
- ⑥ 同7年(693)10月には諸国で4日間の『仁王経』の講説が行われる⁽⁶⁾。
- ⑦ 同8年(694)5月、『金光明経』経百部を諸国に送り、毎年必ず正月の上弦の頃に読誦し、供

養料は正税から支出することとした⁽⁷⁾。

また、天皇・上皇の病氣平癒の祈願の例として、大宝3年(703)持統太上天皇重篤により、畿内四か国に命じて『金光明経』を講説させている⁽⁸⁾。

2 仏教興隆政策と僧尼統制

『日本書紀』天武天皇14年(685)3月には、「諸国每家作仏舎、乃置仏像及経、以礼拝供養」との詔も出され⁽⁹⁾、7世紀後半～末の天武・持統朝には中央及び諸国で護国經典の講説や読誦が開始されるとともに、全国各地の在地豪族らに対し仏教への崇敬を更に促した。一方7世紀中～後半期を通じ、百濟大寺を嚆矢とする国家直営の国大寺造営⁽¹⁰⁾、寺院・僧侶への管理体制も構築されていき、国家主導による仏教興隆ならびに、仏教の力による国家社会の平安祈願という国家仏教の体制が整えられていった。

大宝元年(701)に大宝律令が完成し、職員令において治部省玄蕃寮が「仏寺、僧尼名籍、供齋」を管轄し、また僧尼令によって僧尼を管理し、その身分・生活・行動等が規定され、中央においては僧正・僧都・律師を幹部僧官とする僧綱が実務を管領した。地方では諸国に国師(延暦14年(795)以降は講師)を置き、国内寺院・僧侶を監督・教導し、地方において僧尼令の実効を担った⁽¹¹⁾。

3 国家法会の整備と全国展開

中国からの護国經典の将来に従って、国家的法会も次第に整備されてゆく。

前節で掲げた護国法会の②～⑤⑦に見える7世紀後末期の日本で用いられた『金光明経』は、中国南北朝から隋代にかけて訳された四卷乃至八卷のものが主であった。そして、唐の長安3年(703)に西明寺の義浄によって新たに訳出された『金光明最勝王経』十卷が日本に将来されると、次第にこちらが一般化する。その経説は、国王が本経を読誦し広めれば四天王がこれを守護し、その国土人民を外敵から守護し安らかにし、また国王が正法をもって治めれば国土は昌平豊樂、諸天善神が国土人民を守護する、と説くものである。

この『金光明最勝王経』に基づく法会は8世紀前

半期の720年代以降本格化する。神亀2年(725)7月に諸国の国司長官に対し、国家平安のため『金光明経』または『最勝王経』を転読せよとの詔が発せられて金光明最勝王経が本格的に登場し、神亀5年(728)には正式に『金光明最勝王経』十卷を国毎に配布し転読せしめ、天平9年(737)になると、8月には畿内七道諸国で月に二、三度読ませることとし、10月には大極殿において仏教経説研究の中心人物である道慈による講説が行われ、翌10年4月には国家隆平のため京畿内七道諸国で3日間転読がなされるなどした⁽¹²⁾。

そして天平13年(741)聖武天皇により国分僧寺・国分尼寺建立の詔が発せられ、国毎に金光明四天王護国之寺と法華滅罪之寺を造立し、『金光明最勝王経』『法華経』各一部を書写するとともに『最勝王経』を毎月転読することが命じられた。天平20年(748)には聖武天皇により、京畿七道に対し夏安居での最勝王経講説が命じられる。こうして国分二寺の整備に伴い、諸国で最勝王経の転読や安居会での『法華経』『最勝王経』の講説など、護国經典による法会が行われていった⁽¹³⁾。

8世紀後半には、宮中で『金光明最勝王経』を講ずる御齋会(最勝会)が行われるようになった。これは正月8日から14日の7日間にわたり、大極殿または紫宸殿にて請僧・従僧計数十人が参加し、天皇や皇太子・公卿らが聴講する最高格式の国家法会で、宮中の最重要年中行事の一つとなった⁽¹⁴⁾。天長7年(830)には薬師寺に最勝会が設けられ、承和元年(834)12月の空海の上表に基づき翌年正月八日より宮中真言院にて密教修法による法会(後七日御修法)の併修が開始され⁽¹⁵⁾、それぞれ国家安穩と天皇の息災延命を祈願した。

『仁王経』に基づく仁王会は、鳩摩羅什訳の『仁王般若波羅蜜経』の「護国品」において、国が混乱した際に百の仏菩薩を勧請し百の法師を招き本経を講ずれば鬼神が国土を守護し、災害を除滅し福德を得るという経説に基づく法会で、宮中ほか諸大寺・国分寺などで設けられた。なお唐の不空訳の『仁王護国般若経』がもたらされると、真言密教による鎮護国家への秘法でも用いられた。また文徳天皇以

降、即位に伴い宮中大極殿等に百高座を設け百僧を請うて盛大に行われる一代一度の仁王会が定式化された⁽¹⁶⁾。

飛鳥後期以降本格化した護国三部経の講説や転読は、奈良期から平安前期にかけて、宮中御齋会、薬師寺最勝会、京畿諸大寺ならびに諸国分寺の安居会、また宮中や諸大寺での仁王会など、国家法会として全国規模で実施されていった。護国三部経が、国家鎮護の根本経典として取り扱われた様子を確認することができる。

II 大般若経・金剛般若経と災害等防除祈願・除災祈願

1 大般若経と法会

8世紀以降、護国三部経とともに国家社会の除災祈願において重要な役割を果たした経典に、『大般若経』がある。これは、唐の玄奘三蔵が顕慶5年(660)から龍朔3年(663)にかけて集成・翻訳した、六百巻にのぼる大部の経典である。正しくは『大般若波羅蜜多経』と称し、その経題は「真実の叡智の完成」を意味する。一切の執着を捨てた悟りの境地の取得を説くもので、大乘経典において、最も初期に成立した代表的な経典群である⁽¹⁷⁾。訳者玄奘自身も「鎮国之典、人天大宝」と評価したと伝わる本経の日本での受容と展開について、以下諸先学の成果に導かれながら確認する⁽¹⁸⁾。

六国史に見える古代日本の『大般若経』による主な法会等を確認する。

(1) 8世紀

- ①大宝3年(703)3月、文武天皇の詔により四大寺で大般若経を読ましめ百人を出家させる⁽¹⁹⁾。
- ②神亀2年(725)閏正月には宮中に僧六百人を請い「除災異」のため読誦⁽²⁰⁾。
- ③天平7年(735)5月には宮中と大安・薬師・元興・興福の四寺で「消除災害」「安寧国家」のため転読⁽²¹⁾。
- ④天平9年(737)4月には大安寺の道慈の進言により、大安寺にて毎年僧百五十人を請い、「護寺鎮国」「平安聖朝」を願うため転読することが許可される⁽²²⁾。

⑤同年8月には「天下太平」「国土安寧」のため宮中十五箇所で僧七百人により『最勝王経』とともに転読⁽²³⁾。

⑥天平16年(744)3月には紫香楽宮大安殿で僧二百人にて転読一日、翌日には難波宮東西楼殿に僧三百人を請いて読ましめ⁽²⁴⁾。

⑦神護景雲元年(767)10月には大極殿にて僧六百人にて転読⁽²⁵⁾。

⑧宝亀7年(776)5月には宮中と朝堂で僧六百人に読ましめ⁽²⁶⁾。

⑨同8年3月には宮中で僧六百人・沙弥百人にて転読がなされるなどした⁽²⁷⁾。

以上、8世紀段階の『大般若経』の転読や読誦は、「消除災害」「安寧国家」等を目的とし、宮中や京内四大寺という特別の場所で、請僧数百人にて大規模に営まれた法会であることが特色である。

(2) 9世紀

⑩弘仁10年(819)7月、十三大寺と大和国の定額寺に対し「祈甘雨」のため各寺の僧に3日間転読させる⁽²⁸⁾。

⑪天長4年(827)5月、「祈雨」祈願のため畿内七道諸国に遣使し神社に奉幣するとともに、大極殿で百僧に三日間転読させた⁽²⁹⁾。

⑫承和2年(835)4月、「諸国疫病流行」のため十五大寺で転読させた⁽³⁰⁾、など。

このように、『大般若経』六百巻の転読は、万能の呪術的効果が期待されるものとしてあったことが伺える。平安初期には平安宮の春宮坊でも行われるようになり⁽³¹⁾、そして貞観元年(859)以降、季御読経として恒例の国家仏事となった。まず貞観元年二月からは毎年四季に転読法会が行われ、やがて元慶元年(877)三月以降は春秋二季となった⁽³²⁾。

(3) 地震停止祈願のための『大般若経』

大地震や地震頻発の際にも『大般若経』が転読・読誦され「停地震」が祈願されている⁽³³⁾。

①『類聚国史』巻百七十一「地震」の天長4年(827)12月14日条にて、「屈請僧百口於大極殿、転読大般若経三個日、為停地震」とある。この日以前に同年7月12日から当年12月初頭までの半年間に、50回前後もの地震が頻発していたこ

とを受けての法会であった⁽³⁴⁾。

- ②『類聚国史』同巻「地震」天長7年(830)正月28日条にて、同月3日出羽国で大地震が起こり、秋田城内の官舎や四天王寺の仏像・堂舎が倒れ、死傷者百十数人との報告がなされた⁽³⁵⁾。
- ③『類聚国史』巻百七十三「疾病」の天長7年4月25日条には、大宰府管内と陸奥出羽等の国で「疫癘流行、夭死稍多」により、五畿内七道諸国に対し僧二〇人以上をもって各国分寺で『金剛般若経』を3日間転読させ、更に同年5月中央においても大極殿に百僧を招き、「除地震及疫癘之災」かんがため、『大般若経』を7日間転読せしめている⁽³⁶⁾。出羽国大地震に加えて列島の東西で疫癘が流行という重大事態に際し、あらためて大極殿での法会がなされたのであろう。

2 地方への展開

一方管見では、8世紀末の長岡遷都後、地方においても『大般若経』の読誦等が行われ始めることを確認する。延暦8年(789)12月、桓武天皇生母高野新笠の病が好転しないため、「復安穩」せしめるべく畿内七道諸寺に7日間の読誦を命じている⁽³⁷⁾。

こうした地方での法会実施の前提としては、天平17年(745)9月に都と諸国にて薬師仏七体造立、『薬師経』七巻書写とともに『大般若経』を百部書写することが命じられたり⁽³⁸⁾、また天平勝宝年間(749~757)には僧満願が常陸国の鹿島神宮寺を創建し『大般若経』を書写した⁽³⁹⁾とあるなど、8世紀半ば以降、大部の『大般若経』が徐々に地方諸国に弘通する機会が用意されたことであろう。但しこの時点で地方でどの程度の規模で『大般若経』の法会が営まれていたかは不明である。

その後、平安期に入ると諸国に向けて奉読・書写促進の取り組みがなされてゆく。

- ①大同3年(808)正月には「疫癘方熾、死亡稍多、庶氏資惠力、救茲病苦」のため諸大寺及び畿内七道諸国に対し奉読せしめた⁽⁴⁰⁾。
- ②天長元年(824)4月には十五大寺と五畿内七道諸国に向け「防疫早」のため奉読せしめる⁽⁴¹⁾

など、諸国への発令も時に応じて行われた。

- ③大同4年(809)正月には天下諸国に対し「名神の為」に大般若経を書写し奉読し供養し、国分寺に安置せよとの命がなされるなど、諸国での書写の促進が図られている⁽⁴²⁾。

3 金剛般若経と法会

膨大な般若経典群の一部を構成する経典に、『金剛般若経(金剛般若波羅蜜経、金剛経)』がある。大般若経典群中の代表的な経典の一つで、「空」という語を用いず空の思想を説いており、最も簡潔で広く弘通する『般若心経』に次いで広く読まれてきた経典である⁽⁴³⁾。これについても『続日本紀』神亀4年(727)2月に「銷災異」のため僧六百人、尼三百人を請い中宮(聖武天皇夫人、藤原光明子の宮)にて転読が行われた⁽⁴⁴⁾のを初例とし、以後転読等の法会が登場し始める。天平7年(735)8月には大宰府で疫死者が多数出たため、管内神祇に奉幣するとともに大宰府観世音寺と管内各国諸寺にて同経を読ましめ⁽⁴⁵⁾、天平宝字2年(758)7月には国毎に同経を三十巻書写し国分僧寺に二十巻、尼寺に十巻安置し、恒に『金光明最勝王経』に副えて転読させることとなった⁽⁴⁶⁾。

『金剛般若経』は一巻という小部のものであり、その転読等の法会は主に地方諸国諸寺でも行われていたことに特色がある。それは、『大般若経』転読の場合、六百巻にのぼる大部の経典が揃い、数百名の僧が動員でき、かかる法会が遂行できる施設が必要となり、都の内裏や諸大寺などに限られる。これに対し、『大般若経』が未完備であったり、あるいは数百人もの僧侶の動員が困難であったであろう地方諸国において、小部の『金剛般若経』での法会が現実的であったであろう。なお初例として掲げた神亀五年の法会は、施設と僧尼計九百人の動員が可能な都の藤原光明子の宮であればこそ可能となった事例である。

平安期においてもその傾向は基本的には変わらない。弘仁9年(818)7月に発生した上野国を中心とした坂東大地震の際には、地震後の疫癘流行を防止せんがため、同年九月天下諸国に対し各国金光明

寺（国分僧寺）において五日間の『金剛般若経』の転読をさせている⁽⁴⁷⁾。そのほか、大同元年（806）3月には「崇道天皇（早良親王）」供養のため諸国国分寺で読ませたり⁽⁴⁸⁾、先述の天長7年（830）正月の出羽国大地震とこれに続く同年4月の大宰府管内及び陸奥出羽等での疫病流行死者多数により、五

畿内七道諸国の各国国分寺で『金剛般若経』を三日間転読させている。また、『続日本後紀』天長10年（833）6月8日条では「諸国疫病、夭亡者衆」のための「攘災」にあたり、諸国に対し、大国・上国・中国・下国の各ランク毎に練行の僧を請う人数を指定し、昼は『金剛般若経』の転読を、夜は薬師悔過

表1 坂東諸国の写経一覧（奈良・平安前期）

※一部信濃国の情報も含む。

	年月日	実施地又は対象国	納経先又は所蔵先	經典類	写経等の概要	典拠史料／備考
1	天平9年(737)3月3日	諸国(国毎)	在地	大般若経一部	詔して国ごとに釈迦像一体、扶侍菩薩二体を造らせるとともに、大般若経一部を写させしめる。	『続日本紀』
2	天平13年(741)3月24日	天下諸国	在地	金光明最勝王経、法華経各一部	天下諸国に命じて七重塔一基を造らせ、金光明最勝王経と法華経各一部を写させることとし、別に朕みずから金字金光明最勝王経を写し、塔ごとに一部置くこととする。	『続日本紀』「国分寺国分尼寺建立の詔」
3	天平17年(745)9月20日	京師及諸国	在地	大般若経百部、薬師経七卷	天平17年(745)9月20日条にて、都と諸国において大般若経合百部を写させるとともに、薬師仏像七軀(高6尺3寸)を造立させ、あわせて薬師経七卷を写させることとした。	『続日本紀』
4	天平19年(747)11月12日	武蔵国	中央?	武蔵国一切経	岡寺の三綱が金光明寺写経司(奉写一切経所)に示した目録の中に「武蔵国一切経」という文言あり。	『岡寺三綱牒』(『正倉院文書』)『大日本古文書』九・512頁
5	天平勝宝年中(749~757)	常陸国鹿島神宮寺	在地	大般若経六百卷	常陸国鹿島神宮寺に修行僧満願が到来し、大般若経六百卷を写し、仏像を作画し、8年間住持した。	『類聚三代格』卷二「年分度者事」所収、嘉承3年(850)8月5日付太政官符
6	天平宝字2年(758)7月28日	諸国(国別)国分僧寺尼寺	在地	金剛般若経三十卷	国別に金剛般若経三十卷を写し、国分僧寺に二十卷、尼寺に十卷安置し、常に金光明最勝王経に副えておき、それぞれ転読させる。	『続日本紀』
7	宝亀5年(774)前後	信濃国小県郡の伴氏の氏寺	在地	大般若経六百卷	『日本霊異記』に信濃国小県郡娘の伴連忍勝が氏寺を建て、出家して寺に住み大般若経書写を発願したという説話が掲載されている。寺の物を使用した罪と經典書写の功德が主題。『今昔物語集』卷十四の三十話の基にもなる。	『日本霊異記』卷下・第二一「用寺物復將寫大般若建願以現得善惡報縁」
8	年次不明(奈良後期)	中央	上野国緑野寺	一切経	鑑真の高弟道忠、東国に下り、上野国緑野寺に一切経を安置する(推定)。	天平勝宝6年(754)2月に来日した鑑真らは一切経を校訂したと伝える(『続日本紀』天平宝字7年(763)5月6日条、鑑真伝)。弟子道忠も関わった可能性も。
9	延暦16年(797)	上野国・武蔵国・下野国の道忠拠点寺院を推定	最澄	一切経の内、二千余巻の経論	最澄が一切経九千巻の書写を発願し、道忠と弟子達が二千余巻の経論を助写する。	『叡山大師伝』(『群馬県史』資料編4)※道忠開基と伝える上野国淨院寺、武蔵国慈光寺、下野国大慈寺を拠点として写経事業を実施したものと推測。
10	延暦20年(801)7月17日	上野国	在地	如法経(法華経)	僧道輪、朝廷・神祇・父母・衆生等のため、石造三重塔を建立し如法経を安置す。	群馬県桐生市新里町所在の重要文化財「塔婆石造三重塔(山上多重塔)」銘文(『群馬県史』資料編4)※写経し奉納と推定。
11	大同4年(809)正月18日	天下諸国	諸国国分寺	大般若経一部	天下諸国に命じ、名神のために大般若経を一部書写し、読経して供養し、国分寺に安置させた。	『日本後紀』
12	弘仁6年(815)	上野国緑野郡淨院寺	中央	一切経	緑野郡淨院寺の教興ら、皇族らのために一切経を書写する。	高山寺蔵「金剛頂一切如来實攝大乘現證大教王経」(『群馬県史』資料編4)
13	弘仁8年(817)	上野国・下野国の両宝塔	在地	法華経二千部一万六千巻	最澄東国伝道。門澄・広智ら、緑野寺で最澄から灌頂を受ける。また、法華経二千部一万六千巻を書写し、上野・下野両国に宝塔を建て八千巻づつ塔下に安置する。	『叡山大師伝』(『群馬県史』資料編4)
14	天長7年(830)3月16日	上野国か	中央?	大智度論	上野国佐佐郡教澄持経「大智度論」が写経される。	石山寺蔵『大智度論』(『群馬県史』資料編4)
15	天長10年(833)以前	坂東	在地	一切経	天長10年(833)より以前、恵運(入唐八家の一人。のちに安祥寺を創建)が4年間にわたり、坂東で一切経の書写を検校した。	貞観9年(867)6月11日『安祥寺伽藍縁起資材帳』(『群馬県史』資料編4)

	年月日	実施地又は対象国	納経先又は所蔵先	經典類	写経等の概要	典拠史料／備考
16	承和元年(834)5月15日	相模、上総、下総、常陸上野、下野	中央	一切経	勅により、相模、上総、下総、常陸、上野、下野の坂東六カ国の国司に対し、緑野寺一切経を経本に使用し、翌年9月までに進上することが命ぜられる。	『続日本後紀』※底本は緑野寺一切経。
17	承和2年(835)正月14日	相模、上総、下総、常陸上野、下野	中央	貞元新定积教目録と梵釈寺目録に掲載の經典類追加	上野等坂東六カ国に対し、一切経に加えて貞元新定积教目録と梵釈寺目録に掲載された經典類も追加書写させる。	『続日本後紀』※底本は緑野寺一切経。
18	承和5年(838)11月7日	京畿七道	中央	般若心経	京・畿内・七道に対し、庶民の疾病の憂いを無くし豊稔を願うため、般若心経を書写させる。その際、郡司百姓から一人銭一文もしくは米一合を集め、二分して写経料と供養料に充てることとする。	『続日本後紀』※底本は緑野寺一切経と推定。
19	承和6年(839)3月4日条	相模、武蔵、上総、下総、常陸、上野、下野	中央	一切経	勅により、相模、武蔵、上総、下総、常陸、上野、下野の坂東七カ国に分担し、一切経書写が命ぜられる。	『続日本後紀』※底本は緑野寺一切経と推定。
20	承和14年(847)閏3月	武蔵国分寺	在地、のち中央?	武蔵国一切経	武蔵国分寺僧最安が一切経を奉行し、沙弥澄照が書写。	『法隆寺一切経』所収「大菩薩藏經」卷十三※法隆寺一切経(康和元年(1099)着手、大治6年(1031)頃完成)の『大菩薩藏經』卷十三は、奥書により承和14年閏三月に武蔵国分寺僧最安が施行した一切経の零巻。
21	仁寿3年(853)5月4日	相模、上総、下総、常陸、上野、陸奥	在地	一切経	詔により、相模、上総、下総、常陸、上野、陸奥の六カ国に分担して一切経書写が命ぜられる。	『文徳実録』※底本不詳。緑野寺一切経か。
22	仁寿3年(853)5月14日	武蔵、信濃	在地	一切経	詔により、武蔵・信濃両国に一切経各一部の書写が命ぜられる。	『文徳実録』※底本不詳。緑野寺一切経か。
23	貞観13年(871)3月3日	上野国等	在地	大般若経一部六百巻	前上野国大目安倍小水麻呂、檀主として大般若経一部六百巻の書写事業をおこなひ、この日完了した。	群馬県立歴史博物館蔵『大般若波羅密多経』(安倍小水磨経)(『群馬県史』資料編4)※底本不詳。緑野寺一切経内の大般若経か。
24	貞観16年(874)閏4月25日	五畿七道(坂東各国及び下野薬師寺)	在地	金字仁王経を頒布	紫宸殿で六十僧による大般若経転読三日間。また金字仁王経七十一部を五畿七道に頒ち、国ごとに一部ずつ安置するとともに、下野国薬師寺、大宰府観音寺、豊前国彌勒寺には別に各一部ずつ置く。	『類聚三代格』卷二仏事上「経論并法会請僧事」所収、同年月日付太政官符

を修し、これらを各国の正税でまかなうことが命じられている⁽⁴⁹⁾。このように、『金剛般若経』は主に「疫癘」を避けるための効力が期待され、小部ゆえの取組みやすさもあり、広く地方諸国・諸寺を中心に転読が行われた護国經典であったといえる。

また一方で、平安期には中央でも『金剛般若経』転読の事例があらわれ出す。その目的は、禁中と東宮に「有怪異」⁽⁵⁰⁾、「謝物怪」⁽⁵¹⁾、「爲賀茂大神」⁽⁵²⁾などのほか、僧・沙弥計二〇名を請い内裏で転読⁽⁵³⁾、僧七人にて太政官庁で転読⁽⁵⁴⁾、また、近京十六か寺と近江国二か寺にて『般若心経』とともに転読したり⁽⁵⁵⁾、内裏で『大般若経』、近京二十六か寺と大和国三か寺にて『金剛般若経』をそれぞれ転読したように、内裏と近京諸寺とで大般若経と『金剛般若経』を分担した例もある⁽⁵⁶⁾。平安宮内では小規模で多様な目的で施行でき、また、各寺所有の同経をもって転読法会の同時開催も行われていったことがうかがえる。貞観元年(859)季御読経として国家

法会となった『大般若経』転読が数十人から百人規模の僧侶を要するのに対し、『金剛般若経』転読は僧の人数も数名から多くても二〇名程度であり、その時々様々な除災目的に対応し得る法会として、貴族社会の中で多用されていたものと考えられる。

III 坂東における『大般若経』の書写と弘通

1 平安初期東国の写経と「緑野寺一切経」

以上見てきたように、『大般若経』の読誦や転読により、除災と安寧国家、疫疾防除、旱魃への祈雨祈願、そして停地震などが期待された。その「鎮国之典、人天大宝」としての大部の經典の書写、読誦、転読による除災招福・国家安寧の祈願は、呪術的側面の色濃い法会であったと言えよう。

しかし『大般若経』転読は、時に請僧数百人の大規模な法会となるため、奈良期は宮廷や都の諸大寺で行われた。一方地方では大規模法会の開催は困難なため、小部の『金剛般若経』による転読等が主流

であった。国分寺・定額寺あるいは国庁など、法会のスペースはあれども、六百巻の『大般若経』を用意し、数百名の僧を集めるのが困難であったであろうことが容易に想像できる。奈良後期の国分僧寺・尼寺合わせても僧尼各20名計40名、これに国師（講師）が加わっても、官僧のみで百名の僧を集めての法会は一国だけでは極めて困難であった。

ただ、先述のとおり8世紀末以降、地方諸国においても『大般若経』読誦・転読等の法会が実施されるようになる。地方にも大部の同経が移入・書写され広がっていったことが伺われる。法会も地方の実情に合わせた工夫が成されたであろう。そこで、奈良・平安初期に坂東諸国周辺において、どのような経典が書写又は移入され広まっていたかを確認したい。

表1は、中央の命令や地域の取組における経典類の書写や移入等を通じた坂東諸国経典類蓄積を伺う表である。特に大部な九千巻の一切経やその内の六百巻の『大般若経』に着目したい。表のうち、1～3、6、11は中央政府の命令により護国経典類が書写され、国分寺等に具備させたものである。一方、5は先にも触れた事例で、僧満願が来訪し鹿島神宮寺を創建して八年間滞し『大般若経』書写等を行っている。諸国回遊の僧侶により新たに経典がもたらされる事例を確認する⁽⁵⁷⁾。

また、寺院や教団の意志に基づく経典の導入・書写について見てみると、上野国の道忠とその教団に関わるいわゆる「緑野寺一切経」の存在がやはり傑出する。延暦16年（797）、最澄の求めに応じて九千巻にのぼる一切経のうち二千余巻を助写した（表1—8）のをはじめ、天長10年（833）以前に恵運が検校となり4年間一切経書写が行われ（表1—15）⁽⁵⁸⁾、承和元年（834）には「緑野寺一切経」を底本として坂東六カ国で一切経をそれぞれ分担して書写・進上が命じられた（表1—16）。その後も承和6年（839）に坂東七カ国に対し一切経書写が命じられている（表1—19）。これもおそらく緑野寺所蔵経が底本とされたものと考えたい。仁寿3年（853）の坂東諸国ならびに武蔵・信濃両国に対する一切経書写（表1—21・22）も同様と推定する。

東国の国家的写経においてかくも重宝された「緑野寺一切経」とは、鑑真の「持戒第一弟子」「東国化主」と称された僧道忠⁽⁵⁹⁾が都からもたらしたものであろう。『続日本紀』天平宝字七年（763）五月六日条の鑑真死去に際し記載された鑑真伝によると「于時勅、校正一切経論、往往誤字諸本皆同、莫之能正、和上諳誦、多下雌黄」、即ち来日した鑑真に一切経の校訂が託され、鑑真は経文を暗唱しており、失明していたにもかかわらず多くの添削を加えることができたとの逸話を伝えている。聖人化された誇張表現であるが、鑑真とその僧集団による一切経校訂への取組の様子を垣間見ることができそうである。おそらく道忠は、鑑真と鑑真を取り巻く僧らによる校訂により誤謬が解消された一切経を携えて東国に下り、拠点とする緑野寺に所蔵し諸法会等に供していたのであろう。そもそも道忠も弟子としてその校訂作業に携わっていた可能性もあろう。中央からも評価された経本としての質の高さの由来はここにあると考える。その後の東国仏教にとり計り知れない財産となったことは、これを底本とする数度の書写事業を伝える表1が物語るとおりである。

ところで、道忠が鑑真のもとで戒律を学んだのは、鑑真一行が天平勝宝6年（754）2月1日に来日し、鑑真が天平宝字7年（763）5月6日に76歳で死去するまでの8年余りの間でのこととなる。鑑真らは来日後五年余は東大寺を拠点に活動した。天平勝宝7年東大寺に設けられた唐禅院に止住し、同年建立された戒壇院を運営し、各地から戒律を学びに集まった僧を指導した。天平宝字3年（759）鑑真は受戒した僧を指導する場として建立した唐招提寺に移り、亡くなるまで三年弱を過ごした。日唐の戒律の基本律典の『四分律』によれば、受戒後に五年の修学が義務づけられている。道忠はおそらく東大寺で鑑真から授戒し、戒律修学は鑑真が唐招提寺に移った後にも及んだ可能性がある。こうして鑑真のもとで少なくとも数年間以上学ぶ過程で、鑑真からは戒律とともに天台教学も受け継いだ。鑑真が将来した経疏類の中に、中国で天台宗を開いた智顛による『法華玄義』『法華宗句』『摩訶止観』（天台三大部）を始めとする文献も含まれ、閲覧の便宜が図

られていた。後に最澄がこれらを学んで日本の天台宗を開く契機となしたのは良く知られているとおりである。

道忠が東国で活動を始めた時期とその理由は不明であるが、一説として辺国の受戒希望者への授戒を可能にするため、天平宝字5年(761)正月に筑紫観世音寺と下野薬師寺に戒壇が設置されたことが掲げられている。近世前期の伝記集『律苑僧宝伝』や『招提千歳伝記』によれば、鑑真の弟子の唐僧如宝が下野薬師寺に住持し、その後天平宝字七年鑑真の委嘱により帰京し唐招提寺に住したとある。如宝は下野薬師寺戒壇で戒師をつとめたのであろう。道忠も共に下向したか、又は唐招提寺を任された如宝と交代で下野薬師寺に赴き戒師を引き継いだ可能性もあるが詳細は不明である。

東国での道忠の拠点、上野国緑野郡の緑野寺(浄院寺、般若浄土院)、下野国都賀郡の大慈寺(小野寺)、武蔵国比企郡の慈光寺である。後に道忠とその弟子達は、先述のとおり延暦16年に最澄の一切経を助写し、また会津慧日寺や筑波山を拠点とし天台宗を批判する法相宗の徳一の教勢と相対峙するなかで、天台教学を共有する最澄を東国から支援し、道忠没後の弘仁8年(818)には最澄の東国巡化を実現した。最澄は、道忠の弟子達に迎えられ、道忠

の拠点寺院である上野国緑野寺・下野国大慈寺に宝塔を建立し法華大乘経八千巻ずつを安置し塔下で法華経の長講を行った(『叡山大師伝』)。その後は、道忠の弟子円澄の第二代天台座主に始まり大慈寺広智の弟子円仁、安慧、徳円、更に徳円の弟子猷憲に至る五名は、いずれも比叡山に入り天台座主となっており、初期天台宗における道忠教団の果たした役割の大きさを物語っている。鑑真がもたらした天台教学は、最澄と道忠教団に共有され、平安初期における両者の結び付きの礎をなした。

2 貞観13年の『大般若経』(安倍小水磨願経)書写とその背景

こうして道忠教団とゆかりの寺院が守り伝えた一切経とそれに基づく仏教信仰が基盤となり、貞観13年(871)3月3日付にて、前上野国大目安倍朝臣小水磨が願主となった『大般若経』の書写がなされた⁽⁶⁰⁾。「緑野寺一切経」がもたらされてから数十年が経ち、大部の『大般若経』書写が、国司を経験した有力者によって発願され寺に奉納された。その写経末尾の奥書に記された願文は次のとおりである⁽⁶¹⁾。

無災殃而不消、無福楽而
不成者、般若之金言、眞空

表2 9世紀東国の主な大災害一覧

発生年月(記録年月)	災害内容	典拠史料
1 延暦19年(800)6月	富士山噴火	『紀略』延暦十九年六月六日条
2 弘仁9年(818)7月	坂東大地震(上野国甚大)	『類聚国史』卷百七十「災異部」五地震、卷十一「神祇部」十一祈禱上
3 天長7年(830)正月	出羽国大地震	『類聚国史』卷百七十「災異部」五地震
4 天長9年(832)5月	神津島噴火	『後紀』天長九年五月条
5 承和5年(838)7月	神津島噴火	『統後紀』承和五年七月十八日条
6 承和8年(841)2月	信濃国で地震	『統後紀』承和八年二月十三日条
7 7月	伊豆国で地震	『統後紀』承和八年七月五日条
8 嘉祥3年(850)10月	出羽国大地震・津波	『文徳実録』嘉祥三年十月十六日条、『三代実録』仁和三年五月二十日条(嘉承三年の地震を引用)
9 貞観5年(863)6月	越中越後大地震	『三代実録』貞観五年六月十七日条
10 貞観6年(864)5月	富士山大噴火	『三代実録』貞観六年五月二十五日条、七月十七日条、十二月九日条
11 貞観11年(869)5月	陸奥国大地震・津波	『三代実録』貞観十一年五月二十六日条、九月七日条(檢陸奥国地震使を任ず)、十月十三日条(清和天皇陸奥国救済の詔)
12 貞観13年(871)4月	鳥海山噴火	『三代実録』貞観十三年五月十六日条(四月八日発生)
13 元慶2年(878)9月	坂東大地震(相模・武蔵甚大)	『三代実録』元慶二年九月二十九日条(関東諸国大地震。相模・武蔵最も甚だし)、同五年十月三日条(元慶二年九月の国分寺被災状況を記す)
14 仁和2年(886)5月	伊豆諸島海底火山噴火	『三代実録』仁和二年八月四日条(五月二十四日、二十六日に火山噴火し安房国に降灰被害)、『紀略』『扶桑略記』仁和三年十一月二日条(伊豆国新生嶋図を献上)
15 仁和3年(887)7月	仁和大地震(五畿内七道諸国)・津波	『三代実録』仁和三年七月三十日条(京中建物顛倒。同日五畿内七道諸国も大震。津波が起こり摂津国の被害最も甚大)その後京都では八月下旬まで地震断続。『扶桑略記』同年月日条(信濃国大規模土砂崩れ等)

之妙典、被稱諸仏之父母、聖賢之師範也、所以至誠奉寫大般若經一部六百卷、三世大覺十方賢聖咸共證明、我現當之勝願必定熟貞觀十三年歲次辛卯三月三日檀主前上野國權大目從六位下安倍朝臣小水磨

冒頭4行を意識すると、「災殃は消えないものではなく、福樂は成らざるものではない。般若の尊い教えの言葉が満ち、真の空を説いたこの經典は、まさに諸仏の根源であり、あらゆる聖人や賢者の師たるべきものである」とあり、天下国家社会身辺における除災と招福を大般若波羅蜜の力で実現を図らんとする願いが記されている。そして、日頃から被ってきた様々な災いを前提に、「誠意を尽くして六百卷の『大般若經』を奉写することで、あらゆる覺者・賢者・聖人があまねく真理への道筋を照らされ、我（小水磨）の現世と来世の願いが必ずや成就せんことを祈願する」とある。

安倍小水磨經には書写発願の具体的な理由は記さ

れていないが、『群馬県史』通史篇2にて前沢和之はその動機として、書写された貞觀13年近年に発生した近国の自然災害である富士山大噴火（貞觀6年（864）5月）と陸奥国大地震（同11年（869）5月）ならびに、貞觀8年（866）閏3月の応天門炎上に伴う政治的大事件を掲げ、これらによって引き起こされた社会不安を可能性として掲げている。

9世紀の日本列島は、火山及び地震災害に頻繁に見舞われた時代であった。東国においても顕著で、主な大災害は表2のとおりである。

このうち表2—10の貞觀6年（864）の富士山大噴火は、青木ヶ原樹海を形成する膨大な溶岩が噴出し、富士五湖の姿を一部変えるなど、富士山の有史以来最大規模の噴火とも言われており、甲斐・駿河両国と相模・武蔵など南坂東に甚大な被害を及ぼしている⁽⁶²⁾。

そして、表2—11の貞觀11年（869）の陸奥国大地震は大津波も伴っており、多賀城の街区にも甚大な被害を与えている⁽⁶³⁾。よく対比される平成23年（2011）の東日本大震災では、震源から離れた関東内陸にも強震が及んだ（3月11日当日、群馬県内では最大震度「6弱」を記録「気象庁ホームページ・

表3 『僧妙達縁生注記』（『三宝絵詞』）に登場する上野国の写經主等

写經主・写經師	經典	功德の有無	備考（人物比定）
1 (写經主) 上野大掾三村正則	大般若經六百卷	大般若經六百卷を書写し、大河に橋を架けることに尽力した。この結果、大国王となった。（『三宝絵詞』：經典書写とともに、足下の悪い泥の地や沢に橋を架け、険しい場所に井戸を掘り人々に水を供給した功德により天帝釈宮に生まれた）	延長4年（926）の調庸布と中男作物の藩を同六年に東大寺に納付した際の輸送責任者である部領として「三村良則」が見える（延長六年（928）五月九日付上野国牒（推定）/『平安遣文』二二八・『群馬県史』資料編4）。部領は国司の一員が勤めることがあり、三村良則はその例か。上野国は東大寺の修理造営を担当する造東大寺所に割り当てられた封戸設置九か国の一つとして、東大寺の維持・修繕費の負担を通じて鎮護国家の一端を担っていた。未進となっていた貢納物輸送の勤めを果たした人物としての功德は影響していたか。
2 (写經主) 上野介藤原惟永	大般若經一部 法華經百部	書写した結果、十六大国の第一長者として生まれ、三代を経て大国王に生まれた。（『三宝絵詞』：菩薩の位に至った）	『三宝絵詞』では「藤原雄永」と記載。天慶二年（939）、群盗追捕の命を受けた上野権介に「藤原朝臣」（『本朝世紀』同年五月二十一日条）とあり藤原惟永とされている。物語中の惟永とはこの人物のことか。
3 (写經主) 上野介藤原興連	一切經	越後国の藤原縁風とともに願主となり一切經を書写したが、他人の物を取り用いておこない多くの人々を苦しめたものであったため、功德は苦しめられた多くの人にもたらされ、本人らは帝釈宮から遠ざけられた。（『三宝絵詞』：一切經書写のため新旧の經を集めて多くの人に負担を強いたため自身の功德にはならず帝釈宮の四隅に追いやられ、苦しんだ人々の功德となった）	『三宝絵詞』では「介藤原友連」「越後国に有し助道」と記載。「藤原興連」に類似する名の国司歴任者は次の2名。 (1)「藤原興風」……延喜4年（904）5月、上野国大掾に任ぜられる（『古今和歌集目録』「藤原興風十六首」）。 (2)「藤原連江」……延長六年（928）五月九日付上野国牒（推定）に大掾として署名（『平安遣文』228。※上記1の備考欄で触れた三村良則も登場）。 なお「藤原連江」は延喜15年（915）に上野介藤原厚載が殺害された事件に関連して、翌16年に殺害者と通じていたことで嫌疑をうけたことのある人物（『日本紀略』延長十六年十月二十七日条）。 ※以上、『群馬県史』資料編4を参照。
4 「上野国大般若奉書の人々」 伴今行、伊福部安則、市中秋宗、山口盛吉、清階道忠、尾張利富、大名僧人明、長祐（喜祐力）、明玄	大般若經 法華經	大般若經を書写し各々法華經を書写したが、彼ら写經師が布施を請い、飲酒しながら事を進めてしまったため、せつかく完成したものの帝釈宮には納められず棄捨され、九名の功德にはならず。	『三宝絵詞』には掲載無し。 九名の人物の詳細は不明。

震度データベース』)。極めて広大な被災地の復興には、現代でも相應の歳月が費やされることを我々は見聞し体験として承知している。ましてや千二百年前の大災害の復興は並大抵のことではなかったと想像する。計り知れぬ困難さを慮るばかりである。

一方、表2—3の天長7年(830)正月の出羽国大地震では秋田城の官舎や四天王寺の堂舎が倒壊し、死傷者百人以上と伝え、更に表2—8により二〇年後の嘉祥3年(850)10月にも出羽国で大地震が発生し、津波も伴い多数の犠牲者が出た。

陸奥・出羽と坂東諸国は、飛鳥・奈良期以来、征夷事業や人民移配を通じ相互に関係を有してきた。想像するに、坂東の人々にとり半世紀の間に三度の大地震や津波に見舞われた両国の民への憂愁の念も生じたであろう。また上野国の人々には周辺各地で災害が生ずる毎に、各地で言い伝えられてきたであろうかつての弘仁9年(818)の大地震(表2—2)が想起された可能性も推量する。

そうした様々な自然災害を契機として、安倍小水磨が『大般若経』書写を思い立った可能性はやはり大きかったと推察する。安倍小水磨は、貞観5年越中越後大地震、翌6年の富士山大噴火という越後・武蔵の南北の隣国の大災害を経、そしてついに貞観11年の陸奥国大地震を契機に、上野国と坂東の積年の災害も踏まえ、写経事業をおこした可能性がこのほか高かったのではないかと考えている。

この時期、『大般若経』は貞観元年(859)以来、季御読経として国家法会に位置づけられており、除災と安寧国家を祈るべく、宮中で年四季行われていた時期に相当する。小水磨願経の存在は、地方においても書写というかたちで『大般若経』による除災祈願が行われた例として位置づけることができる。

ところで『僧妙達蘇生注記』ならびに『三宝絵詞』によると⁽⁶⁴⁾、上野国内にて写経事業の例が4件掲載されているが(表3)、願主不明の1件を除く3件はいずれも国司が願主となっていることを確認する。これらは物語の要素が強く、いずれも年代不明で、実在の人物へ特定も困難である。しかしながら安倍小水磨は上野国前大目であり、ここに登場する国司の肩書をもつ願主の存在をもって推察する

に、平安前期に中央では貞観年間には、『大般若経』が国家法会として定例開催される一方、地方では諸国の国司又は国司経験者が『大般若経』書写を発願し、国家と地域の除災招福を祈願する役割を担っていた可能性があったのではないかと考える。

地方では、中央のように多数の僧侶を請うて一時に行う転読法会よりも、時間をかけた書写に力点が置かれ、国司または前国司主宰のもと、地域の有力者はじめ多くの民の協力を募り実施されたものと推察する。

IV 平安中期の国分寺への観音菩薩像奉造

『上野国交替実録帳』によると、長保3年(1001)5月19日付の太政官符にて朝廷からの指示を受けた上野介平重義が、上野国分寺金堂に十一面観音像を造立し供養したとの記載がある⁽⁶⁵⁾。

丈六十一面観音像壹體

件観音像、長保三年五月十九日官符、前前司平朝臣重義奉造供養、即安置金堂者、
(略)

『政事要略』によるとその官符は、諸国に対し「雑事三箇条」について発したもので、現在は講読師及び国分二寺僧尼に対する布施供養料に関して諸国に指示した一箇条のみ残る⁽⁶⁶⁾。現在欠失している残り二箇条の中に、観音像建立についての指示が含まれていたもの推定される。

なお、藤原行成の日記『権記』には、この時の事情が具体的に記されている⁽⁶⁷⁾。

(略) 申剋有不断仁王経御読経事、右大臣(藤原顕光)行事、僧等不具、威儀師観峯依触穢候陣外行事云々、次左大臣(藤原道長)於陣召余、令奏下諸卿定申紀伊守致時[源]朝臣申請雑事三个条并可攘疫癘事文上、神祇官御祈事、召廿一社司令祈申攘災由事、令祈申今月内可除愈由、神助有感者、奉寄封戸并可被賞社司云々、於十二門可被転読大般若経事、先年已有其驗、早可被行云々、下知諸国、令顕造丈六十一面観

音可令供養事、本願殊勝、然則官符下知後、六十日内開眼供養、可令言上其由、下知諸国、永以連署請文、可令勘会公文、講読師・国分二寺僧尼等布施供養事、年中御願国司監臨、慥可令勤行。於御前可被講演最勝王經事、同新繕写観音開眼、(略)

※傍線・()内は筆者補注。

これによると、造像の目的は疫癘の攘災と見られ、造像したのは十一面観音像で、官符の下知から六十日以内で開眼供養せよ、という内容であった。諸国国司は、疫癘攘災のため十一面観音像を造像試、国分寺に奉納したことが伺える。

なお、上野介平重義は、父親の代から藤原道長・頼通の家司として奉仕していた家の出自である⁽⁶⁸⁾。政権を主導し、人事権を行使する藤原北家御堂流の摂政関白家と家司受領との結び付きの中で、摂関盛期の地方施策がなされていたことの一場面をうかがい知ることができる。

結

古代日本においては仏教の力による鎮国のため、飛鳥後期に本格化した護国三部経を中心とした国家法会の概要を踏まえ、奈良期以降盛んとなった、『大般若経』による護国法会の経過をたどり、中央・地方それぞれの取組の差異も確認した。やがて平安前期の貞観年間には、幾多の大災害を経験した坂東において、「緑野寺一切経」以来の蓄積のもと、「安倍小水磨経」に象徴される、『大般若経』の書写が行われていった経緯について確認してみた。

結果として、中央において国家の恒例仏事ともなった盛大な『大般若経』転読法会に対し、地方においては、国分寺を維持管理し講師とともに国内寺院・僧尼を監督する国司または国司経験者による、『大般若経』の書写という取り組みが、国家と地域社会の除災招福を祈願する事業として重視されていった様子を辿ることができた。そしてその基礎が、奈良末平安初期以来の道忠とその弟子達が保持してきた上野国の「緑野寺一切経」であり、その価

値をあらためて認識する次第である。そして摂関時代盛期には、藤原北家御堂流の摂政関白家の家司が国司に任じられ(家司受領)、政権の意向を受けた様々な施策の中で、攘災のための観音像造像が行われていたことを確認することができた。

しかしながら、限られた記録史料のもとで、大災害に対する地方における除災招福の取組については、いまだ不明な点が多い。国をあげて取り組んできた護国経典に基づく法会について、地方における具体的な取組や経過について、それを支えた地域社会の様相とともに今後の課題としたい。

〔付記〕

本稿は、『群馬県立女子大学群馬学センターリサーチフェロー研究報告集第6期』(2022年3月15日刊、非公開)掲載の、「平安時代坂東と上野国の災害疫癘と防除祈願—古代国家の護国経典書写・転読と国分寺造仏事業—」を改訂したものである。

註

- (1) 『日本書紀』(以下、『書紀』) 齊明天皇六年五月条 是月、有司奉勅造一百高座一百衲袈裟、設仁王般若之会
- (2) 『書紀』 天武天皇五年十一月甲申条 遣使四方国、説金光明経仁王経
- (3) 『書紀』 天武天皇九年五月乙亥朔条 勅、緇、縣、糸、布、以施于京内廿四寺、各有差。是日始説金光明経于宮中 及諸寺
- (4) 『書紀』 朱鳥元年十月丙午条 請一百僧説金光明経於宮中 ※これは、八世紀後半に本格的に開始される宮中での最勝会(御齋会)の原初の姿と言われている。
- (5) 『書紀』 持統天皇六年閏五月乙未朔丁酉条 大水、遣使循行郡國、稟貸災害不能自存者、令得漁採山林池澤、詔令京師及四畿内、講説金光明経
- (6) 『書紀』 持統天皇七年十月丁巳朔(略) 己卯、始講仁王経於百國、四日而畢。
- (7) 『書紀』 持統天皇八年五月癸巳条 以金光明経一百部送置諸国、必取每年正月上弦説之、其布施以当国官物充之
- (8) 『続日本紀』(以下、『続紀』と略称) 大宝三年十二月十三日条。
- (9) 『書紀』 天武天皇十四年三月壬申条。
- (10) 百濟大寺は、『書紀』 舒明天皇十一年(639)七月条に「詔曰、今年、造作大宮及大寺。則以百濟川側爲宮處。是以、西民造宮、東民作寺、便以書直縣爲大匠、(略)十二月(略)是月、於百濟川側建九重塔」とあるわが国最初の国営寺院。後に高市大寺、大官大

寺と改称され、平城遷都に伴い移転し大安寺となった。また、天武天皇9年(680)に皇后の病氣平癒のために天武が発願し、持統天皇が引き継ぎ⁶造営した薬師寺もこの時代の国営寺院の代表例。

- (11) 大宝・養老令において、玄蕃寮の長官(玄蕃頭)が管掌する「仏寺、僧尼名籍、供齋」(『令義解』職員令治部省玄蕃寮条)の実務を、京内においては玄蕃寮管下の僧綱が執り行い、京外諸国諸寺においては国郡司が管領した(『令義解』僧尼令項ほか)。また、僧尼を管理しその身分・生活・行動等を規定する僧尼令は、大宝・養老令の第七編に掲載(『令義解』僧尼令項)。国師は大宝2年(702)に諸国に配置され(『続日本紀』大宝二年二月二十日条)、延暦14年(795)以降は講師と改称・改編された(『類聚三代格』卷三「諸国講師」延暦二十四年十二月二十五日付太政官符に引く、延暦十四年八月十三日付太政官符)。
- (12) 諸国の国司長官に対する『金光明経』『最勝王経』転読の詔は『続日本紀』(以下、『統紀』)神亀二年(725)七月二十五日条。また、神亀五年(728)十二月二十八日条において、諸国の『金光明経』は国毎に4巻本であったり8巻本であったり様々であったが、新たに十巻本の『金光明経』(=新訳の『金光明最勝王経』)を国別に頒布することとしたので、到着次第国家平安のため転読せよとの指示が諸国になされた。『金光明最勝王経』が今後の標準となったことを示したものである。天平9年(737)、畿内七道諸国で月に二、三度読ませるのは『統紀』同年八月三日条、大極殿での道慈の講説は同年十月二十六日条、天平10年の京畿内七道諸国で3日間転読は同年四月十七日条による。
- 天平9年に大極殿に召されて『金光明最勝王経』を講じた道慈は、大宝2年(702)に遣唐使とともに入唐し(『統紀』によると大宝元年一月二十三日条にて遣唐使が任命されたが、翌二年六月二十九日条によれば、元年に出航したものが風浪が激しく渡海が果たせず、翌2年によようやく出航できたとする)、養老2年(718)に帰朝した入唐僧(『統紀』天平十六年(744)十月二日条、道慈卒伝)である。唐では長安の西明寺に止住したが、ここは703年に『金光明最勝王経』を訳出した義浄の所属する寺であり、入唐直後にその完成を目の当たりにしたものと推測する。道慈は養老2年(718)の帰朝時に、この新訳の『金光明最勝王経』を日本に伝えたとされている人物である(井上薫『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館、1961年)。帰朝後は律師に任じられ、大安寺に止住してその造営を指導するとともに、大般若経その他の護国経典の研究や写経事業等にも取り組み、国家仏教の指導者として君臨した。しかし日本仏教界のあり方に疑義を呈し、天平10年前後以降、律師を退き、晩年は権力から離れたところに身を置いたという。
- (13) 『統紀』天平十三年三月二十四日条(国分寺・国分尼寺建立の詔)。なお、国分寺での法会は、詔において正月8日から14日まで『金光明最勝王経』転読のほか、安居会(夏安居:四月十五日~七月十五日)の際に最勝王経を講説(天平20年(748)8月聖武天皇が京畿七道に命ず)、天平勝宝元年(749)には京畿内

十一余寺と諸国にて国師が『最勝王経』及び『法華経』を講じて鎮国の洪基とせしめ(『東大寺要録』卷八「安居縁起」、延暦25年(805)には十五大寺の安居会に『仁王般若経』の講説が加わり、元慶元年(877)には、聖法興隆し天下益々安泰とせしめんがため、諸国講師は「法華・最勝・仁王三部経」を必ず講説することを徹底させている(『類聚三代格』二「経論并法会請 僧事」・元慶元年五月廿二日付太政官符)。

- (14) 御齋会の創始は、天平神護二年(766)と神護景雲二年(768)の二説がある(『平安時代史事典』平成6年・角川書店、今泉淑夫編『日本仏教史事典』平成11年・吉川弘文館)。当初は三論・法相の二宗の学僧による講演であったが、延暦21年には六宗の学僧に拡大された(『類聚国史』卷百七十七・仏道四「御齋会」)。なお、承和6年(839)には興福寺維摩会講師を勤めた僧が翌年正月の宮中御齋会講師を勤め、更に貞観元年(859)には3月の薬師寺最勝会の講師を勤めることとなり、これら三会の講師を遂行した僧(已講)が僧綱の律師に補任されることとなった(『類聚国史』同前)。
- (15) 薬師寺御齋会は『類聚国史』卷百七十七・仏道四「御齋会」、御七日御修法は『続日本後紀』(以下、『統後紀』)同年十二月十九日条など。
- (16) 天平元年(729)に朝堂と畿内七道諸国にて、天平勝宝5年(754)東大寺に百高座を設けて仁王経講説、天平宝字4年(760)宮中と東大寺で仁王会(『類聚国史』卷百七十七・仏道四「仁王会」)、そして延暦二十五年(806)4月に十五大寺及び諸国国分寺で仁王護国般若経を毎年講説させ「天下安和、朝廷無事」を祈願させることが全国で定例化した(『類聚三代格』卷二「経論并法会請僧事」同年四月二十五日付太政官符)。なお承和14年(847)には宮中で請僧八百人で講説させたり(『統後紀』同年閏三月十五日条)、また天皇即位時の一代一度の仁王会(一代一講)は、大極殿等宮中諸殿や各省寮庁を荘厳し、百高座を設け、七道諸国国分寺で同日開催される(『延喜式』玄蕃寮・仁王会)など、仁王会は時に盛大かつ大規模に行われた法会であった。
- (17) 『仏書解説大辞典』第七卷(大東出版社、1933年)、『日本仏教史事典』(吉川弘文館、2003年)、『仏教経典の世界・総解説』(自由国民社、2003年)ほか。
- (18) 「鎮国之典、人天大宝」は『大慈恩寺三蔵法師伝』(『大正新脩大蔵経』史伝部・第五〇卷 ※SAT大蔵経テキストデータベース研究会によりインターネット上で「大正新脩大蔵経テキストデータベース2018版」公開中)。

『大般若経』の受容や読誦・転読等について、堀池春峰「大般若経信仰とその展開」(『南都仏教史の研究』遺芳編(法蔵館・2004年。初出は1995年・2001年)、渡辺章悟「六国史にみる般若経」[付論 六国史にみる地震](東洋大学東洋学研究所『東洋学研究』49号、2012年)、渡辺章悟『大般若経』の転読会 その目的と変遷」、同『般若心経』の信仰(小峰彌彦・勝崎裕彦・渡辺章悟編『般若経大全』(春秋社・2015年)所収)、箕輪顕量「日本古代における『大般若経』の受容」(栄原永遠男・佐藤信・吉川真司編『東大寺

- の新研究』3（法蔵館、2018年）所収などを参照した。この中で堀池は、『大般若経』書写・読誦の目的を①両親や師の追善、②自身や他者の延命・病氣改善を祈る、③国土安寧・五穀豊穰、④既に起こった災異を鎮める、⑤災異の未然防止、に分類し、個人による書写等発願（①②）と、国家や官大寺による発願（③④⑤）に大別している。そして、堀池・渡辺により、その書写・読誦は奈良平安期を通じ、早魃による祈雨、地震・疫病の災を除くため、宮廷や諸大寺にて行われたこと等が確認されている。また、神前読経や奉納等、『大般若経』と神祇信仰との深い関わりも以前から指摘されてきているところである。箕輪によって、『大般若経』は大部の経典でありもっぱら読誦することで不思議な力を発揮すると認識され、般若を守護する十六善神の力も増大することから、日本の神祇への効果も期待されたとの考えも提示されている。
- (19) 『統紀』大宝三年三月十日条。
- (20) 『統紀』神亀二年閏正月十七日条。
- (21) 『統紀』天平七年五月二十四日条。四大寺とは藤原京及び飛鳥古京所在の大官大寺・薬師寺・法興寺（飛鳥寺）・弘福寺（川原寺）。平安初頭成立の『続日本紀』では、大官大寺と法興寺は平城遷都後の寺名（大安・元興）で記載。
- (22) 『統紀』天平九年四月八日条。
- (23) 『統紀』天平九年八月十五日条。
- (24) 『統紀』天平十六年三月十四日条、十五日条。
- (25) 『統紀』神護景雲元年十月二十四日条。
- (26) 『統紀』宝亀七年五月三十日条。
- (27) 『統紀』宝亀八年三月二十一日条。
- (28) 『日本紀略』（以下、『紀略』）弘仁十年七月十八日条。
- (29) 『紀略』天長四年五月十八日条。
- (30) 『統後紀』承和二年四月三日条。
- (31) 『日本後紀』（以下、『後記』）延暦二十四年（805）二月六日条に僧百五十人で宮中と春宮坊で『大般若経』読誦、『日本文徳天皇実録』（以後『文徳実録』と略称）嘉祥三年（850）十月二十三日条において東宮で七〇僧を請い『大般若経』を転読し「爲國祈」等。
- (32) 『日本三代実録』（以下、『三代実録』）貞観元年二月二十五日条によると、「請六十四僧、於東宮轉讀大般若経、今日起首、限三日訖、凡貞観之代、毎年四季轉讀大般若経、他皆效此」とあり、『大般若経』転読が毎年四季に行われる国家的法会「四季御読経」として位置づけられ、二月、五月、七月、十月のしかるべき日に六〇僧を請い、三日間の法会として行われた。その後『同』元慶元年（877）三月二十六日条において、「屈百廿僧於紫宸殿、限以三日、轉讀大般若経、今上踐祚之後二季修之、變於貞観四季之例也」とあり、貞観元年以来の四季御読経を改め春秋二季に行う「二季御読経」となった。
- (33) 渡辺省悟「六国史にみる般若経」（前掲註（18））。
- (34) 『類聚国史』巻百七十一「地震」天長七年七月～十二月条。
- (35) 『類聚国史』巻百七十一「地震」天長七年正月二十八日条。
- (36) 『類聚国史』巻百七十三「疾病」天長七年四月二十六日条、五月六日条。
- (37) 『統紀』延暦八年十二月二十三日条。
- (38) 『統紀』天平十七年九月二十日条。
- (39) 『類聚三代格』二「年分度者事」嘉祥三年（850）八月五日付太政官符「（略）太政官去承和三年六月十五日下称治部省符、得常陸国解僦、神宮司従八位上大中臣朝臣廣年、去天平勝宝年中修行僧満願到来此部、爲神発願始建件寺、奉写大般若経六百卷、凶画仏像、住持八箇年、神以感応（略）」（傍線筆者）
- (40) 『類聚国史』巻百七十三「疾疫」大同三年正月十三日条
- (41) 『類聚国史』巻百七十「早」天長元年四月二十八日条。
- (42) 『後紀』大同四年正月十八日条 令天下諸國、爲名神寫大般若経一部、奉讀供養、安置國分寺、若无國分寺者、於定額寺
- (43) 中村元・紀野一義訳注『般若心経・金剛般若経』（岩波文庫、2017年第78刷）
- (44) 『統紀』神亀四年二月十八日条 請僧六百、尼三百於中宮。令転読金剛般若経、爲銷災異也
- (45) 『統紀』天平七年八月十二日条 勅曰、如聞、比日、大宰府疫死者多、思欲救療疫氣、以濟民命、是以、奉幣彼部神祇、爲民禱祈焉、又府大寺及別国諸寺、読金剛般若経、仍遣使賑給疫民、并加湯藥、又其長門以還諸国守、若介、専齋戒、道饗祭祀
- (46) 『統紀』天平宝字二年（758）七月二十八日条 勅、爲令朝廷安寧、天下太平、国別奉写金剛般若経卅卷、安置国分僧寺廿卷、尼寺十卷、恒副金光明最勝王経、並令転読焉
- (47) 『類聚国史』（巻百七十「災異部」五「地震」によると、弘仁9年（818）7月、坂東諸国を大地震が襲い、被害は6か国に及び（相模、武蔵、下総、常陸、上野、下野等国地震、山崩谷埋数里、圧死百姓、不可勝計）、特に上野国付近では洪水も発生し甚大な被害を被った（上野国等境、地震爲災、水潦相仍、人物凋損）。朝廷は被災地を巡検し民の救済をはかった。また、『同』巻十一「神祇部」十一「祈禱上」によると、諸国国分僧寺に『金剛般若経』を5日間転読せしめ不祥の除去をはかり、また疫癘防除のため伊勢神宮への奉幣も行われている。朝廷では、この未曾有の大災害に対し、被災地と被災民への救済措置と神仏への祈願を重要施策としたことを確認する。
- なお当該地震については、松田猛「平安時代初期の地震一『類聚国史』弘仁九年の記事を中心に一」（『群馬県史研究』34号、1991年）、保立道久『歴史のなかの大地動乱一奈良・平安時代の地震と天皇』（岩波書店、2012年）、弘胤佑「文献史学からみた平安朝廷の弘仁地震への対応」（『シンポジウム「弘仁地震の実像に迫る一平安関東地方北西部の大震災」発表要旨集』広島大学教育学部自然地理学研究室・群馬大学地盤工学研究室・株式会社火山灰考古学研究所、2018）、拙稿「平安時代上野国の大災害と大般若経書写一『類聚国史』『中右記』そして『安倍小水磨経』一」（『群馬文化』335号、2019年）などで取り上げている。
- (48) 『後紀』大同元年（806）三月十七日条 奉爲崇道天皇、令諸國國分寺僧春秋二仲別七日、讀金剛般若経
- (49) 『統後紀』天長十年（833）六月八日条 勅曰、如聞、諸國疫癘、夭亡者衆、自非修善、何以攘災、宜令

- 諸國、各請練行僧、大國廿人、上國十七人、中國十四人、下國十人、三箇日內、晝轉讀金剛般若經、夜修藥師悔過、其布施者、三寶穀十斛、僧三斛、以正稅充行、俾致精進
- (50) 『紀略』延暦十六年(797)五月十九日 於禁中并東宮、轉讀金剛般若經、以有恠異也
- (51) 『類聚国史』卷十一祈禱・『日本紀略』
天長七年(830)閏十二月二十六日 請僧五口、奉讀金剛般若經、兼令神祇官解除、謝物怪也
- (52) 『後紀』承和六年(839)五月十一日 始自今日、限三箇日、爲賀茂大神、轉讀金剛般若經
- (53) 『紀略』弘仁十四年(823)九月二十四日 請僧十口沙彌十口於内裏、奉讀金剛般若經
- (54) 『三代実録』貞觀八年(866)四月廿五日 延屈七僧於太政官候廳、限以三日、轉讀金剛般若經
- (55) 『三代実録』貞觀八年四月五日 於近京十六箇寺及近江國梵釋寺、崇福寺等、限以三日、轉讀金剛般若經、般若心經
- (56) 『三代実録』貞觀八年三月五日 延六十僧於紫宸殿。限以三日。轉讀大般若經。於近京廿六ヶ寺及大和國香山。長谷。壺坂等寺。三ヶ日間、轉讀金剛般若經。
- (57) 満願は伊勢国の多度神宮寺創建に関わったことで知られる。延暦7年(788)『多度神宮寺伽藍縁起并資材帳』において所蔵經典に「大般若經六百卷」があり、『大般若經』と神祇との関係を物語るとともに、鹿島神宮寺同様、満願がこれに関与した可能性もある。
- (58) 貞觀9年(867)恵運が記した『安祥寺伽藍縁起資材帳』に坂東にて4年間一切經書写を檢校したことが記されており、当時完備していたであろう「緑野寺一切經」を底本とした事業であったことを推定する。
- (59) 道忠への敬称は『叡山大師伝』(『続群書類従』所収、『群馬県史』資料編4・291頁)より。道忠と道忠教団の活動及び緑野寺一切經については、堀池春峰「平安時代の一切經書写と法隆寺一切經」(『南都仏教史の研究』下・諸書篇、法蔵館・1982年、初出1971年)、由木義文『東国の仏教』(山喜房仏書林・1983年)等の他、菅原征子「写經活動と緑野寺」(『最澄の東国伝道』(『群馬県史』通史編2・1991年、第三章第一・二節)、同「両毛地方の仏教と最澄」(『東国仏教と最澄そして空海』(『日本古代の民間宗教』、吉川弘文館・2003年所収、初出1982・1983年)に詳述されている。
- (60) この『大般若經』については、前沢和之「安倍小水磨經をめぐって」(『群馬県史』通史編2原始古代・平成3年、第三章第四節)において詳細な考察がなされている。なお近年、平成25年度(2013)から28年度にかけて奈良国立博物館の野尻忠を代表とする科研・基盤研究C「平安時代の『大般若波羅蜜多經』遺品の総合的調査と歴史研究資料としての資源化」が実施され、詳細な原本調査等が行われた。平成29年3月の成果報告書『慈光寺蔵「大般若經(安倍小水磨願經)」の調査と研究』に所収の野尻忠「『大般若經(安倍小水磨願經)』の基礎的研究」において、原本・願文・料紙・書風等について検討がされている。本稿を為すにあたり前沢・野尻両氏の成果を参照した。
- (61) 群馬県立歴史博物館所蔵本(『群馬県史』資料編4・451—452頁。口絵図12に願文部分の写真版掲載)より。
- (62) 『三代実録』貞觀六年(864)五月廿五日 駿河國言、富士郡正三位淺間大神大火火、其勢甚熾、燒山方一二許里、光炎高廿許丈、大有聲如雷、地震三度、歷十餘日、火猶不滅、焦岩崩嶺、沙石如雨、煙雲鬱蒸、人不得近、大山西北、有本栖水海、所燒岩石、流埋海中、遠卅許里、廣三四許里、高二三許丈、火焰遂屬甲斐國堺
- ※噴火と被害については『静岡県史』別編2自然災害誌(1996年)を参照するとともに、火山としての変遷は『日本の地形5中部』(東京大学出版会、2006年)等を参照した。
- (63) 『三代実録』貞觀十一年(869)五月二十六日 陸奥國大地震動、流光如晝隱映、頃之、人民呼、伏不能起、或屋仆壓死、或地裂埋殮、馬牛駭奔、或相昇踏、城倉庫、門櫓墻壁、落顛覆、不知其數、海口哮吼、聲似雷霆、驚濤涌潮、浜漲長、忽至城下、去海數百里、々不辨其涯、原野道路、惣爲滄溟、乘船不遑、登山難及、溺死者千許、資産苗稼、殆無子遺焉
- (64) 『僧妙達蘇生注記』は、天治2年(1125)書写の仏教説話で、出羽国龍花寺の僧妙達が亡くなり閻魔王宮を訪れ、地獄の様子を見聞きしたのち生き返り、冥界での様子を語る蘇生譚。『三宝絵詞』は、永觀2年(984)源為憲が尊子内親王仏道修行の入門書として作成した説話集。絵は失われ詞書のみ残る。両書はともに登場人物が類似し、10世紀中頃の民間の仏教信仰の様子が語られたと考えられている。これらは菅原征子「僧妙達の蘇生譚」(『群馬県史』通史編2所収、第四章第六節)、同「僧妙達の蘇生譚にみる十世紀の東国仏教」(1)(2)(前掲註(59)・2003年所収。初出1991・1999年)にて詳述されている。本文は『群馬県史』資料編4にも収載。1060~61頁)。
- (65) 『上野国交替実録帳』「金光明寺項」(『群馬県史』資料編4 原始・古代4文献、1985年)
当史料については、追塩千尋『国分寺の中世展開』(吉川弘文館、1996年)、前澤和之『上野交替実録帳と古代社会』(同成社、2021年。旧稿「国分寺と「上野交替実録帳」—歴史考古学による古代地域像へのアプローチ—」(須田勉・佐藤信編『国分寺の創建 思想・制度編』吉川弘文館、2011年)の135頁等でも触れられている。
- (66) 『政事要略』卷五十五・「長保三年(1001)五月十九日官符」において、太政官が五畿内七道諸国司に宛てた「雑事三箇条」のうち。
- (67) 『権記』長保三年(1001)五月十九日条(『史料纂集』「権記」二、続群書類従刊行会、1987年)
- (68) 藤原道長家司としての行動は、『小右記』長和三年(1014)正月二十九日条「(重義)者左府侍所職事」、『御堂関白記』寛弘元年(1004)九月二十七日条「上野守重義献馬三疋、又少将(頼通)一疋」、十月二十一日条「早朝修理大夫(親信)献重義献馬」、長和四年(1015)九月二十日条にて三条天皇が道長の枇杷殿より新造内裏へ遷ることを賀して道長の家司らを賞した記載「被賞家子・家司等、(略)従四位下菅原典雅・平重義」など。

中世の鑿阿寺文書からみた災異と祈禱

森 田 真 一

はじめに

本稿の目的は、中世の東国における災異と祈禱について、鑿阿寺の祈禱文書を通じて明らかにすることにある。

中世の人々にとって、戦乱・病気・火災・怪異などは災い（災異・災禍）であり、祈禱の対象であった⁽¹⁾。近年の研究では、この中でも自然災害や疫病が注目されているが、中世の人々はこれらの災いをどのように受け止めていたのだろうか。

その回答として、天皇の元号改元の理由の過半は暦法上の災厄年とされる三合、彗星出現、地震・山崩れ、早魃、風害、水害、飢饉、疫病、火災、兵革（戦乱）、変異の出現などにあったという指摘がある⁽²⁾。また、僧侶の記録した史料から中世後期の人々にとって、生命に直接関わる災害は、洪水と飢饉と疫病であったという指摘もある⁽³⁾。

そうした中で以前に筆者は、佐藤博信氏の鑿阿寺文書についての研究などを参照しながら⁽⁴⁾、方法論としては富田正弘氏の祈禱文書の分析方法に基づき⁽⁵⁾、鑿阿寺の祈禱文書について考察した。その結果、祈禱文書の授受の全体構造を見通した上で、巻数の授受の基本事項について明らかにした⁽⁶⁾。

しかしながら、それぞれの祈禱がどのような災い（災異・災禍）を原因として行われたのかは、考察できなかった。そのために本稿では1において、祈禱の原因となった災異を分類し、その分類に基づいて、あらためて祈禱文書の全体を分析したい⁽⁷⁾。

その上で2では、祈禱の原因となった災異の種類や祈禱の対象者などの条件の違いを考慮しながら、個々に行われた祈禱についてみていく。そうするこ

とで、祈禱の各段階において、鑿阿寺と祈禱の命令者（施主⁽⁸⁾）とが、どのように祈禱に関与したのかが明らかにしていきたい。

なお、祈禱は決められた時期に定期的に行う定例祈禱・長日祈禱と臨時に行う臨時祈禱に大別される。富田氏によると、定例祈禱や長日祈禱は既に目的や期日が定まっていたので、施主からの祈禱命令を必要としなかった。他方の臨時祈禱は、鳴動や祈雨、病気平癒、合戦の勝利などのために臨時に行われるため、施主からの祈禱命令が必要であった⁽⁹⁾。

また、鑿阿寺では千手院などの供僧十二院があり、交代で年行事を担当した。以下に取り上げる鑿阿寺文書の史料の宛所が「鑿阿寺」でない場合、原則として十二院のいずれかということになる⁽¹⁰⁾。

1 災異からみた祈禱文書

祈禱に際して、施主と寺院との間で遣り取りされた祈禱文書は、富田氏が指摘しているように、施主の祈禱命令・寺院の祈禱報告・施主の返礼の3種類である。そのため、1では祈禱を実施する原因となった災異に基づいて、これらの文書についてみていきたい。

上の祈禱文書の機能の仕方について確認しておく、施主が鑿阿寺に祈禱を命じた（依頼した）文書が祈禱命令である⁽¹¹⁾。この祈禱命令を受け取った鑿阿寺が祈禱を実施し、その結果を施主に報告したのが祈禱報告である。巻数の授与を伴う祈禱の場合、鑿阿寺から施主に巻数が届けられた。鑿阿寺からの祈禱報告や巻数を受け取った後、施主が鑿阿寺へ礼を述べたのが施主の返礼である。

以上の祈祷文書の連続的な機能の仕方から判断して、施主の祈祷命令・鑿阿寺の祈祷報告・施主の返礼の順に文書は作成された。そのため、祈祷を実施する原因となった災異が何であったのかについて、これらの祈祷文書が作成された順に確認していきたい。

なお、佐藤氏が指摘しているように、古河公方などの関東足利氏の場合、祈祷文書の授受の際に雪下殿が介在する場合があったが、その他の領主が鑿阿寺に祈祷を命じる際には、原則的には直接、鑿阿寺と遣り取りしていた⁽¹²⁾。そのため、関東足利氏を除いて、領主は鑿阿寺と祈祷文書の遣り取りを直接おこなっていたということ論を進めたい。

(1) 施主の祈祷命令—祈祷状・祈祷奉書—

富田氏が指摘しているように、施主の祈祷命令には、施主が鑿阿寺に祈祷を命じた祈祷状、施主の意を奉じて鑿阿寺に祈祷を命じた祈祷奉書の2種類あった。また、長日祈祷や定例祈祷は既に祈祷の目的などが定まっていたので、特別に祈祷命令は必要なかったという⁽¹³⁾。したがって、以下では祈祷命令のある臨時祈祷が主な対象になる。管見の限り、鑿

阿寺文書の中で祈祷状あるいは祈祷奉書は16通確認でき、それらをまとめたものが表1である⁽¹⁴⁾。

表の見方を確認しておく、「祈祷内容」の項目に記したのが祈祷の内容、すなわち、どのような災異が原因となった祈祷であったのかということである。この祈祷内容の中には名称は異なっている、実質的には同じものもある。例えば「雨乞」と「降雨」は、雨が降るように祈るという意味では同じであり、「祈雨」という同じ項目に分類した。同じように、不例・違例・歓楽・違和・瘧病の名称はそれぞれ異なるけれども、病気の平癒を祈願している点は共通している。そのため、これらは全て同じ「病氣」の項目に分類した。「所在」は祈祷の対象者が、例えば鎌倉などに移動して所在が変わる際に、鑿阿寺へ祈祷が命じられた場合がある。このような祈祷の対象者の所在が変わることに伴う祈祷の場合、「所在」に分類した。「怪異」というのは、怪異が起きたために行われた祈祷のことである。

このように「分類」には、祈祷内容を分類するために「合戦」「所在」「病氣」「怪異」「祈雨」「その他・不明」などの項目を設けた。

では、以下に表1の祈祷命令について確認してい

表1 祈祷命令（祈祷状・祈祷奉書）一覧

No.	種別	文書名	年次	日付	宛所	祈祷内容	文書番号 (栃木県史)	分類					
								合戦	所在	病氣	怪異	祈雨	その他・不明
1	祈祷状	長尾景長書状案	—	2月28日	千手院	武運長久、子孫繁栄、領中安全	12号						1
2	祈祷奉書	大石道伯奉書	応永14	12月27日	鑿阿寺供僧御中	鳴動	25号				1		
3	祈祷状	左衛門尉久豪書状	—	3月13日	謹上 大杉御坊	鯉食	26号				1		
4	祈祷状	左衛門尉久豪書状	—	6月15日	謹上 鑿阿寺 年行事御坊	雨乞	27号					1	
5	祈祷状	足利荘代官香川元景書下	—	4月18日	鑿阿寺殿 御衆徒御中	公方	89号						1
6	祈祷状	大石道伯書下	応永17	8月24日	鑿阿寺衆徒御中	鎌倉用心	90号		1				
7	祈祷状	田沼長貞書状	—	夷則1日	御年行事 威徳院 御同宿中	乗馬の進上	93号						1
8	祈祷奉書	道繁奉書	応永21	7月2日	鑿阿寺供僧御中	違例	116号				1		
9	祈祷状	大石道伯書下	応永15	6月27日	鑿阿寺衆徒御中	降雨	118号					1	
10	祈祷状	足利荘代官香川元景書状	—	6月5日	鑿阿寺供僧御中	雨	120号					1	
11	祈祷状	尊徹書状	—	4月6日	鑿阿寺衆中	湯治	128号		1				
12	祈祷状	長尾景春書状	—	4月15日	謹上 鑿阿寺供僧御中	当陣	133号	1					
13	祈祷状	足利荘代官神保慶久書状	—	6月晦日	鑿阿寺年行事御坊	雨乞	150号					1	
14	祈祷状	長尾景長書状	—	2月5日	年行事 浄土院 御同宿中	内方の煩い	332号			1			
15	祈祷状	舞木景隆書状	—	8月20日	普賢院 御報	今度古河之義(不明)	369号						1
16	祈祷状	正覚院弘勝書状	—	8月4日	謹上 不動院殿	(不明)	399号						1
計								1	2	2	2	4	5

註 文書名は『栃木県史』に従った。ただし、No.5・6が「書下状」、No.9が「書下」とあって統一されていないので、いずれも書下とした。また、No.2・6・8・9・15の文書名を改めた。

きたい。表1の祈祷内容としては最も多い祈雨の祈祷命令について、史料を取り上げる。

ア自今日雨乞可有御祈祷精誠候由、堅被申候、
不可有御無沙汰候也、恐々謹言、
六月十五日 左衛門尉久豪（花押）
鑿阿寺
謹上 御年行事御坊⁽¹⁵⁾

史料アは、左衛門尉久豪が鑿阿寺の年行事に雨乞の祈祷を命じた祈祷状である。書止文言が「恐々謹言」で年号が記されていないという様式から判断して、おそらく『栃木県史』では文書名を書状としている。しかしながら、内容としては上意を受けた奉書に近い。祈祷命令の全体の様式などについては前稿で述べたので、ここでは繰り返さない。

さて、表1の祈祷命令（祈祷状・祈祷奉書）からわかる災異の種類は、全16通のうち、合戦1通、所在2通、病気2通、怪異2通、祈雨4通、その他・不明が5通である。全16通の中でその他・不明が5通もあるため、残りの項目の文書数は各1～4通だけであり、大きな特徴を捉えることは難しい。それでも、祈祷状・祈祷奉書はさまざまな災異が原因となって作成された、という点は指摘できよう。

(2) 鑿阿寺の祈祷報告—注進状—

施主からの祈祷命令を受けた東寺では祈祷を実施し、その内容を施主に報告したという。これが請文あるいは注進状である⁽¹⁶⁾。巻数を伴う祈祷の場合、施主には巻数が送られた。文書の機能の仕方から判断して、注進状も巻数も寺院には案文しか残らないが、鑿阿寺文書ではいずれも確認できない。

そのため、ここでは一切経会を鑿阿寺で行い、そのことを報告した注進状を祈祷報告の類例としてみとおきたい。該当する2点の文書を取り上げる。

イ「^(封紙ウハ書)進上 御奉行所 鑿阿寺供僧等」
^(追筆)「此文章可然歟、」

於当寺恒例一切経、自去六日至于同八日、殊致精誠奉転読候畢、以此旨可有御披露候、恐惶謹言、

三月十二日 鑿阿寺供僧等
進上 御奉行所⁽¹⁷⁾

ウ恒例一切経、自去六日至于八日三ケ日之間、
奉転読候、以此旨、可預御披露候、恐惶謹言、
永享四
三月九日 鑿阿寺供僧等
進上 御奉行所⁽¹⁸⁾

史料イは鑿阿寺における恒例の一切経会を3月6日から8日にかけて行い、特に一切経の転読をしたことを鑿阿寺供僧等が奉行所に報告したものである⁽¹⁹⁾。ほぼ同文の史料ウには、「永享四」（1432）の付年号が記されているため、史料イ・ウは鎌倉府の奉行所に宛てたものであろう。史料イの文中には追筆で「此文章可然歟」と記されており、文章が適切かどうかを残す必要があったため、鑿阿寺でこのような案文が作成されたようだ。

こうした一切経会の注進状を参考にすると、施主の祈祷命令を受けて鑿阿寺で祈祷が行われた後、史料イ・ウのような注進状（祈祷報告）が鑿阿寺で作成され、施主に送られたと考えられよう。

(3) 施主の返礼—巻数返事—

鑿阿寺から施主へ注進状や巻数が届けられた後、祈祷に対する返礼が施主から鑿阿寺に出された。これが施主の返礼である。前稿で指摘した通り、施主から鑿阿寺への返礼には、巻数返事の他に鑿阿寺の祈祷行為に対する返礼、すなわち祈祷返事とも呼ぶべき文書が8通存在する⁽²⁰⁾。しかしながら、東寺では巻数を請け取った記載のない巻数返事もあるようなので⁽²¹⁾、巻数返事と祈祷返事の区別は難しい。そのため、本稿では、巻数を請け取ったという記載のある施主の返礼のみを巻数返事として取り上げた。

さて、鑿阿寺文書では巻数返事（副状や返書、それに準じる文書も含む）が165通確認でき、それをまとめたものが表2である。先に確認した施主の祈祷命令の16通に比べると、巻数返事は圧倒的に数が多い。

表2は表1とは少し異なるので、説明しておきたい。祈祷は定期的に行う定例祈祷と臨時に行う臨時祈祷に分けられ、そのいずれについても巻数返事がある。そのため、大分類として祈祷を「定例祈祷」

表2 巻数返事一覧

No.	文 書 名	年次	日付	宛 所	祈祷内容	文書番号 (栃木県史)	分 類														
							定例祈祷					臨時祈祷					不明				
							長日	嘉例	歳末	年頭	その他・不明	合戦	所在	病気	その他・不明						
1	鎌倉公方足利持氏家御教書	文安元年	12月18日	当寺供僧中	歳末	13号			1												
2	鎌倉公方足利持氏家御教書	永享9年	12月22日	供僧中	歳末	14号			1												
3	堀越公方足利政知家御教書	文明7年	12月18日	鏡阿寺雑掌	長日	15号	1														
4	左衛門尉某書状	応永11年	11月26日	鏡阿寺年行事	歳末	16号			1												
5	堀越公方足利政知家御教書	文明6年	12月18日	鏡阿寺雑掌	長日	17号	1														
6	堀越公方足利政知家御教書	文明5年	12月17日	鏡阿寺雑掌	長日	20号	1														
7	足利成氏書状	—	12月26日	鏡阿寺	長日	21号	1														
8	散位長氏書状	—	3月28日	進上 鏡阿寺 御報	(不明)	22号															1
9	小山持政書状	—	12月19日	謹上 鏡阿寺供僧中	不例	23号														1	
10	前但馬守奉書	文安2年	9月27日	鏡阿寺供僧御中	還御	32号									1						
11	田沼長道書状	—	6月20日	御年行事 浄土院 御報	(不明)	100号															1
12	田沼長道書状	—	卯月24日	浄土院 御同宿中	城	102号															1
13	田沼長道書状	—	閏3月20日	浄土院 貴報人々	御料人 (病氣平癒)	103号															1
14	岩松持国書状	—	3月23日	謹上 鏡阿寺供僧御中	進免	117号															1
15	北条高広書状	—	11月9日	鏡阿寺 御衆中	在陣	119号															1
16	梅千代王丸足利義氏書状	—	霜月11日	鏡阿寺衆中	元服	126号															1
17	伊女長尾景春書状	—	5月22日	謹上 年行事	当陣	130号															1
18	兵部少輔房口書状	—	10月22日	謹上 鏡阿寺	(不明)	131号															1
19	智信書状	—	8月29日	鏡阿寺 貴報	当城御座	132号															1
20	定尊書状	—	6月25日	鏡阿寺供僧中	(不明)	137号															1
21	瑞雲院周興副状	—	3月16日	鏡阿寺衆中 御同宿中	社參	140号															1
22	瑞雲院周興副状	—	—	鏡阿寺 御報 御同宿中	御座	142号															1
23	布施為基書状	—	12月16日	謹上 鏡阿寺御返報	長日	145号	1														
24	布施為基書状	—	12月20日	謹上 鏡阿寺供僧御中	長日	146号	1														
25	岩松成兼書状	—	10月8日	謹上 鏡阿寺供僧御中	当陣	147号															1
26	定尊書状	—	8月21日	鏡阿寺供僧中	当陣	149号															1
27	蒙久書状	—	2月5日	藤本御坊 御報	改年	173号															1
28	民部少輔氏範副状	—	12月25日	謹上 牧大輔殿 御報	(不明)	177号															1
29	大炊助直綱書状	—	閏10月12日	謹上 年行事 御報	(不明)	194号															1
30	長尾房清書状	—	6月12日	謹上 年行事 御報	(不明)	203号															1
31	長尾房清書状	—	9月21日	謹上 年行事 御房江	当陣	204号															1
32	小池晴実副状	—	正月8日	千手院主様 御進上	年頭	207号															1
33	坂原泰恒書状	—	2月8日	安養院 御同宿中	(不明)	219号															1
34	安西政胤副状	—	極月23日	謹上 安養院	(不明)	221号															1
35	設楽成兼書状	—	12月15日	謹上 安養院 御報	(不明)	224号															1
36	長尾景長書状	—	8月28日	謹上 年行事 安養院	当城	225号															1
37	安西能胤副状	—	極月24日	謹上 安養院 御報	嘉例	226号															1
38	設楽成兼副状	—	12月26日	謹上 年行事 安養院 貴報	歳暮	227号															1
39	正覚院運諭書状	—	極月16日	安養院	歳暮	234号															1
40	佐野弘綱副状	—	3月11日	謹上 能福院	(不明)	239号															1
41	二階堂成行副状	—	閏2月22日	謹上 鏡阿寺 龍福寺	(不明)	242号															1
42	半隠書状	—	6月23日	御年行事 龍福院 尊答	(不明)	244号															1
43	安西政胤副状	—	12月23日	謹上 能福院	(不明)	246号															1
44	安西政胤副状	—	12月24日	謹上 能福院	(不明)	248号															1
45	前下野守了常書状	—	12月18日	謹上 能福院 御同宿中	(不明)	249号															1
46	前但馬守定之書状	—	霜月28日	謹上 能福院	還御	252号															1
47	正覚院弘勝副状	—	12月23日	謹上 年行事 龍福院	(不明)	257号															1
48	芳春院周興副状	—	12月24日	龍福院 貴報 御同宿中	長日	262号	1														
49	芳春院松嶺書状	—	極月24日	謹上 龍福院 尊報	歳暮	263号															1
50	重弘書状	—	正月28日	龍福院 御同宿中	(不明)	270号															1
51	舞木定綱書状	—	文月11日	年行事 金剛乘院 貴報	不例	275号															1
52	舞木定綱書状	—	7月19日	年行事 金剛乘院 御報	不例	277号															1
53	瑞雲院周興副状	—	卯月27日	金剛乘院 御報	(不明)	279号															1
54	瑞雲院周興書状	—	7月11日	金剛乘院 貴報	不例	281号															1
55	瑞雲院周興書状	—	7月19日	金剛乘院 御報	不例	282号															1
56	瑞雲院周興副状	—	正月12日	謹上 金剛乘院 貴報	長日	283号	1														
57	上松藤益書状	—	正月21日	金剛乘院 參 御尊報	年頭	290号															1
58	布施為基書状	—	極月18日	謹上 鏡阿寺 延命寺 御坊	長日	296号	1														
59	長尾頼長書状	—	7月2日	威徳院 御報	祈念 (病氣平癒)	299号															1
60	諸星信幸副状	—	4月17日	威徳院 御報	陣中	300号															1
61	諸星信幸副状	—	12月6日	宝珠院 御同宿 御中	当陣	302号															1
62	左近将監泰成書状	—	12月19日	謹上 宝珠院 參 御同宿中	歎乘	303号															1
63	設楽成兼副状	—	12月25日	謹上 宝珠院 御報	恒例	304号															1
64	芳春院松嶺副状	—	極月24日	謹上 宝珠院 御報	歳暮	309号															1
65	上座定基書状	—	12月25日	謹上 宝珠院 御報	歳暮	314号															1
66	法印運源書状	—	12月25日	謹上 宝珠院	歳暮	315号															1
67	舞木景隆書状	—	極月廿〇日	謹上 年行事 浄土院 貴報	歳暮	321号															1
68	芳春院松嶺副状	—	12月25日	謹上 浄土院 御報	歳暮	323号															1
69	長尾忠景書状	—	4月11日	謹上 浄土院	当陣	333号															1
70	前謙岐守和宣書状	—	5月2日	謹上 浄土院	(不明)	335号															1
71	源氏幸書状	—	5月14日	謹上 浄土院	当陣	336号															1
72	上座尊快書状	—	12月27日	謹上 浄土院 御報	歳暮	341号															1
73	安西政胤書状	—	12月24日	謹上 東光院	長日	350号	1														
74	塩谷常泰副状	—	9月晦日	謹上 東光院 御同宿中	(不明)	356号															1
75	正覚院尊教書状	—	12月24日	謹上 年行事 東光院	歳暮	358号															1
76	横瀬國廣副状	—	霜月18日	普賢院 御同宿中	(不明)	361号															1
77	由良成繁書状	—	11月18日	謹上 普賢院 御報	(不明)	362号															1
78	芳春院周興副状	—	極月25日	謹上 普賢院 尊報 御同宿中	長日	364号	1														
79	前但馬守定之書状	—	8月29日	謹上 普賢院	還御	372号															1
80	安西能胤副状	—	極月24日	謹上 普賢院	毎年	373号															1
81	設楽成兼副状	—	12月25日	謹上 年行事 普賢院 御報	歳暮	376号															1
82	小池晴実副状	—	極月25日	不動院 人々尊報	恒例	379号															1
83	安西晴胤副状	—	8月13日	謹上 不動院	動座	387号															1
84	安西能胤副状	—	極月24日	謹上 不動院 御報	先例	410号															1

中世の鑿阿寺文書からみた災異と祈禱

No.	文 書 名	年次	日付	宛 所	祈禱内容	文書番号 (栃木県史)	分 類																			
							定例祈禱					臨時祈禱					不明									
							長日	嘉例	歳末	年頭	その他・不明	合戦	所在	病気	その他・不明											
85	長尾景春書状	—	4月28日	謹上 不動院	(不明)	413号														1						
86	設楽成兼副状	—	12月27日	謹上 年行事 不動院 御報	例年	416号		1																		
87	空然足利義明書状	—	12月23日	年行事 六字院	歳暮	423号				1																
88	正覚院弘勝書状	—	7月23日	謹上 六字院	違和	428号												1								
89	正覚院弘勝書状	—	10月1日	謹上 六字院殿 御報	(不明)	429号														1						
90	正覚院弘勝書状	—	12月24日	謹上 六字院 御報	歳暮	431号																				
91	安西能胤書状	—	極月23日	謹上 六字院 御報	歳暮	442号																				
92	長尾景長書状	—	季夏28日	年行事 六字院 御同宿中	祈念 (病氣平癒)	443号												1								
93	長尾景長書状	—	林鐘26日	年行事 六字院 御同宿中	瘧病	444号												1								
94	長尾憲長書状	—	5月7日	謹上 安養院	在城	449号																				
95	設楽成兼副状	—	12月24日	謹上 年行事 六字院 御報	例年	451号		1																		
96	源氏重書状	—	閏10月11日	謹上 六字院	当陣	452号																				
97	前近江守持時書状	—	10月9日	謹上 鑿阿寺 六字院	当陣	456号																				
98	肥前守明資書状	—	閏10月10日	謹上 鑿阿寺 六字院 御同宿中	出陣	459号																				
99	足利義明書状	—	極月24日	年行事	歳暮	465号																				
100	足利成氏書状	—	12月17日	鑿阿寺	長日	466号		1																		
101	足利成氏書状	—	12月23日	鑿阿寺	長日	467号																				
102	足利成氏書状	—	12月15日	鑿阿寺	長日	468号		1																		
103	足利成氏書状	—	12月27日	鑿阿寺	歳暮	469号																				
104	足利義氏書状案	—	夷則19日	鑿阿寺 衆中	不例	470号													1							
105	足利政氏書状	—	7月10日	鑿阿寺 衆僧中	当陣	472号																				
106	沙弥某奉書	宝徳2年	6月13日	鑿阿寺 衆徒中	陣中	474号																				
107	太田持資書状	—	閏10月10日	謹上 鑿阿寺 御同宿中	著陣	475号																				
108	散位義定書状	—	3月23日	謹上 鑿阿寺衆徒 御中	(不明)	479号														1						
109	前近江守持時書状	—	12月4日	謹上 鑿阿寺	当陣	481号																				
110	布施為基書状	—	12月17日	謹上 鑿阿寺 衆徒御中 御返報	長日	482号		1																		
111	定尊書状	—	8月30日	鑿阿寺 供僧中	当陣	484号																				
112	沙弥道金書状	—	5月15日	謹上 鑿阿寺 供僧中	陣中	485号																				
113	平氏泰副状	—	9月4日	謹上 千手院	進免	486号																				
114	沙弥道芳書状	—	5月8日	謹上 鑿阿寺 供僧御中	当月祈禱	488号																				
115	源政能副状	—	閏6月6日	謹上 千手院	当陣	489号																				
116	源政能副状	—	極月26日	謹上 鑿阿寺 年行事	長日	490号		1																		
117	空然足利義明書状	—	12月24日	二位律師御房	歳暮	491号																				
118	上杉憲房書状	—	4月28日	鑿阿寺衆僧 御中	(不明)	493号																				
119	小山持政書状	—	閏10月10日	謹上 六字院	当陣	494号																				
120	山吉豊守書状	—	極月21日	謹上 延命院 參 御報	出陣	496号																				
121	足利成氏書状	—	12月15日	鑿阿寺 供僧中	当陣	499号																				
122	足利成氏書状	—	9月13日	鑿阿寺	進免	500号																				
123	足利成氏書状	—	12月25日	鑿阿寺	長日	501号		1																		
124	足利成氏書状	—	12月26日	鑿阿寺	歳暮	502号																				
125	足利高基書状	—	7月25日	威徳院	当陣	503号																				
126	足利高基書状	—	12月23日	鑿阿寺 供僧中	長日	504号		1																		
127	足利高基書状	—	小春23日	安養院	当陣	505号																				
128	足利高基書状	—	12月24日	鑿阿寺 供僧中	長日	507号		1																		
129	足利高基書状	—	12月24日	鑿阿寺 出世中	歳暮	508号																				
130	足利義明書状	—	暮冬28日	千手院	歳暮	509号																				
131	足利晴氏書状	—	極月23日	鑿阿寺衆中	歳暮	514号																				
132	愛松王書状	—	12月23日	龍福院	歳暮	519号																				
133	梅千代王丸足利義氏書状	—	極月26日	鑿阿寺衆中	長日	521号		1																		
134	梅千代王丸足利義氏書状	—	3月5日	鑿阿寺衆中	(不明)	522号														1						
135	右兵衛尉高基書状	—	12月4日	謹上 鑿阿寺 年行事	当陣	523号																				
136	設楽成兼副状	—	12月27日	謹上 年行事 御報	歳暮	531号																				
137	平氏行副状	—	12月24日	謹上 千手院 御報	恒例	535号																				
138	足利高基書状	—	霜月14日	威徳院	当陣	537号																				
139	足利成氏書状	—	12月25日	鑿阿寺	長日	539号		1																		
140	足利成氏書状	—	12月26日	鑿阿寺 供僧中	長日	540号																				
141	足利成氏書状	—	12月27日	鑿阿寺	長日	541号		1																		
142	足利成氏書状	—	12月28日	鑿阿寺	長日	542号		1																		
143	足利成氏書状	—	12月24日	鑿阿寺	長日	543号		1																		
144	足利成氏書状	—	12月17日	鑿阿寺	長日	544号		1																		
145	足利成氏書状	—	12月24日	鑿阿寺	長日	545号		1																		
146	足利成氏書状	—	12月25日	鑿阿寺	長日	546号		1																		
147	足利成氏書状	—	12月25日	鑿阿寺	歳暮	547号																				
148	足利成氏書状	—	12月26日	鑿阿寺	歳暮	548号																				
149	足利成氏書状	—	12月26日	興善寺	歳暮	549号																				
150	足利高基書状	—	極月23日	六字院	歳暮	551号																				
151	愛松王書状	—	12月24日	鑿阿寺	歳暮	558号																				
152	伊玄長尾景春書状	—	10月9日	謹上 年行事 御房	当陣	559号																				
153	長尾当長書状	—	霜月9日	謹上 鑿阿寺 御衆中	当陣	560号																				
154	佐野正綱書状	—	7月20日	謹上 千手院 御報	当陣	561号																				
155	河田長親書状	—	2月3日	謹上 千手院 貴報	在陣	562号																				
156	安西政胤書状案	—	5月12日	謹上 六字院	精誠 (病災)	569号																				
157	知恩寺岌長副状	—	8月28日	謹上 千手院 御報	当城鎮座	576号																				
158	大法師弘教副状	—	12月24日	謹上 千手院殿 御同宿中	歳暮	577号																				
159	治部少輔德泰書状	—	12月14日	謹上 鑿阿寺供僧 御中	歳末	580号																				
160	細川持之書状	—	正月6日	鑿阿寺 供僧中	歳末	584号																				
161	前但馬守某奉書	文安4年	8月20日	龍福院	還御	587号																				
162	長尾景長書状	—	3月20日	千手院 御報	出陣	593号																				
163	民部少輔義通書状	—	3月28日	謹上 御返報	(不明)	594号																				
164	足利義氏書状	—	3月26日	鑿阿寺衆中	鶴岡社參	606号																				
165	足利義氏書状	—	卯月27日	鑿阿寺衆中	(不明)	609号																				
註	文書名は基本的には『栃木県史』に従った。しかしながら、文書名やその他についても出典を記すことなく、先行研究などに基づいて改めた箇所がある。																28	8	34	2	1	37	10	13	3	29
																			73			63		29		

「臨時祈祷」「不明」の大きく3つに分けた。

続いて細分類として、定例祈祷については、「長日」「嘉例」「歳末」「年頭」「その他・不明」の項目を設けた。この中で例えば、史料中の嘉例・恒例・毎年・先例・例年の各巻数の名称はそれぞれ異なるけれども、毎年施主が受け取っていた巻数という意味では、実際には同じ位置付けの巻数であったと考えられる。そのため、これらは全て同じ「嘉例」の項目に分類した。大分類のもう一方である臨時祈祷の細分類については、表1の祈祷命令と異なり「合戦」「所在」「病気」の項目でほとんどが分類できるので、これに「その他・不明」の項目を設けた。

以下、表2の概要を確認すると、定例祈祷が73通、臨時祈祷が63通、不明が29通である。不明である理由の多くは、巻数返事の文面が簡潔であるため、定例・臨時のどちらであるのか判断できないことによる。副状や関連する返書も加え、不明も29通あるので比較は難しいが、定例祈祷と臨時祈祷では巻数返事の数にそれほど大きな差はない印象を受ける。

次に定例祈祷と臨時祈祷の巻数返事の特徴をそれぞれみておく。最初に定例祈祷についてみると、全73通の巻数返事に記された定例祈祷の内容は、「長日」「嘉例」「歳末」「年頭」「その他・不明」に細分類したが、いずれの項目であっても、この中で68通は日付が12月である。

それに対して臨時祈祷の巻数返事の特徴は、次の通りである。全63通の中で3通のみ祈祷の内容がその他・不明であり⁽²²⁾、残りの60通の祈祷内容は合戦、所在、病気のいずれかである。したがって、怪異の除災や祈雨を祈祷の目的とする巻数返事は一通もない。

以上、(1)~(3)を通じて、施主の祈祷命令、鑿阿寺の祈祷報告、施主の返礼のそれぞれに記された、祈祷の原因となった災異について確認してきた。(2)の鑿阿寺の祈祷報告に関する文書はないので、最後に(1)の施主の祈祷命令、すなわち表1と(3)の施主の返礼、すなわち表2に記された全ての災異について、定例祈祷と臨時祈祷に分けて、まとめておきたい。

最初に定例祈祷についてみると、明らかに定例祈

祷に関する文書は表2の施主の返礼のみにあり、全165通の中の73通である。この73通の中で、既述のように68通の日付は12月である。したがって、巻数は祈祷の効験が弱まらないようになるべく早く施主のもとに届けられた点も考慮すると⁽²³⁾、巻数返事の日付から考えて、定例祈祷自体も多くは12月に行われたと言えよう⁽²⁴⁾。

次に臨時祈祷についてみると、表1からわかるように、施主の祈祷命令の段階では、合戦・所在・病気・怪異・祈雨といったいろいろな災異が原因となって、祈祷は命じられた。しかしながら、鑿阿寺での祈祷が終わった後、鑿阿寺からの巻数を請け取った施主が鑿阿寺に出した返礼は、表2からわかるように、ほとんどが合戦・所在・病気のいずれかが原因となった祈祷に対してであった。すなわち、それ以外の怪異の除災や祈雨の祈祷について礼を述べた巻数返事は確認できない⁽²⁵⁾。したがって、施主が鑿阿寺へ巻数返事を送るまでに至った臨時祈祷は、限られた災異に対してであったと言えよう。

以上、1での結論は次の2点である。

- ①定例祈祷の多くは、12月に行われた。
- ②臨時祈祷では、施主の祈祷命令は、いろいろな災異が原因となって命じられた。しかしながら、鑿阿寺での祈祷が終わった後、鑿阿寺からの巻数を請け取った施主が鑿阿寺に出した返礼は、ほとんどが特定の災異を原因とする祈祷に対してであった。

2 施主と鑿阿寺の祈祷への関与

1で明らかになった2点の中で、ここでは②について注目したい。すなわち、臨時祈祷では、祈祷命令の段階ではいろいろな災異が原因となって祈祷が命じられた。しかしながら、祈祷の段階が進み、施主が鑿阿寺に返礼を出すまでに至った祈祷は、ほとんどが特定の災異に対してであった、という点である。

この点をさらに考えるためには、それぞれの臨時祈祷について、もう少し詳しくみていく必要があるだろう。とはいえ、具体的なある祈祷について、祈祷命令以下の全ての段階を追うことは難しい。そのため、2では臨時祈祷の各段階において複数の事例

を詳しくみていくことによって、施主や鑿阿寺が祈禱にどのように関与したのか確認していきたい。

(1) 施主の祈禱命令の発動

最初に施主がどのように祈禱命令を発動したのか、あるいは発動しなかったのかみていきたい。この点について、次の2つの史料を確認する。

工鑿阿寺鳴動事、令注進候之処、可被致御祈禱
之精誠由候也、仍執達如件綺、

応永十四年十二月廿七日 隼人佑(花押)

鑿阿寺供僧中⁽²⁶⁾

才就樺崎御影堂以下炎上事、態示給候、令悦喜
候、衆中預心得候者、所仰候、彼子細驚入候
也、恐々謹言、

二月十九日 弘尊(花押)

宝珠院僧都御房⁽²⁷⁾

史料工は応永14年(1407)に鑿阿寺から鳴動の注進を受けて、武蔵守護代の大石道伯(隼人佑)が上意を奉じて鑿阿寺に祈禱を命じた祈禱奉書である⁽²⁸⁾。前稿で指摘したように、施主が祈禱命令を発動する際には、自ら発意して祈禱命令を出す場合と鑿阿寺からの注進(報告)を受けて祈禱命令を出す場合があった。史料工の場合は、後者の鑿阿寺からの注進を受けて出された祈禱命令(祈禱奉書)となる。

他方で鑿阿寺からの注進を受けた後、施主は必ず祈禱命令を出したわけではなかった。それを示するのが史料オである。史料オは宝珠院から樺崎御影堂以下が炎上した報告を受け、了解したことを伝えた雪下殿・弘尊の返書である。史料オを含む樺崎御影堂以下の炎上については佐藤博信氏の研究があり、宝徳元年(1449)であることが指摘されている⁽²⁹⁾。

さて、史料オの文中の「仰せ」の主体は鎌倉公方の足利成氏であったと考えられ、鑿阿寺からの報告を弘尊は公方まで伝えていたようだ。そうしたところ、弘尊も驚いており、鑿阿寺の衆中も心得るよようにという公方の仰せが弘尊を介して伝えられた、と解釈されよう。

この他にも鑿阿寺が洪水の報告を雪下殿や公方に行い、そのことを了解した旨の返書が鑿阿寺文書には複数ある(後述)。史料オやそれらの文書におい

て、雪下殿や鎌倉(古河)公方は鑿阿寺からの報告に了解するだけで、史料工のように祈禱命令は出してない。なぜならば、史料オでは、炎上という災異に祈禱を命じる必要はないと雪下殿並びに公方が判断したからであろう⁽³⁰⁾。当然のことながら、命令が発動されなければ一連の文書の遣り取りを伴う祈禱行為は進展せず、鑿阿寺の祈禱報告や施主の返礼を作成する段階には至らない。

(2) 鑿阿寺における祈禱

ここでは施主の祈禱命令を受けた鑿阿寺が、どのような祈禱を行ったのか詳しく確認していきたい。

この点に関して、東寺文書には東寺の内部で遣り取りした史料があり、富田氏はそうした史料に基づいて、東寺における祈禱の詳細を明らかにしている。それによると、施主の祈禱命令を受けた後にどのような祈禱を行うかは、東寺が決定したという⁽³¹⁾。そのため、鑿阿寺で行う祈禱の詳細は、鑿阿寺が決定したと推測できる。しかしながら、鑿阿寺では寺院内部で祈禱について遣り取りした文書が確認できないので、巻数返事からどのような祈禱が行われたのかみていきたい。

鑿阿寺文書の巻数返事の中では数は少ないが、どのような種類の修法や經典・法要をどのような場所あるいは規模で実施したのかなどを記しているものもある。例えば、「大勝金剛供養法百座巻数」(No.20)、「大般若経巻数」(No.26)、「於大日堂被抽精誠」(No.54)、「不動護摩供百座」(No.85)、「於御堂七部大般若」(No.88)、「不動護摩供一七ケ日百座」(No.118)などである。すなわち、「大勝金剛供養法」や「大般若経」「不動護摩供」といった修法や經典、法要の種類、「大日堂」や「御堂」といった祈禱を行った場所、「百座」のような祈禱の座数、「一七ケ日」といった祈禱の日数などが知られる。こうしたことをわざわざ巻数返事に記している例が少ないことから、このような記載がある場合、鑿阿寺は通常よりも力を入れた祈禱に基づいて巻数を作成したと想定される。

以上のように、祈禱ごとに修法や經典、法要の種類、祈禱を行った場所、祈禱の座数、祈禱の日数な

どの詳細が決められたようだ。表1の施主の祈祷命令の中には、こうした祈祷の詳細について指示した文言のある文書がないことから、祈祷の詳細は鑿阿寺によって決められたと判断されよう⁽³²⁾。

(3) 病気の祈祷文書の比較

ここでは、祈祷の命令者や祈祷の対象者が異なることで、祈祷に違いがあるのか確認していきたい。そのことをうかがうことができるのは、病気の祈祷文書である。最初に病気の祈祷に関する祈祷命令を確認したい（傍線は筆者が記す。以下同じ）。

(上杉禪秀)
力御管領并御曹司御違例之間、被致御祈祷之精誠、可有御進上卷数・同本符之由、只今午剋被仰下候也、仍執達如件、

応永廿一年七月二日 沙弥道繁（花押）
鑿阿寺供僧御中⁽³³⁾

キ態啓達、仍内方煩申候付而、衆中有御談合、於御堂御祈念候而可給候、頼入候、然者御布施式百疋進上候、余吉角田(繼)繼殿尉口上二申含候、恐々謹言、

但馬守

二月五日 景長（花押）
年行事
浄土院
御同宿中⁽³⁴⁾

史料カ・キは施主から鑿阿寺への祈祷命令であり、病気に関する祈祷命令は表1の中ではこれが全てである。病気に関する祈祷命令であるから、重要なのは祈祷の命令者（施主）ではなく病気平癒の祈祷の対象者と考えられよう。では、祈祷の対象者によって、鑿阿寺における祈祷は変わったのであろうか。

最初に祈祷の対象者を確認しておく、史料カは関東管領の上杉禪秀（氏憲）と御曹司⁽³⁵⁾、史料キは足利（館林）の領主である長尾景長の内方である⁽³⁶⁾。史料カが室町期、史料キが戦国期であり、両史料の時期は異なる。それでも、これらの人物を大まかな階層で分類すると、史料カの関東管領と御曹司は鎌倉府体制のもとでは最上位の身分であり、史料キの長尾景長の内方は身分としては相対的に低いだらう。

次に史料の内容についてみていくと、史料カは前稿でも触れたように、室町期の応永21年（1414）に沙弥道繁が関東管領上杉禪秀の意を奉じて鑿阿寺に宛てた祈祷奉書である。関東管領の意向とは、禪秀自らと御曹司が病から回復するように祈祷して卷数と本符を進上せよというものである。祈祷の対象者が関東管領という高い身分であったため、祈祷命令の段階から、祈祷の後に卷数を送るように明確に命じている。

次の史料キは戦国期の16世紀半ばに、長尾景長が内方の煩いについて、鑿阿寺へ祈念を「頼み入る」＝依頼したものである⁽³⁷⁾。前稿でも述べたように、景長が鑿阿寺へ祈祷を命じているのではなく、依頼しているのは、おそらく祈祷の対象者である内方が本来的な祈祷の対象ではなかったからであろう。施主が丁重に祈祷を依頼する場合、文中の傍線部の「衆中有御談合」のような表現がみられる傾向にあるが、本文書もそれに当てはまる。

以上のように史料カと史料キを比べると、そもそも祈祷を受けることができるのかは、祈祷の対象者の性別（身分）が重要であったようだ。この点は、鑿阿寺が一方向的に決めていたわけではなく、祈祷を命じる（依頼する）施主の側でも想定しており、そのために史料キの長尾景長は丁重に祈祷を依頼したと考えられよう。

次に施主の返礼である卷数返事によって、病気の祈祷についてみていく。病気の卷数返事は内容が定型化されたものが多いので、次の史料で確認しておきたい。

ク瘡病相煩申候付而、不合聞召候、於大堂有御精誠、衆中卷数越給候、誠二忝目出此御事候、今日者少減気候、偏御祈念故迄候、何様気直候上、万々可申述候、此由何も御心得所仰候、恐々謹言、
追而、平臥之式候間、判形不申候、非存疎略候、

但馬守

林鐘廿六日 景長
年行事
六字院

御同宿中⁽³⁸⁾

史料クは先の史料キの差出人でもある足利（館林）長尾景長の「瘧病」について、鑿阿寺が巻数を送ってくれたことを謝し、病状が少し改善したのは祈祷のおかげであると本人が礼を述べた巻数返事である。本文書を収載する『群馬県史 資料編 7 中世 3』では（2252号）、おそらく宛所の六字院が年行事を担当したのが子年であることを根拠に、永禄7年（1564）に年次比定している。

史料クに限らず、病気に関する巻数返事では最初に祈祷の対象者の病状を記し、鑿阿寺が同人に祈祷した、あるいは巻数を送付したことを謝し、その結果、病状がどの程度、改善したのかを施主が記すことが一般的である。おそらく祈祷を命じたあるいは依頼した施主、祈祷した鑿阿寺の双方にとって、祈祷対象者の病状の改善が重要であったからだろう。例えば史料クでは「今日者少減気候」と少し症状が改善したことを記し、他にも「一兩日者少御減気之分候」（No.51）と類似の表現があり、「去自十七日悉平元二て候」（No.52）、「定臈而可為御平元候」（No.54）のように完治したことが記される場合もあった。

さて、病気の巻数返事は13通確認され、小山持政の嫡孫・虎犬丸の病気が副状と一緒に2通（No.9・62）、鎌倉（古河）公方の病気が6通（No.51・52・54・55・104・156）、雪下殿の病気が1通（No.88）、長尾顕長の病気が1通（No.59）、長尾景長の北から依頼のあった景長の病気が1通（No.92）、長尾景長の病気が1通（No.93）、長尾氏の御料人の病気が1通（No.13）である。祈祷対象者の多くは鎌倉（古河）公方や雪下殿、小山氏や長尾氏などの有力領主やその嫡孫であり、長尾景長の北すなわち北の方＝「身分の高い人の妻」（正妻か）や御料人＝「貴人の息女を敬っていう語」⁽³⁹⁾など女性に関与したのは2例だけである。

ここでは、そうした女性が祈祷対象者の例と女性が祈祷依頼者の例を巻数返事によって確認したい。すなわち、前者が御料人を祈祷対象者とする病気の巻数返事、後者が長尾景長の北が祈祷依頼した病気の巻数返事である。以下、それぞれについて史料を取り上げる。

ケ御料人之御祈念、御衆中有御同意、巻数態以御使僧被指越候、則披露申候、内上南・実城、何も千秋万歳日出候由被申候、上、此前蟲氣二折角被申候つる、御祈念故、一兩日者機嫌も好御座候とて、不尋常悦被申候、此由委可申達候由被申候間、御使へも能々申渡候、自三方之御返事、具彼口上二申達候、恐々謹言、

田沼和泉守

潤三月廿日 長道（花押）

浄土院

貴報人々⁽⁴⁰⁾

コ従北祈念之義被頼入候哉、依之衆中有御談合、被成御精誠、巻数越給候、目出満足之至候、今日者少減気二候、畢竟御祈祷故候、将亦判形不申候事、全非無沙汰候、珍重猶重而可申達候、恐々謹言、

但馬守

季夏廿八日 景長

年行事

六字院

御同宿中⁽⁴¹⁾

史料ケは、足利（館林）長尾氏の家臣の田沼長道が浄土院に宛てた巻数返事である。年次は黒田基樹氏によって、天正8年（1580）に比定されている⁽⁴²⁾。したがって、史料ケは天正8年に浄土院が御料人の祈念を行い、巻数を送って来たことに田沼長道が謝意を表したものである⁽⁴³⁾。

次の史料コは、先の史料キ・クの差出人と同じ足利（館林）長尾景長の巻数返事である。本文書を収載する『群馬県史 資料編 7 中世 3』では（2253号）、おそらく宛所の六字院が年行事を担当したのが子年であることを根拠に、史料クと同じ永禄7年（1564）に年次比定している。史料クの日付が「林鐘」、史料コの日付が「季夏」で両方ともに6月の異称で共通していることから、史料ク・コは同年同月に遣り取りされた一連の文書と位置付けられよう。

さて、史料コは以前に北から祈念について「頼み入る」＝依頼していたようだが、鑿阿寺が巻数を送って来たことに長尾景長が謝意を表したものである。

文中では先の史料クと同様に「判形不申候」と記されているので、景長の体調が良くなかったことがうかがえる。したがって、祈祷の対象者は景長本人であり、そのために北がこれ以前に病気になってしまった景長の祈祷を依頼したと考えられよう。

史料ケ・コの共通点は文中の傍線箇所「御衆中有御同意」「衆中有御談合」とあることで、先にみた史料キの長尾景長の内方の場合と同様である。前稿でも指摘したが、この表記はよくよく寺内の衆中与相談して祈祷してくれた、というニュアンスではないだろう。

このように、史料ケ・コのような女性が病気の祈祷対象者あるいは祈祷依頼者(命令者)である場合、強く祈祷を望んだことをわざわざ巻数返事に記している。この点は、史料キの施主の祈祷命令においても同じである。ということは、祈祷対象者の立場だけでなく祈祷命令者の立場であっても女性が病気の祈祷に関与した場合には、鑿阿寺における祈祷の実施が難しかったと考えられよう。そのために施主は祈祷を希望していることを丁寧に鑿阿寺に伝えることで、祈祷を実現していたのである。

(4) 洪水の文書からみた祈祷

ここでは、自然災害の中でも洪水の史料を取り上げたい。1で確認したように、施主の祈祷命令・施主の返礼のいずれであっても、洪水に関する祈祷文書は、鑿阿寺文書では1通も確認できない⁽⁴⁴⁾。洪水ではなく、旱魃に伴うと考えられる祈雨の祈祷命令が4通確認できるだけである。

では、そもそも洪水に関する史料が鑿阿寺文書にないのかと言うと、そうではない。既に『近代足利市史』の中でも述べられているように、鑿阿寺が渡良瀬川の近くに位置していたためか、鑿阿寺文書の中には洪水について記した史料が複数ある⁽⁴⁵⁾。それらの史料を読むと、鑿阿寺や雪下殿は洪水の被害を受けていたことがわかる。

そのような状況であったにも関わらず、どうして洪水に関する祈祷文書が鑿阿寺文書にはないのであろうか。次の5点の史料を取り上げて、このことを考えたい⁽⁴⁶⁾。

サ自千手院如言上候者、今度之洪水、寺中以外之由候、誠口惜思召候、当所之体可有推察候、恐々謹言、

八月五日 尊愰(花押)
龍福院⁽⁴⁷⁾

シ今度大風洪水二付而、自衆中以飛脚御申上、一段御悦喜之由、上意候、於我々も肝要至奉存候、則御書相調令進覽候、将又愚所へ抹茶一器、送給候、一入令賞翫候、委曲期後信候間、不具候、恐々謹言、

九月三日 景隆(花押)
年行事
浄土院
御報⁽⁴⁸⁾

ス今度古河之義付而、被御申上候、殊洪水故遅延之様体、具令披露候、御悦喜之段、上意候、内々御書雖可被成候、言上無之候間、不能其義候、今度之義御祈念専一二候、如承候、不断無沙汰候間、於向後相当之義可走廻候、事々令期来音候条、闊筆候、恐々謹言、追而衆中有談合、御祈念能々可被成候、

八月廿日 景隆(花押)
普賢院
御報⁽⁴⁹⁾

セ就洪水之事、此方江被移御座候処、御懇示預候、悦喜申候、尤被御取静候八ん時分、御参上可然候、巨細重而可申述候、恐々謹言、

八月廿九日 法橋定基
〔龍〕
龍福院

謹上 御報⁽⁵⁰⁾
ソ此方水御座候、如何様被御申上候趣、可令披露候、連年水様存候処、今度事者四方堤水越入候間、土民事者不申及候、傍輩中も悉以上堤候、御前者御座暈不浸候、雖然御庭大船指著候而、水増者堤へ可有御上由思食候処、漸水引候間、無相違候、愚身者堤二薬師堂之上候而、在所者水中仕候、然問何方へも可被移御陣候、天氣不思様候間、御陣所不見廻候、通路事者如承断絶候、御懇切承畏入候、恐々謹言、

八月七日 法橋定基（花押）
 謹上 普賢院
 御報⁽⁶¹⁾

史料サ～ソは、洪水について記した文書である⁽⁶²⁾。史料サ以外は宛所の脇付に「御報」と記されているように、鑿阿寺から来た文書への返書であることがわかる。史料サは文中に「自千手院如言上候者」と記されているので、千手院からの返書を千手院とは異なる龍福院に宛てている。そのため、脇付の「御報」は付いていないが、史料サも実質的には鑿阿寺への返書という点では同じである。したがって、これらの5点の史料は、基本的には鑿阿寺からの報告に対する返書である点が共通している。

では、順番に史料を確認していくと、史料サは千手院からの報告（「言上」）の通り、今回の洪水によって鑿阿寺内がたいへんな状況になっていることに対する雪下殿・尊愍の返書である。年次が比定できる尊愍の発給文書は文明12年（1480）のものであり、明応初年（1492～）には、雪下殿は次代の空然に代替わりしたと考えられている⁽⁶³⁾。したがって、史料サの年次は、おおむねその間のいずれかであろう。

さて、文中の「思召」は尊愍の自敬表現ではなく、公方を指しているのではないだろうか。しかしながら、「思召」の前に敬語の「被」は用いられておらず、雪下殿と公方とが身分としては高く、立場としては近いことがうかがえるのは、史料オと共通していよう。したがって、史料オの御影堂の炎上と同様に史料サの洪水に際しても、雪下殿は公方にこの情報を伝えていたのであろう。

文中では雪下殿・尊愍は洪水という事態を了解しているだけで、祈祷は命じていない。先にみた応永14年（1407）の史料エの鑿阿寺からの鳴動という怪異の報告に対しては、雪下殿が主体ではないが、祈祷が命じられていた。しかしながら、史料サの洪水では、尊愍は祈祷命令を鑿阿寺に発動していないのである。

史料シは、古河公方の取次役であった舞木景隆が浄土院に宛てた返書である。景隆は永禄3年（1560）には改名して定綱を称しているため、それよりも前

の文書である。すなわち、改名前の景隆は、公方晴氏の晩年と公方義氏の梅千代王丸段階に活躍したと考えられている⁽⁶⁴⁾。文意は大風洪水についての鑿阿寺からの報告は、重要であると古河公方の上意を伝えたものである。先の史料サと同様に、鑿阿寺からの大風洪水という報告に対して、公方は祈祷を命じていない。あくまでも事態を了解しているだけである。

史料スは、史料シと同人の舞木景隆が普賢院に宛てた返書である。文中には「御祈念専一」「御祈念能々可被成候」という文章があるため、表1の祈祷命令の一通とした（No.15）。内容は抽象的でわかりにくいだが、「今度古河之義」について祈祷を命じたものである。文章の前半に「殊洪水故遅延」と記されているので、洪水のために遣り取りが遅れたことがうかがえる。

注目すべきは、そうした洪水という事態であるにも関わらず、鑿阿寺がこれ以前に景隆に報告したのは「古河之義」であって、洪水についてではない、という点である。もちろん、この「古河之義」の中には洪水についても含んでいるのかもしれないが、少なくとも先の史料シの「今度大風洪水」のように、文章の冒頭で洪水について記していない。また、景隆自身も史料スの中で洪水について言及しているのは、遣り取りが遅延した点に関してのみである。したがって、史料スの全体の中では、洪水が主題になっているとは捉えにくい。

史料セは、雪下殿の取次役である牧定基が龍福院に宛てた返書である。定基は古河公方の足利成氏・政氏段階に活躍し、15世紀末には法眼定延を称したようである。そのため、上座・法橋・法眼を順に称した定基においては、法橋段階の史料セの年次は15世紀後半のようである⁽⁶⁵⁾。

注目されるのは傍線部の箇所であり、洪水のために雪下殿が御座を移したことについて、これ以前に鑿阿寺が文書を送ってきたことに謝意を伝えている。史料セによって、洪水に直面した雪下殿が行ったことは、洪水の影響のない場所に御座を移すことであったと知られる。

史料ソは、史料セと同人の牧定基が法橋段階の15

世紀後半において普賢院に宛てた返書である。既に佐藤氏などによって取り上げられている周知の史料であるが⁽⁵⁶⁾、傍線部の雪下殿の所在地について注目しながら、あらためて解釈したい。

長文なので1行目の後半から解釈していくと、連年の雨の状況はわかっていたつもりだが、このたびは四方の堤において浸水してきたので、土民については言うまでもなく、傍輩もみな堤を上った。雪下殿・尊厳の御座の畳は浸水しなかったが、庭には大船が着き、さらに水が増すならば堤に上ろうかとお考えになられた。そうしたところ、ようやく水が引いてきたので、上る必要はなくなった。定基は堤の薬師堂に居て、在所は水没してしまった。雪下殿の陣所はどちらにでも移せるのであるが、天気がよくないので、陣所を見渡すことができず、通路は断絶している、となろう。

かなり深刻な水害の被害が出ていたようであるが、民については「土民」と記し、「土民については言うまでもなく」と記載も淡白である。それよりも、牧定基が重視したのは、自らの主人である雪下殿の御座についてであった。この点は先の史料セとも共通しているのである。

以上、洪水についての史料を5通確認してきた。これらの5通に共通しているのは、鑿阿寺からの報告に対する返書であったということ、そうした鑿阿寺からの報告を受けているにも関わらず、明確な洪水の祈祷命令が一通もないということである。また、史料セ・ソをみると、雪下殿などの上位権力者は、洪水において御座・御陣についての関心が高かったことがわかる。

したがって、洪水のような民（土民）に深刻な影響を与える災害が発生しても、公方や雪下殿の関心事は、むしろ御座所を無事に移動させることにあったと言えよう⁽⁵⁷⁾。公方や雪下殿の洪水についての祈祷文書が存在しないのは、洪水であったにも関わらず、自らの所在が無事に移動できる祈祷を鑿阿寺に命じたからではなかろうか⁽⁵⁸⁾。

以上、2での臨時祈祷についての検討の結果、(1)施主が祈祷命令を発動するかどうかは施主の判断によって決まり、(2)祈祷の詳細は鑿阿寺において決

られ、(3)病気の祈祷では、祈祷命令者あるいは祈祷対象者の性別（身分）によって、施主と鑿阿寺との間で遣り取りする祈祷文書の表現を変えながら祈祷を実施し、(4)洪水に直面した公方や雪下殿は洪水を鎮めることよりも、自らの御座所を無事に移動させることに関心が高かった、といった点が明らかになったのではないだろうか。

したがって、施主や鑿阿寺は発生した災異に対して全て同じように対処し、臨時祈祷を行ったわけではなかったと言えよう。災異の種類や祈祷命令者・祈祷対象者の性別などによって、施主・鑿阿寺のいずれか、あるいは双方が祈祷の各段階において調整や決定をしていたのである。

ここで、1において導かれた結論②に戻りたい。すなわち、臨時祈祷では、いろいろな災異が原因となって施主の祈祷命令が発動されたが、祈祷の段階が進み、施主が鑿阿寺に返礼を出すまでに至った祈祷は、かなり限定された災異のみが対象になったという点である。これまでの検討を踏まえると、次のように考えられるのではなかろうか。すなわち、施主の返礼にまで至らない祈祷は、いずれかの時点で、施主か鑿阿寺あるいは双方が祈祷の段階を進めない判断や調整をしたためと推測されよう。

おわりに

以上、本稿での検討の結果、明らかにした、あるいは指摘した9点について、祈祷の段階の順に整理しておきたい。

- ①施主が祈祷命令を発動するかどうかは、施主の判断によって決まった。
- ②施主の祈祷命令は、合戦・所在・病気・怪異・祈雨といった災異が原因となって発動され、鑿阿寺に送られた。
- ③病気の祈祷は、祈祷命令者あるいは祈祷対象者の性別（身分）が実施の際に影響し、祈祷の実現のために施主は文章を調整していた。
- ④鑿阿寺における祈祷の詳細は、鑿阿寺によって決められた。
- ⑤鑿阿寺からの一切経会の注進状のように、祈祷が終わった後に鑿阿寺から施主に注進状が届け

られたと推測され、巻数の授与を伴う祈祷の場合には巻数も届けられた。

- ⑥巻数返事からみると、定例祈祷はほとんどが12月に行われ、実際に行われた臨時祈祷の多くは、合戦・所在・病気のいずれかの災異が原因となったものである
- ⑦上の②と⑥の後半の結論から判断して、いろいろな災異が原因となって施主の祈祷命令は発動されたものの、実際に祈祷が行われ、最終的に施主が鑿阿寺へ巻数返事を送るまでに至った臨時祈祷は、ほとんどが合戦・所在・病気のいずれかが原因となったものである。
- ⑧施主の返礼にまで至らない祈祷は、いずれかの時点で、施主か鑿阿寺あるいは双方が祈祷の段階を進めない判断や調整をしたためと推測される。
- ⑨鑿阿寺から洪水についての報告があるにも関わらず、公方や雪下殿の洪水についての祈祷命令や巻数返事が1通もないことから、洪水における彼らの関心事は、自らの御座所を無事に移動させることにあったと考えられる。

最後に⑦と⑨に関連する点を述べておきたい。

⑦で述べたように、鑿阿寺の巻数返事によって確認できる臨時祈祷は、祈祷命令者の直接の利害に関する合戦の勝利・所在の無事な移動・病気の平癒のいずれかのために、ほとんどが行われた。また、⑨で述べたように、洪水に際して公方や雪下殿は自らの御座所への関心が高かった。

他方で富田氏前掲論文によると、東寺文書では洪水に関連する止雨の祈祷奉書が確認でき、その他にも天変病源・天下病・天変地震・彗星出現・病事流布といった、自然災害や疫病を含む幅広い災異のために祈祷が命じられている。残存する文書数が異なるので単純な比較はできないが、東寺文書と鑿阿寺文書のおける以上のような祈祷文書の差異について、今後は考えていく必要がある。

注

- (1) 祈祷や祈祷を含めた^{しゅほう}修法などについては、速水侑『呪術宗教の世界』（塙書房、1987年）を参照した。また、室町期の修法を通じた武家と寺院とのあり方については、高橋千恵「室町初期の「修法」」（今谷明ほか編『中近世の宗教と国家』岩田書院、1998年）を参照した。
- (2) 峰岸純夫「災異と元号と天皇」（同著『中世災害・戦乱の社会史』吉川弘文館、2001年、初出1979年）
- (3) 矢田俊文「中世の自然と人間」（『日本史講座4 中世社会の構造』東京大学出版会、2004年）
- (4) 佐藤博信「鑿阿寺文書の再検討」（同著『中世東国の支配構造』思文閣出版、1989年、初出1976年、A論文とする）、同「鑿阿寺文書覚書」（同著『中世東国の支配構造』思文閣出版、1989年、初出1982年、B論文とする）、同「雪下殿に関する考察」（同著『古河公方足利氏の研究』校倉書房、1989年、所収1988年、C論文とする）、同「雪下殿御座所考」（同著『中世東国の支配構造』思文閣出版、1989年、初出1987年、D論文とする）。また、鎌倉公方の祈祷命令については、佐藤博信「鎌倉公方足利成氏祈祷御教書について」（『鎌倉遺文研究』41号、2018年、E論文とする）、同「鎌倉公方足利満祈祷御教書について」（『鎌倉遺文研究』43号、2019年、F論文とする）がある。
- (5) 富田正弘「中世東寺の祈禱文書について」（『日本古文书学論集10 中世VI』吉川弘文館、1987年、初出1977年）
- (6) 拙稿「中世鑿阿寺の祈祷文書について」（『新潟史学』84号、2023年1月）。以下に前稿と記した場合、全て本論文のことを指す。
- (7) 前稿と同様に本稿においても、施主と鑿阿寺との間で遣り取りされた祈祷文書のみを分析の対象とする。
- (8) 前稿と同様に本稿においても、祈祷の命令者の用語としては、富田氏が用いた施主を用いる。この施主が祈祷の命令者で祈祷料を負担していた。
- (9) 富田氏前掲論文
- (10) 佐藤氏前掲B論文によって、供僧十二院がどの干支の年に年行事を担当していたのか明らかにされている。
- (11) 後述のように、文書の文言や内容から祈祷命令というよりも祈祷依頼と命名した方が適切な文書もあるが、文書の種類としては祈祷命令としておきたい。
また、祈祷文書の中でも祈祷命令については、田中浩司「寺社と初期室町政権の関係について」（今谷明ほか編『中近世の宗教と国家』岩田書院、1998年）参照。鎌倉公方の祈祷命令については、佐藤氏前掲のE論文・F論文のほか、駒見敬祐「鎌倉公方の発給文書」（黒田基樹編『鎌倉府発給文書の研究』戎光祥出版、2020年）を参照した。
- (12) 佐藤氏前掲A論文と前稿を参照のこと。
- (13) 富田氏前掲論文
- (14) 時代が下るにつれて書状様式の祈祷命令が増加し、それに伴って文中には祈祷命令以外の内容も記されるようになるため、単なる書状との区別が難しくなる。それでも祈祷（祈念）あるいは調法を命じる内容を含んでいれば、祈祷状・祈祷奉書として取り上げた。
- (15) 表1のNo.4（『栃木県史 史料編 中世1』収載の「鑿

- 阿寺文書」27号。以下、「鑿阿寺文書」は原則として同書記載のものを用いるので「鑿阿寺文書」とのみ表記する。
- (16) 表1のNo.5（「鑿阿寺文書」89号）の祈祷状の文面では、あらかじめ「注進」するように明記されている。後述のように鑿阿寺の祈祷報告は1通も残存していないため、実際の文書がどのようなものであったのかはわからないが、本稿では注進状という用語を用いる。
- (17) 「鑿阿寺文書」29号
- (18) 「鑿阿寺文書」162号
- (19) 鑿阿寺における一切経会については、山本隆志「東国における武士と法会・祭礼との関係」（同著『東国における武士勢力の成立と展開』思文閣出版、2012年、初出2011年）参照。山本氏の研究によると、鑿阿寺の一切経会は正治元年（1199）に死去した足利義兼の命日である、3月8日の年忌仏事をもとに成立したという。
- (20) 「鑿阿寺文書」129号・289号・293号・352号・363号・370号・495号・602号の8通である。
- (21) 富田氏前掲論文
- (22) 臨時祈祷の祈祷内容の「その他・不明」は、改年の祈祷が1通、元服の祈祷が1通、不明が1通である。
- (23) 西弥生「修法と「巻数」」（同著『中世密教寺院と修法』勉誠出版、2008年、初出2004年）
- (24) ただし、表2のNo.56（「鑿阿寺文書」283号）のように、12月に巻数が施主のもとに届けられる予定が遅れ、巻数返事の日付が1月になっている例もある。
- (25) もちろん、表2の中で祈祷の目的を不明とした簡潔な巻数返事の中には、実際には怪異の除災や祈雨の祈祷に対する巻数返事もあったのかもしれない。しかしながら、そのような祈祷に対する返礼と明記された巻数返事は確認できない。
- (26) 表1のNo.2（「鑿阿寺文書」25号）。ただし、翻刻や人名比定については、『室町遺文 関東編』1105号によった。
- (27) 「鑿阿寺文書」19号
- (28) 鳴動については、笹本正治『鳴動する中世』（朝日新聞社、2000年）参照。
- (29) 佐藤氏前掲C論文参照。また、雪下殿については、中田愛「中世後期の雪下殿と鑿阿寺」（『地方史研究』387号、2017年）参照。
- (30) 鑿阿寺にとって史料オは、雪下殿（公方も含む）から祈祷を行う必要がないと認められた文書であったのではないか。以下、鑿阿寺が雪下殿や公方へ災異を報告し、その旨を了解したと伝えられた文書を複数取り上げるが、そうした文書も同様であったのではないか。
- (31) 富田氏前掲論文
- (32) 高橋氏前掲論文によって、室町初期に京都の足利尊氏・直義が関与した祈祷の実施過程が示されている。それによると、祈祷の依頼者（施主）と祈祷を行う寺院の導師との間で何度か遣り取りを経る中で、修法内容が決定された。しかしながら、鑿阿寺ではそのような遣り取りを確認することは難しく、残された祈祷命令と巻数返事から本文のように考えておきたい。
- (33) 表1のNo.8（「鑿阿寺文書」116号）
- (34) 表1のNo.14（「鑿阿寺文書」332号）
- (35) 史料カについて、『栃木県史 史料編 中世1』の「鑿阿寺文書」116号では、文中の「御管領」を鎌倉公方の足利持氏に比定している。しかしながら、『室町遺文 関東編』1450号では関東管領の上杉禪秀に比定しており、これに従った。なお、関東管領の呼称については、亀田俊和「鎌倉府施行状の形成と展開」（同著『室町幕府管領施行システムの研究』思文閣出版、2013年、初出2009年）を参照。
- (36) 文中の「内方」とは「内方南」あるいは「南」のことを指し、史料キの差出人である景長の娘（景長の養嗣子となる顕長の妻）であると黒田基樹氏によって指摘されている（黒田基樹「館林長尾氏の研究」同著『戦国大名と外様国衆』文献出版、1997年）。
- (37) 史料キの差出人である長尾景長は永禄12年に亡くなっているため、それよりも前の年次である点は同文書を収載している『館林市史 資料編2 中世』（423号）などで指摘されている。
- (38) 表2のNo.93（「鑿阿寺文書」444号）
- (39) 北の方と御料人の語釈は、『日本国語大辞典 第二版』（小学館）による。
- (40) 表2のNo.13（「鑿阿寺文書」103号）
- (41) 表2のNo.92（「鑿阿寺文書」443号）
- (42) 史料ケが天正8年に比定される根拠は、以下の通り。すなわち、黒田氏前掲論文によると、差出人である田沼長道は永禄～天正頃に活動し、天正8年（1580）に長貞から長道（長通）に改名した。史料ケの日付は閏3月であり、天正年間の閏3月は天正8年だけである。同年の干支は庚辰であり、佐藤氏前掲B論文によると、宛所である浄土院が年行事を努めた辰年とも一致する。
- (43) 田沼長道が「御料人」と用いているので、この「御料人」は足利（館林）長尾氏の息女を指すのではなかろうか。黒田氏前掲論文によって、御料人は長尾顕長の娘であると指摘されている。
- (44) 佐藤氏前掲のE論文やF論文において、「天下安全（静謐）」と天変地異に関する東国の寺社への祈祷命令は、原則として鎌倉公方のみ行うことができたのではないかと指摘されている。ただし、「天下安全（静謐）」祈祷の実態は、ほぼ戦争静謐であったとも指摘されている。
- また、駒見氏前掲論文によると、洪水に関係すると考えられる鎌倉公方の明確な止雨の祈祷命令はないようである。そもそも東寺文書にあるような止雨の祈祷命令を鎌倉公方が命じる立場にあったのか、あるいは鑿阿寺が行う立場にあったのかなど、詳細は今後の課題である。
- (45) 峰岸純夫「渡良瀬川の変流」（『近代足利市史 第1巻 通史編 原始～近代(2)』足利市、1977年、第3章第3節）参照。峰岸氏が取り上げている史料の他に「鑿阿寺一切経会等記録」（「鑿阿寺文書」2号）には、「自古雖大洪水多」と記されているように、鑿阿寺周辺の渡良瀬川流域では洪水が多かったようだ。
- この点に関連して、中世の渡良瀬川における洪水は、13世紀末から16世紀末までの300年間で、少なくとも9回の記録が確認できるという築瀬大輔氏の研究がある（同「戦国期渡良瀬川の洪水と水運」同著『関東

- 平野の中世』高志書院、2015年、初出2013年)。
- (46) 史料サ～ソの5通の文書は祈祷命令でも巻数返事でもないため、表1・表2には含まれていない。
 - (47) 「鑿阿寺文書」265号
 - (48) 「鑿阿寺文書」319号
 - (49) 「鑿阿寺文書」369号
 - (50) 「鑿阿寺文書」260号
 - (51) 「鑿阿寺文書」374号
 - (52) 既述のとおり、佐藤氏前掲B論文によって、鑿阿寺の供僧十二院がどの干支の年に年行事を担当したのかわらかにされている。そうした点などを根拠に、史料スが天文23年(1554)であったことが佐藤氏によって指摘されている。また、築瀬氏も供僧十二院の年行事担当の干支などを根拠に、前掲論文において、史料サ・セを延徳2年(1490)、史料シを弘治2年(1556)、史料ソを文明14年(1482)に比定している。
 - (53) 小池勝也「僧籍に入った成氏御連枝の動向」(黒田基樹編『足利成氏・政氏』戎光祥出版、2022年)参照。
 - (54) 古河公方の取次役であった舞木氏については、佐藤氏前掲A論文を参照した。
 - (55) 牧定基については、佐藤氏前掲A論文などを参照した。
 - (56) 佐藤氏前掲D論文参照。
 - (57) 民については、表1のNo.9(「鑿阿寺文書」118号)の祈雨の祈祷命令の中においても記されている。文中には「灑法雨、可被撫育民」とあって、民は撫育する存在という位置づけである。
 - (58) したがって、文面が簡潔であるために特定はできないが、洪水の際に公方や雪下殿が無事に所在を移動するための祈祷の巻数返事が、鑿阿寺文書には含まれているのではないかと推察される。

石造物調査情報に関する オープンデータ構築の検討

—— 群馬県館林市域における取り組みを例に ——

大塚 恒平

はじめに

群馬県館林市には、市内全域を対象としたおよそ50年前の石造物悉皆調査が存在する。主にその内容をなぞる形で、筆者は現況確認の活動と、加えて写真や正確な位置などを情報として整備し、デジタルデータ化する活動を継続中である。さらに、将来の継続的更新と永続化を目論んで、筆者は成果のオープンデータ化と、市民を巻き込む形での更新スキーム確立の検討を続けている。これらの活動について、2022年10月までの成果と、判明した課題、および今後の方向性について報告する。

1 活動前の問題意識と方向性

(1) 先行調査とその抱えていた問題

本報告で述べる活動（以下「本活動」と記す）を実施するきっかけとなった館林の石造物悉皆調査は、1972年から1979年までの8年間、館林市全域において実施され、成果は5冊の報告書（以下「石仏本」と記す）に分けて刊行されたものである⁽¹⁾。活動当初は2人の有志による大島地域を対象とした個人調査からスタートし、石仏本2巻以降は館林地方史研究会の活動となり、4巻以降は館林市教育委員会の公式な刊行物ともなった活動である。重複して報告された石造物もあるため、掲載された正確な石造物数は不明であるが、大まかには石仏本5巻全体で1,300件程度の石造物が掲載されている。石造物の種別や年代、サイズだけでなく、刻銘の判読まで多く提供されており、特に刻銘についてはこの50年

で既に読み取れなくなっている石造物も多いため、非常に貴重である。

しかしその反面、写真が一部の石造物に対してしか掲載されておらず、所在についても小字名程度の位置精度であることより、現況との突き合わせはすでに困難になってきている。本報告を執筆している今現在において、石仏本の内容と現況との突き合わせを行わなければ、さらに二桁年後などの将来には突き合わせが完全に不可能になる危険性がある。また当然、石仏本の内容のデジタル化は一切なされておらず、統計や集計を行ない新たな研究の材料とすることも困難である。そのため、筆者はこの先行調査をなぞった現況調査を行い、不足情報を補ってデジタル化する本活動に、2020年半ばより取り組んでいる。

(2) 永続化を考慮してのオープンデータ化

デジタル化するにあたり、データを永続化するための施策も視野に入れた。これは筆者が過去にオープンデータ（説明は後述する）に取り組んできた経験からの問題意識によるものである。永続化とは単にデータが遠く未来まで残ることだけではなく、現況の更新が続けられ活きた情報として残り続けることも意味している。データが先行研究者の著作権で守られていると、後進研究者が引き継いで更新していく際に、先行研究者に対しデータ再利用の許可を得なければならない。これはすなわち、予算の不足や興味を持つ人が途切れるなどの理由でデータ更新

者の存在に間断が発生すると、その後に現れた後進研究者は過去のデータをそのまま引き継ぎ更新を行うことはできず、過去のデータを参考に翻案を加えた新しいデータセットを一から企画作成しなければならなくなる。もちろん、先行研究者の死後70年を経て著作権が消滅した後は、誰でも自由に引き継げるが、文化財データの現況更新作業に70年の間断は致命的である。

この問題を回避するには、興味を持った誰もが自由に更新できるよう、オープンデータの形式でデータが公開される必要がある。オープンデータとは、設定されたライセンスに従えば誰でも自由に使えて再利用もでき、かつ誰でも再配布できるようなデータのことと定義される。大切な3点として「データの全体に利用でき、アクセスできる」「再利用と再配布ができる」「誰でも使える」を満たすことがオープンデータには必要とされる⁽²⁾。本活動の成果物である石造物悉皆調査データについても、利用ライセンスを設定してオープンデータとすると共に、オープンデータ公開のプラットフォームサービスとしてよく知られている GitHub⁽³⁾ を用いてその公開を行っている。

(3) 非専門家による容易な更新手順の準備

オープンデータ形式での文化財データ維持管理には、理想的には歴史民俗学にも IT 技術にも明るい人間が取り組むことが望ましい。しかしながら、筆者自身が IT 技術の専門家ではあるものの歴史民俗分野では初学者である点からも明らかなように、そのような好条件の人材を確実に確保することは困難

である。IT 技術が専門でない人々でもデータ更新に取り組めるよう、困難なタスクを技術的に補助する仕組みが、継続的なデータ更新の維持には必要である。その確立を本活動では目標とした。

2 2022年10月までの活動成果

(1) 数値的成果

本活動は2020年半ばより個人調査として開始し、成果も GitHub 上⁽⁴⁾ に2020年6月から公開している。2021年度の群馬県立女子大学群馬学リサーチフェローとしての活動開始後、ぐんま史料ネット⁽⁵⁾ を通じて館林の宮田圭祐、井坂優斗両氏より、書籍のデータ起こしおよび現地調査データの提供をいただいた。それを2021年6月に個人調査と融合させ、大幅にデータ数を増やすことができた。2021年11月には、Twitter を通じて一般市民からの報告を受け付ける仕組みを導入し、わずかながら市民報告を受け付けた。個々の施策は後述し、まずは2021年度群馬学リサーチフェローとしての活動の開始時と終了時、および本報告執筆直前の2022年10月時点の、3つの時期における数値的成果を表1にまとめた。

本活動を始めた当初、データ化の対象としていた書籍は石仏本5冊のみであり、また実際にデータ化できていたのはそのうちの1冊のみであった。その後、ぐんま史料ネットからその他の書籍⁽⁶⁾ (石仏本含め、以下「参照元書籍」と記す)まで含めてデータ起こしをしたデータが提供され、一挙に1,800件を越える地物データ⁽⁷⁾ が整備された。加えてぐんま史料ネットからは現地調査にもとづいた、地物の正確な位置と写真も121件分が提供された。これに

表1 2021年度の数的調査成果

項目	ぐんま史料ネット 協力データ取り込み前 (2021/5)	2021年度リサーチフェロー 活動完了時 (2022/1)	2022年10月現在
参照元本	1冊 (羽附、赤生田の石仏)	9冊 (石仏本5冊、双書、市史、市誌、広報館林)	9冊 (石仏本5冊、双書、市史、市誌、広報館林)
データ化地物数	149地物	1,819地物 (ほぼ全数の書籍データ起こしをぐんま史料ネットから提供、名寄せ未完)	1,975地物 (名寄せ進んでいるが未完)
現地調査済地物数	58地物	613地物 (うちぐんま史料ネットから121地物、市民投稿から8地物提供)	1,001地物
画像数	111枚	1,046枚 (うちぐんま史料ネットから122枚、市民投稿から13枚提供)	1,770枚
新規発見地物数	0地物	53地物	209地物

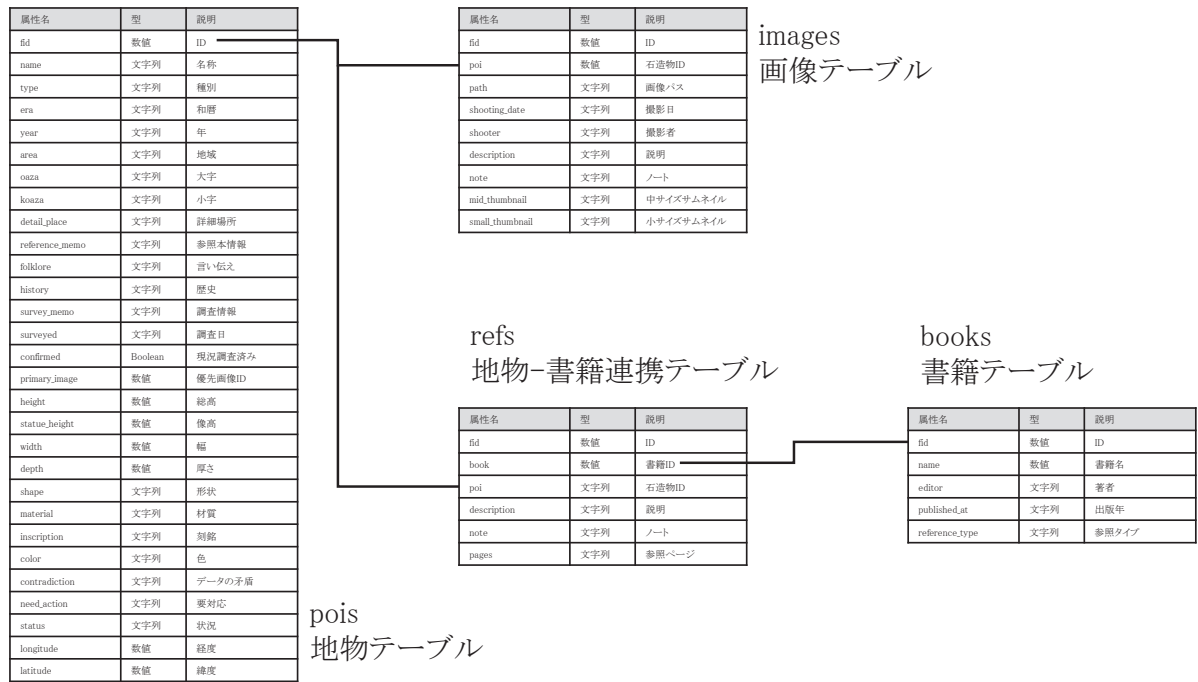


図1 データ構造

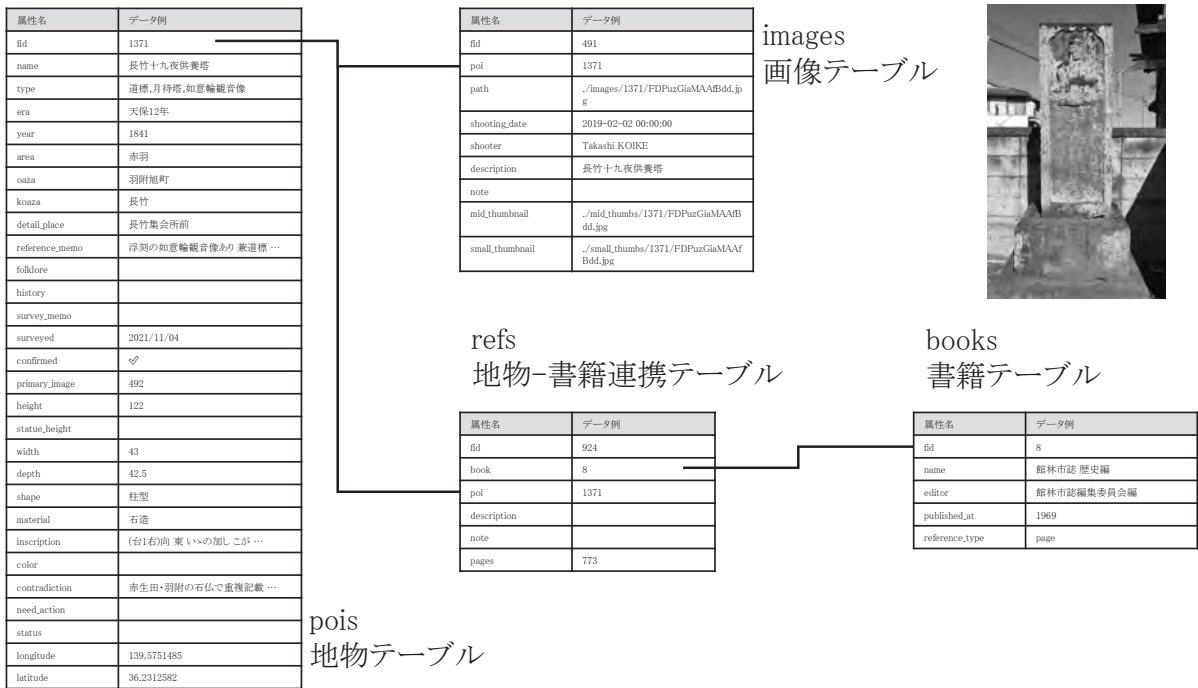


図2 実際のデータの一例

Twitter 経由で市民から提供された現地調査結果 8 件、筆者個人の調査結果872件を加え、全現地調査済み地物は1,001件となっている。これは、参照元書籍よりデータ化した既知地物（以下「書籍掲載地物」と記す）全体のおおよそ2分の1にあたる。書籍掲載地物でない新規地物についても、209件を収集できた。ただし、新規地物についてはサイズや刻

銘の読み下し含め、情報の整備が十分にできておらず、今後の課題となっている。

(2) データ構造設計

データ構造の設計も本活動の期間中に行った（図1）。先述のとおり、ぐんま史料ネットからのデータ提供をうけるまでは石仏本5冊のみを調査対象と

していたため、参照元書籍との紐付けは地物テーブルの中で巻とページを属性として持っていた。参照元書籍の対象が広がったことで、書籍の追加に対応するため、書籍のマスターテーブルと、地物と書籍の連携テーブルを地物テーブルから独立させた。その他にも活動の条件変化に合わせてデータ構造の見直しを行い、その結果として2022年10月現在、地物テーブル、画像テーブル、地物一書籍連携テーブル、書籍テーブルの4テーブル構造とした。実際のデータの一例を図2に示す。

活用できていない属性や足りない属性も存在するため、今後も適宜データ構造の見直しを行う。特に、過去設置されていた場所から移動した地物が多数存在することにより、旧所在地をデータとして整備することが、歴史学研究者からも要望として得られている。旧所在地を定義できるデータ構造の検討と旧所在地の整備については、優先度を高めて対応予定である。

データのフォーマットについては、位置情報管理ツールであるGISシステム⁽⁸⁾で使いやすいこと、ツールを用いて変更箇所検出が行えるテキストベースのデータ形式であること⁽⁹⁾を重視し、GeoJSONフォーマット⁽¹⁰⁾をマスタデータ形式とした。ただし、GISは非技術者には親しみの低いツールであるため、併せてExcel形式のデータ⁽¹¹⁾もマスタとするダブルマスタの形式を採ったが、この経緯については後述する。

(3) 個人調査手法

2022年10月までの調査結果は先述のとおり、個人調査、ぐんま史料ネットからのデータ提供、市民報告の3つの経路で整備されたが、それぞれ具体的

どのような手法を用いたかを述べる。

まず個人調査については、参照元書籍に掲載されている石造物情報（以下「書籍掲載情報」と記す）を、デジタルデータ化するところから始めている。実際には、1,800件にも及ぶこのデータ整備の大半は、ぐんま史料ネットの両氏によりデータ起こしされたデータの提供を受けて実現した。ただし提供されたデータには刻銘情報やサイズ情報の未整備、同一地物の重複登録に対する名寄せが未完といった残作業があるため、その補完は筆者により行われている。1,800件に対して一度に残作業を補完するのは困難であることより、残作業は一度に行わず、小さなデータ範囲単位で他作業と交互に行うサイクルを実施している。そのため、2022年10月段階でも全データの名寄せは完了しておらず、正確なデータ総数は不明である。

書籍掲載情報のデータ化に続いて、各地物に大まかな仮位置を与える作業を実施している。仮位置の基準として、大字小字名、施設名、番地に加え、50年前の住宅地図から所有者名を調査した結果を用いている。まず全件に大字小字名および施設名から計算機処理で大まかな仮位置を与え、番地および所有者名を持つ地物に対しては住宅地図を用いより細かい仮位置を手作業で与えた。

仮位置付与後に現地調査を行い、仮位置を頼りに周辺を調査し、現況の確認や正確な位置および写真の取得を行っている。書籍掲載地物と現物との対応づけは、仮位置、年代、サイズ、刻銘などをもとに総合的に行っており、書籍掲載地物と対応づけできない現物が存在する場合は、新規発見として処理している。

現地調査後、調査結果をデータに反映し、調査済

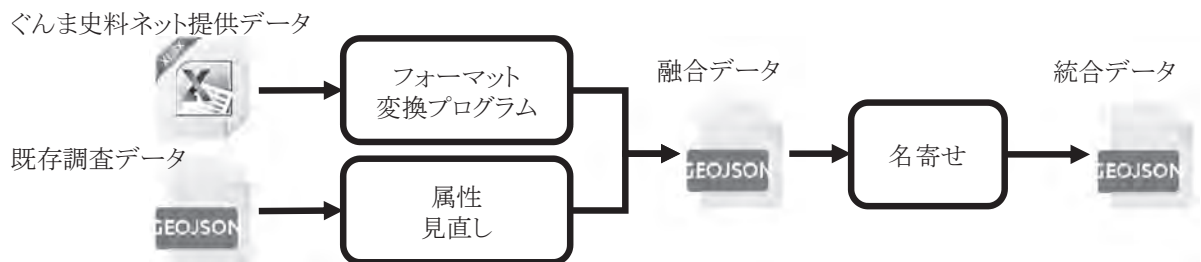


図3 ぐんま史料ネット提供データとの統合処理

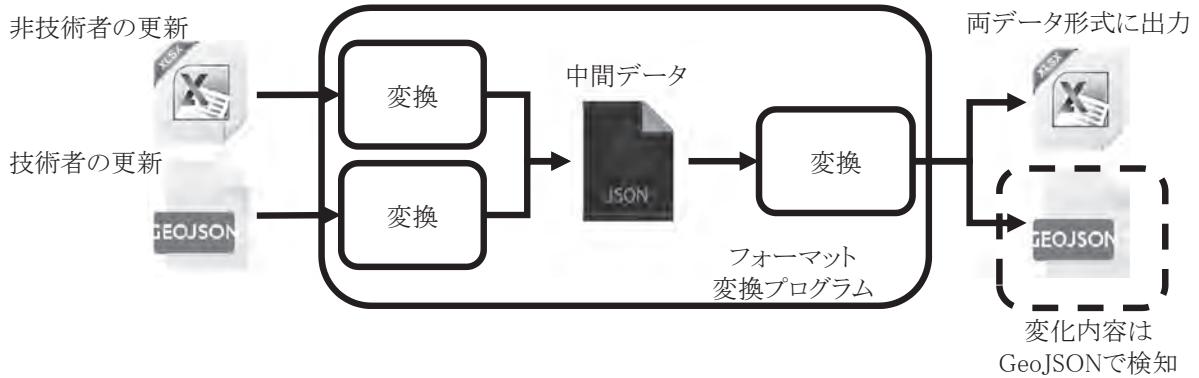


図4 Excel と GeoJSON 双方をダブルマスタとする更新手順の構築

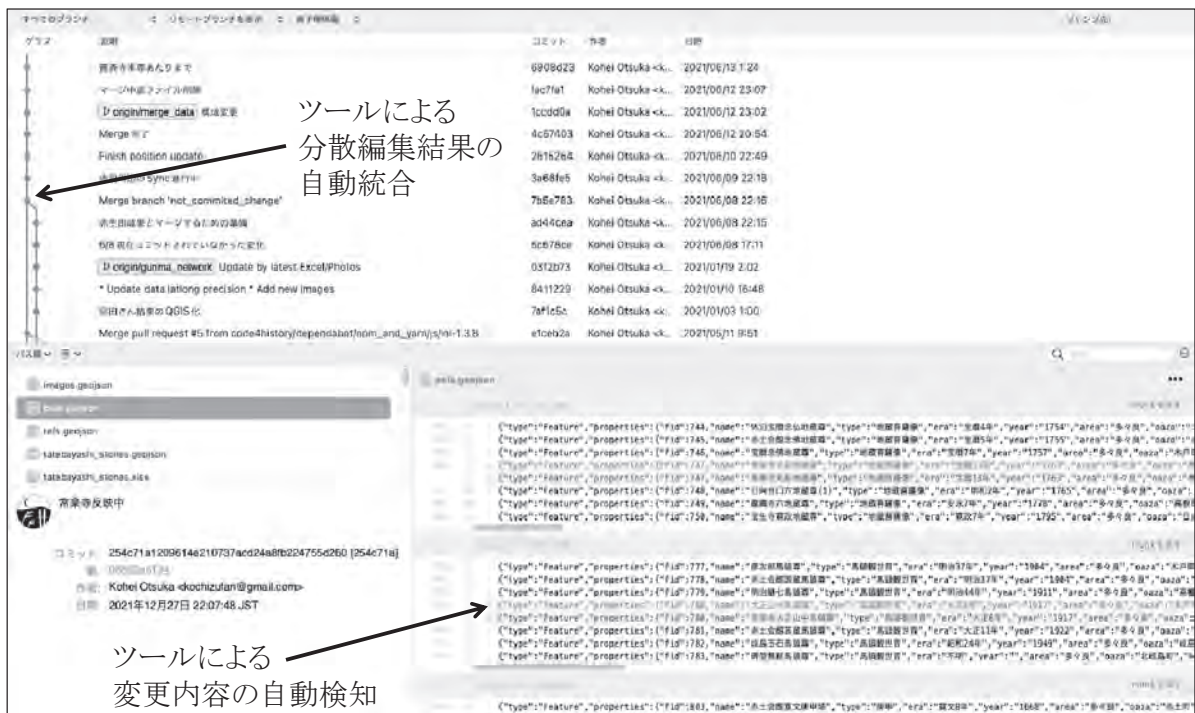


図5 ツールによる変更内容の自動検知と分散編集結果の自動統合例

みフラグを与えた上で、更新データを公開している。このサイクルを細かく回すことにより、先述のとおり2022年10月までに新規地物209件を含む地物872件⁽¹²⁾を調査した。

(4) ぐんま史料ネット提供のデータ連携

続いてぐんま史料ネットから提供されたデータとの連携について述べる。ぐんま史料ネットからは9冊の参照元書籍から起こした1,800件以上の書籍掲載地物データと、121件の現地調査データを Excel ファイル形式で提供を受けた。本活動での成果データは当初 GeoJSON 形式のみをマスタデータとし

ていたため、データ構造調整とフォーマット変換を行い融合し、既存データと提供データの間での重複地物を名寄せして統合データとした(図3)。

しかし継続的な協力を要請する場合、この手法の継続は困難を伴う。全協力者の利用ツールを GIS にし、編集するデータを GeoJSON に統一できれば、多人数が分散並行して同時にデータ更新を行っても、技術的に更新箇所を検知し半自動で変更内容を統合可能であるが、GIS は学習コストも高いため、GIS へのツール統一は困難がある。一方、普及したツールである Excel によるデータ更新では、複数人の更新を検知し統合できず、古いデータで新しい



図6 本活動成果公開サイトの概観

データが上書きされる危険を伴う。

この二律背反問題の解決のため、編集の容易化を目的とした Excel と、更新検知と GIS による位置情報編集の容易化を目的とした GeoJSON の双方をデータマスタとすることとした。一方への編集が行われた場合、即座にもう一方にも変更を反映するプログラムを作成して、Excel と GeoJSON の双方が常に同じ内容となることを保証する仕組みを構築した (図4)。

この GeoJSON データと Excel データを共にマスタとして、一方の更新をもう一方へ反映する仕組みは、本活動にとどまらない有用さがあると筆者は考えた。そこで、データ構造定義をカスタマイズ可能にし、さらに

*画像からサムネイルを作成し、管理テーブルに管理レコードを自動挿入する機能

*管理中のデータ構造から Web 公開用データを自動生成する機能を加え、オープンソースの汎用文化財データ管理ツール「Torii (鳥居)」として、2021年12月に GitHub 上で公開を行った⁽¹³⁾。本活動が、Torii の適用プロジェクト第1号となる⁽¹⁴⁾。

Torii の導入により、

*ぐんま史料ネットの協力者から、Excel を使って更新されたデータを受け取る。

* Torii で GeoJSON に変換した上で更新内容を技術的に検知する (図5)。

*更新部分だけをマスタデータに半自動または手



図7 Twitter での報告フォーム



図8 Twitter での実報告事例

動で反映し、古いデータによる上書きの危険性を排除してデータを管理する。

といったデータ更新体制を構築できるようになった。しかし2022年10月現在、この更新体制はまだ機能しておらず、更新体制の確立が今後の課題となる。

(5) 市民への成果公開と更新報告受付

本活動の成果は早いうちから、GitHubの付加機能であるGitHub pages⁽¹⁵⁾機能を用いて、地図サイトとして公開を行った⁽¹⁶⁾。図6は当該公開サイトの概観を示している。

2021年11月以降は、この公開サイト上に追加機能として、既存地物の更新情報や新規地物の発見情報を市民が投稿できる機能を加えた。本機能は先行研究として知られる、日本全国の月待塔を一般ユーザからのTwitter投稿で集める『月待ビンゴプロジェクト』のアプローチを参考にし、Twitterを使った簡易な報告スキームを採用した⁽¹⁷⁾。

図7に報告機能を通じてTwitterの投稿フォームを開いた先の初期表示画面、図8に実際に市民から投稿された事例を示す。投稿フォームの初期画面には『添付された写真はCreative Commons 4.0 BY-SAの条件で誰でも使えるオープンデータになることを了承されたものとみなします』との記載を加えている。これは、一般市民からその著作物である写真の提供を受け、それを本活動の成果であるオープンデータに加えても、権利の問題が発生しないようにするための配慮である。

2021年11月の公開から2ヶ月の間に、この報告機

能を通じて8件の地物が報告された。一地域館林と日本全国との領域差、2ヶ月と5年との期間差が存在するものの、参考とした『月待ビンゴプロジェクト』が4,969件の報告数⁽¹⁸⁾を誇ることに比較すると、多くはない。さらに2022年には市民からの報告は全くなく、事実上機能していない。

月待ビンゴでは参加者が発見した月待塔の夜数を使ってビンゴゲームを行う、いわゆるゲーミフィケーション⁽¹⁹⁾の手法を用いている。本活動の収集対象の石造物でも、たとえば十干十二支のコンプリート機能、あるいは参照元書籍からのデータ起こしのみで現地調査できていない石造物に対し、現地調査を行えばリワードを与えるなど、ゲーム要素の付加は考慮されるべきである。

またそもそも本活動の存在や、報告機能の存在などが広く知られていない可能性もあり、市民への広報も大きな課題である。ぐんま史料ネットや館林文化史談会などへ協力依頼を行い、本活動の市民への周知徹底とワークショップ開催などの地道な施策実施が必要であろう。

技術的課題として、Twitter報告のデータへの反映は、報告自体の検出から反映作業まで現状完全に手作業であり、報告の見落としや作業遅延の危険がある。よって報告の検知までは最低限自動化できるように、報告反映プロセスの半自動化が必要である。

(6) 年号推定サービスの開発

本活動の2022年10月までの主要成果報告は以上であるが、派生成果についても紹介する。石造物調査



図9 年号推定フォーム「Harumi」



図10 Harumi に対する Twitter 上での評価

画像	種別	画像	種別	画像	種別	画像	種別	画像	種別	画像	種別
	如来		如意輪 観音		板碑		青面金 剛		小神社		忠魂碑
	明王		天部－ 男性		浮彫五 輪塔		道祖神		小祠		記念碑
	菩薩		天部－ 女性		供養塔		月待塔		石祠		道標
	地藏		五輪塔		名号/ 題目		富士講		石神		その他 石造物
	馬頭観 音		宝篋印 塔		庚申		山岳信 仰		神木		新規報 告

図11 石造文化財オープンデータアイコンセット「Chokei」

にあたり、筆者のような歴史学初学者にとっては、年号の読み取りが大きな障壁となる。特に年号が風化で掠れ、一部しか読み取れないような場合には、あり得る元号、干支、年数の組み合わせから正しい年号を推定するのは初学者には困難である。そこで、あり得る元号、干支、年数と西暦年の組み合わせをデータベース化し、その一部の指定であり得る年号の候補を列挙するサービス「Harumi（春海）」を開発し、公開した⁽²⁰⁾。

図9はHarumiのサイト概観と使用例であるが、たとえば石造物上で「應」「廿」「寅」の3字が読み取れた場合、その3字をフォームに入れ検索すれば、その全てに一致するのは「応永29壬寅年」しかない、といった推定結果を提示してくれる。2021年12月にSNS上で告知したところ、いくつかの肯定的評価を得ている（図10）。

単純にあり得る可能性をマッチングするだけでなく、

- *源平、南北朝、関東公方など元号が並立する期間は両方の結果を示す
- *地方に改元が伝わるのが遅れた場合を考慮し、2年固定で延長マッチさせるモードを搭載
- *「戊」と「戌」、「己」と「巳」など、見間違いやすい文字を見分けられないモードも搭載

といった、あいまいさをフォローする機能も加えている。利用者の使用感を集め必要な機能を向上しつつ、今後は生成したデータベースを活用して、和暦、グレゴリオ暦、ユリウス暦の間の年月日相互変

換機能も開発予定である。

(7) 石造文化財オープンデータアイコンセットの公開

その他の派生成果として、本報告執筆中の2022年11月に、石造物の所在をWeb上などで公開する際に地図上のピンとして用いることができる、石造物の種別ごとのイラストアイコンセット「Chokei（長慶）」を整備し（図11）、オープンデータとして公開した⁽²¹⁾。

Chokeiの作成前は、本活動ではフリー素材のイラストをピン代わりに流用していたが、必要な分類にあったイラストが調達できなかった。そのため、地物につけた属性は多様であるにもかかわらず、ピンの選択肢は「地藏」「庚申」「馬頭観音」「月待塔」「その他仏像」「その他石造物」程度の限られた分類しか視覚的には行うことはできない問題があった。



図12 無縁仏供養塔の例（館林市五宝寺）

Chokei の作成により、より多くの石造物種別が視覚的に分類できるようになり、視覚に訴える直感的な洞察、分析が可能となった。公開後まもなく、早速オープンデータであることより、他の石造物特集サイトでの利用も複数報告されている⁽²²⁾。今後、分類の妥当性検証、分類追加などを、歴史学研究者の助言なども得つつ検討を行う。

3 今後の課題

前章までで、本活動の2022年10月までの成果を述べた。各成果に紐づいた課題は前章までで示したが、本章では全般的な課題について述べる。

(1) 参照元書籍に掲載されていない石造物への対応

本活動は当初、石仏本での調査成果をなぞる形で、書籍掲載地物の現況確認を目的としていた。そのため、書籍掲載地物以外の新規発見された石造物（以下「新規石造物」と記す）に対する対応に明確な方針がなかった。

現地調査にあたり、石造物のサイズなどの基本情報は書籍掲載情報で網羅されている前提で活動していたため、基本的に現地調査に臨んで、写真と現況位置を確認する準備しか行わなかった。刻銘情報も筆者は読み取る能力に欠けており、拓本を採る準備もスキルもない。同様に知識の不足により、石仏の種別すら筆者には判定困難な場合もある。そのため新規石造物の場合、写真と場所だけの情報を持つ地物になる危険性もあり、その収集整備に価値があるかが大きな疑問であり、葛藤であった。

本活動の調査成果はオープンデータであり、筆者をはじめ特定の個人で完成させるアプローチを取らず、未来にまで引き継がれ継続して更新される、成長するデータとしての位置付けである。このことから、データの不足は後進による補完を期待すると考えれば、限られた情報であっても整備の意義はあると現時点では判断し、新規石造物についても積極的に整備している。しかし方針未定であった初期の調査では、整備対象とせず無視した新規石造物あり、現在の基準に従った各地への再訪問、再調査も必要



図13 iPhone12で取得した3Dモデルの例

となっている。加えて後進による補完を期待するためにも、2章(5)節で示した、市民に対しどのような助力が必要とされているかを、新規報告機能において明確に示す施策が必要である。

また単独で存在する石造物についての方針に加え、各寺院で多数の石造物を集めた無縁仏供養塔(図12)など、群として存在する石造物への対応も課題となる。本報告の成果であるデジタルデータを、石造物分布の集計、統計にも利用できるレベルの悉皆調査にするには、それらの群に含まれる石造物まで含めて調査する必要があると思われる。しかしそれらの群を調査するには、供養塔の内部に立ち入る許可を取る必要があるなど、単独石造物よりも調査のハードルが高いと考えられる。現状では対応を保留とし、本報告調査がより市民権を得てから改めて考慮したい⁽²³⁾。

(2) 近代、現代石造物への対応

地域の名士や兵士の顕彰碑、戦勝記念碑、耕地整理記念碑、歌碑や句碑など、近代、現代に造られた石造物への対応も課題である。活動当初の参照元書籍であった石仏本は、中近世の石造物のみを対象とし、近現代の石造物は対象にしていない。ぐんま史料ネットの協力で加えられた参照元書籍の一部は近現代の石造物も収集の対象としている。しかし、近現代石造物は中近世石造物以上に既存調査からの漏れが多いため、その対応が課題となっている。

当初の方針においては、近現代石造物であって

も、書籍掲載地物は調査対象としてきた。しかし、新規発見の近現代石造物については、長らく収集対象外として扱ってきた。

だが、近現代石造物も、はるか後世から見れば過去の遺跡になる。その収集に学術的価値があるか否かは後世の判断に任せ、ひとまず近現代石造物も收拾すべきではないかと、現時点では考えを改めている。この判断に従い、2021年11月ごろより新たに近現代石造物を収集対象とした。こちらに関しても、新しい基準に従った各地への再訪問再調査が必要である。

(3) 3次元形状データへの対応

近年、iPhone12など新しいスマートフォンへのLiDAR機能搭載、その他安価なハンディレーザスキャナが普及しつつある。これにより、デジタル時代に対応した新規データとして石造物の3D形状データの取得が容易になりつつある(図13)。3D形状は写真以上に石造物の現況を後世に伝える他、十分な解像度があれば過度の掠れや調査者のスキル不足などで読み取れない刻銘も、そのまま未来に伝え、読み取りスキルをもつ後進研究者や、将来の機械学習処理などに託すことが可能になる。

現実的には、筆者はいくつか試用してみたが、現在普及しているハンディ3Dスキャナの解像度はそれほど高くなく、3D形状を記録して拓本の代用になる精度はまだない。拓本目的であるならば、筆者は未試用であるが、ひかり拓本技術⁽²⁴⁾の方が比較的评价が高いようである。ひかり拓本は3D形状データ検討とあわせて、今後の技術採用を検討する。

写真と比較して、整備に時間がかかる点も問題である。写真整備だけであれば、1石造物あたり数分で済む調査時間が、3Dデータを取得すると15分程度費やすこととなり、現地調査に多大な時間が必要になってしまう問題がある。またコストをかけて整備しても、3D形状データは閲覧手段も限られており、Webで簡易に見る仕組みはまだ構築が難しい。結果、苦勞して整備してもあまり利用されないデータとなる危険性もある。

こういった利点と欠点を総合的に判断し、現状の

結論としては、3D形状データの取得は一時保留し、その他のデータを網羅的に整備することを優先する。館林全域の石造物データを網羅整備した後に余力があれば、追加で3D形状データを整備することを検討する。その頃までに技術革新が進み解像度なども改善されていることを期待したい。

(4) Webを通じた情報更新機能の追加

本活動で開発したToriiは、技術者にとって扱いが容易なGeoJSONと、非技術者にとって扱いが容易なExcelを相互変換し、非技術者であっても石造物情報のデータ化に貢献できる仕組みを目指したものである。さらにその先の未来においては、技術者がいなくとも、非技術者だけでToriiを取得し手順に従って操作すると、石造物情報をデータ化し、地図上にビジュアライズした結果とオープンデータとしてのデータそのものの、双方のWebを通じた公開を実現できるソリューションにすることを目指してきた。その実現によって、石造物情報をオープンデータ化する仕組みが館林、および筆者が別に取り組んでいる奈良に留まらず、他の地域にまで広がることを期待したものである。

しかし残念ながら、本活動では、非技術者との協力関係は初期データ生成時の一時的なところにとどまり、継続的な更新、新規報告などの協力体制は築けていない。現状の更新、新規報告などの仕組みであっても、非技術者の協力喚起が困難であることを考慮に入れると、より困難の大きい非技術者のみによるToriiを用いたプロジェクトの立ち上げを期待してシステムの開発を行うのは、机上の空論に終わる危険性が高い。

既存石造物情報の一斉データ化が必要なプロジェクトの立ち上げ時期において技術者の関わりを必須と考えたならば、それに続く個別石造物情報の情報更新、新規追加が主な処理となる運用時期においては、現行のToriiのようにExcelによる管理を行うよりも、Web上のフォームなどで管理を行うようにした方が、非技術者にとっても困難が少ない。現行のExcelとGeoJSONで管理するToriiの仕組みを改め、プロジェクト立ち上げ時に技術者の関

与必須、その後は Web で簡易に管理できるように改める方向性もあり得る⁽²⁵⁾。今後の要検討事項である。

(5) 伝説、民俗行事なども含んだ総合データベース化

本活動が先行調査として参照している参照元書籍はほぼ全て純粋な準学術的調査書であり、書籍掲載地物についてはサイズ、年代、刻銘など客観的情報を中心に網羅され、各々の石造物に紐づいた来歴や伝説、民俗行事などは、設置箇所の移動などを除いてきわめて簡単にしか触れられていない。しかしいくつかの石造物には地域に伝わる興味深い伝説や民俗行事がある。石造物を網羅的に整備する本活動の中で、それらの石造物とその伝説や行事を紐づけて整備することは、地域を広い視野で理解する一助になり得る。

たとえば、館林市大島町寄居にある明善寺門前の阿弥陀如来が民間では「イボ地蔵」と呼ばれる事例⁽²⁶⁾や、同じく青柳町にある龍積寺の如意輪観音が「ムシバ地蔵」と呼ばれる事例⁽²⁷⁾などがある。これらは、石仏の種別に頓着せずみな地蔵として扱うような民間信仰のおおらかさ、素朴さ、多層性を感じさせる。地域の人々の暮らし方、心のあり方に対する多層的理解の推進を狙い、このような事例の網羅的なデータ整備を行う予定である。

まずは本活動が当初参照元書籍とした石仏本5巻と同様に、館林地方史研究会が当初取り組み、のちに館林市教育委員会の活動となった「館林の民俗」8巻⁽²⁸⁾を参照元書籍に加え、伝説、民俗行事などの情報整備を進める。

おわりに

筆者は気に入ったアニメの聖地であったことで館林に足繁く通うようになっただけで、もともとは群馬にも館林にも詳しくない者であり、歴史や民俗といった分野にも明るくない、あらゆる面で素人な立場です。たまたま本活動の当初の参照元書籍としていた石仏本に出会い、その内容に素人ながらも価値があるように感じました。しかし実際にその記

述を元に街を歩くと、なかなか簡単には現況を探し当てられなかったことから、今フォローアップの活動をしなければせっかくの価値ある先行調査が無価値になってしまうのではないかと危機感を感じ、活動を始めました。

以前にオープンデータ関連の技術や運用に関わった経験があることから、その視点からの価値観を本活動に導入しました。しかしながら、本来の学問分野での知見は皆無なところから始めたため、本当に価値のある活動なのかどうかも判断のつかない見切り発車のまま手探りで開始でした。活動にかかる時間も2桁年単位の期間を要するのではないかと感じておりました。

歴史学方面の専門の方々からお目に留めていただき、活動への労力援助も賜ったのは、本当に思いもかけないことでした。まだ完了はしていないにせよ、まがりなりにも成果と先の展望を示せる状態にまでなり、その発表の機会までいただけたことは、大変ありがたく感じております。

門外漢の私を群馬学リサーチフェローやぐんま史料ネットにお誘いいただき、このような機会を与えてくださった群馬県立女子大学群馬学センターの築瀬大輔准教授と、本報告の成果に多くの成果を提供くださったぐんま史料ネット館林の宮田圭祐氏、井坂優斗氏に、心からの感謝を述べさせていただきます。また、「月待ピンゴ」など石仏を情報学で扱う分野の大先達で、新規地物の投稿情報の提供もいただいた石仏情報学会⁽²⁹⁾の小池隆会長にも、感謝いたします。

【付記】

本稿は『群馬県立女子大学群馬学センターリサーチフェロー研究報告集第6期』（2022年3月15日刊、非公開）掲載の「石造物調査に関するオープンデータ構築の検討—群馬県館林市域における取り組みを例に一」を改訂したものである。

註

(1) 報告書の一覧は、古い順に落合敏男、小林一吉『大島、田谷、千塚の石仏等の文化財』（1972年）、館林地

- 方史研究会々員『たてばやしの野仏めぐり（その二）赤生田、羽附の石仏』（1973年）、館林地方史研究会々員『たてばやしの野仏めぐり（その三）六郷、三野谷の石仏』（1976年）、館林市石仏調査研究会『館林市の石造文化財 多々良、渡瀬の石仏』（館林市教育委員会、1978年）、館林市石仏調査研究会『館林市の石造文化財 館林、郷谷の石仏』（館林市教育委員会、1979年）。
- (2) “オープンデータとは何か?” [http://opendatahandbook.org/guide/ja/what-is-open-data/\(Open Knowledge Foundation『OPEN DATA HANDBOOK（日本語版）』、2021年12月31日参照）](http://opendatahandbook.org/guide/ja/what-is-open-data/(Open Knowledge Foundation『OPEN DATA HANDBOOK（日本語版）』、2021年12月31日参照）)。
- (3) “GitHub” <https://github.com/>（2021年12月31日参照）。オープンデータと同様の、万人により自由に利用改変が可能なソフトウェアの利用ライセンスである、オープンソースのソフトウェアを配布するプラットフォームとして、業界標準的位置を占めたサービスである。サービスと同名のGithub社により提供されている。単にソフトウェア成果物を公開するだけではなく、その上で多人数による分散的な開発改変、成果の合成、テストなどが包括的にできる仕組みになっている。オープンソースソフトウェアを管理するために必要な機能の多くは、オープンデータの管理にも有用なため、ソフトウェアだけでなくオープンデータの配布元として使われることも多く、本活動でもその使い方をしている。特に有用なオープンソースソフトウェアやオープンデータについては、その情報をGithub社が長期保存の効く媒体に記録し、北極海の底に築かれた保存施設に保存し1000年後の世界にまで情報を残す、といった野心的な取り組みも行っている。
- (4) “令和館林石造物悉皆調査” <https://github.com/code4history/TatebayashiStones/>（2021年12月31日参照）。
- (5) “群馬歴史資料継承ネットワーク(ぐんま史料ネット)” <https://www.facebook.com/GunmaSiryoNet/>（2022年1月4日参照）。
- (6) 追加された参照元書籍の一覧は、古い順に館林市誌編集委員会『館林市誌 歴史編』（館林市役所、1969年）、館林市教育委員会『館林双書19 館林の記念碑・館林地区の地下水』（1991年）、館林市史編さん委員会『館林市史 特別編第4巻 館林城と中近世の遺跡』（館林市、2010年）、『広報館林』（館林市）。
- (7) 「地物」は一般的ではない語であるが、地図、GIS、位置情報技術の分野において、地理的情報を持つ事物のことを指す用語である。本報告では、参照元書籍で言及されている個々の事物を指す時は石造物と記すが、それを元にデジタル化し位置情報を与えられたデータになったものを指す際は地物と記す。
- (8) 愛知大学三遠南信地域連携研究センター編 蔣湧監修『地域研究のための空間データ分析入門』（2019年古今書院）によると、GISとは地理空間情報を格納、検索、分析、表現するコンピュータシステムの名称である。それを用いると情報を空間的に検索、分析することができ、さらにその結果を地図上に視覚的に表現することができる。空間の距離や面積を計算し比較するなど、定量的に示すことが難しかった検証を定量的に示したり、逆に地図上に情報を重畳することによ
- て、視覚的に示せば一目瞭然な結果を表現したりすることが、GISにより可能になっている。
- (9) テキストデータとは、文字コードで規定された自然言語の文字と、表示制御のための少数の制御コード（空白や改行など）のみを含み、人間が容易に読み書きできる形式のデータを指す（テキスト形式 <https://e-words.jp/w/%E3%83%86%E3%82%AD%E3%82%B9%E3%83%88%E5%BD%A2%E5%BC%8F.html> 2022年11月5日参照）。これに対し、画像や映像、音楽などの文字で表せないデータをバイナリデータと呼ぶ。文字中心の情報であっても、ワープロ文書や表計算、プレゼンテーション書類など、文字情報以外に書式などの情報を含むデータもバイナリデータである。テキストデータは変更が加えられても、diffと呼ばれるツールなどを使って差分の検出が容易であるが、バイナリデータは一般的に差分検出が困難である。
- (10) “The GeoJSON Format” <https://www.rfc-editor.org/rfc/rfc7946>（2022年11月5日参照）
- (11) 註（9）に示したとおり、表計算データであるExcel形式のデータはバイナリデータであり、差分検出は困難である。
- (12) 実際には現地調査からデータへの反映は登録作業を行う必要があるため時間差がある。よって、データに反映できていない現地調査済みの地物が数十件規模で存在するが、2022年10月までにデータ反映まで完了した地物のみを集計した。
- (13) “Torii” <https://github.com/code4history/Torii/>（2022年1月1日参照）。Toriiの導入方法については <https://github.com/code4history/TatebayashiStones/wiki/%E5%85%B1%E5%90%8C%E7%B7%A8%E9%9B%86%E8%80%85%E3%81%A8%E3%81%97%E3%81%A6%E3%81%AE%E5%8F%82%E5%8A%A0>（2022年1月1日参照）に示されている。現行のToriiの機能は既に運用しているプロジェクトのデータセットの管理のみであり、新規プロジェクト用の空データセットをシステムが生成することはできず、手作業で作る必要がある。将来バージョンに向けた課題である。
- (14) 本報告以外のToriiの導入事例には、奈良県奈良市を対象とした、地蔵や祠など路傍の信仰拠点を収集しオープンデータ化した、“奈良地蔵プロジェクト（成果公開サイト）” <https://code4history.dev/JizoProject/>（2022年11月5日参照）がある。
- (15) “About GitHub Pages” <https://docs.github.com/ja/pages/getting-started-with-github-pages/about-github-pages>（2022年1月2日参照）。
- (16) “令和館林石造物悉皆調査(成果公開サイト)” <https://code4history.dev/TatebayashiStones/>（2022年1月2日参照）。
- (17) “月待ビンゴプロジェクト” <https://moon.sekibutsu.info>（2022年1月2日参照）。投稿による報告募集にあたっては、投稿に含めるべき属性をより詳細にフォーム化した上で実施する選択肢もあり得る。だがその方法には、複雑な属性をきっちり埋めよと要求しているように報告者の目に映ることが、報告に対する精神的障壁となる危険性もある。その危険性を避けて、本活動では月待ビンゴと同様、Twitterによる簡易な報告

- 方式を採用した。これは将来見直す可能性がある。
- (18) “月待ビンゴ 活動統計” <https://moon.sekibutsu.info/stats/> (2022年1月2日参照)。
- (19) 寺野隆雄、小山友介「ゲーミフィケーション：世界をゲームとしてデザインする」(『計測と制御』54巻7号、2015年)。
- (20) “春海 (Harumi) 年号推定フォーム” <https://code4history.dev/Harumi/> (2022年1月3日参照)。サービスの基礎となっているライブラリ自体も、オープンソースとしてGitHub上で公開している。
<https://github.com/code4history/Harumi/> (2022年1月3日参照)。
- (21) “石造文化財アイコン 長慶(Chokei)” <https://github.com/code4history/Chokei/> (2022年11月23日参照)。
- (22) “安曇野道祖神めぐりマップ” <https://www.google.com/maps/d/u/0/viewer?mid=1HlOnNcz3LkZBey4ES18frbYgZ1Czfoo> (2022年11月18日参照)。沼津の歴たび舎、白妙博明氏の作品。
“相模国範囲の神明社” https://www.google.com/maps/d/viewer?mid=1p8lchp50OQPro9yc6_9Qxaloy8mZtpg (2022年12月6日参照)。相模の社を巡る、Daiki Himuro 氏の作品。
“石造物 3Dアーカイブ” <https://stonework-3d-archive.github.io/> (2022年12月6日参照)。石仏情報学会、小池隆氏の作品。
- (23) 無縁仏供養塔のような石造物の群を扱う場合、個々の石造物を単独地物として扱うアプローチ以外に、石造物群を地物として扱い、その下に存在する個々の石造物については、種別や数などを集計した情報を属性として持つアプローチも検討し得る。註(14)に示したとおり、Toriiの適用例としては館林の他に奈良でのプロジェクトが存在するが、奈良で多く見られる、石籠型の双体地藏などの群については、刻銘などの追加情報を持たない石造物が多く、群として一体で扱っても問題がないケースも多い。一方館林の場合、群となっても個々の石造物に刻銘などの情報がある場合が多く、群を一体として扱ってよいかは慎重な議論が必要である。
- (24) 上相英之「ひかり拓本を利用した簡便な凹凸記録法の提案」(『文化財の壺』第7号、2019年)。
- (25) 逆にWebで管理するシステムは、最初のプロジェクト立ち上げ時に非技術者のみで取り組める仕組みの構築が著しく困難である。現行Toriiでは、プロジェクトの立ち上げも非技術者のみで行うことを視野に入れた仕組みとするため、これまではExcelとGeoJSONのみで管理できる仕組みの構築にこだわってきた。またWebで管理するシステムにおいては、インターネットの向こう側(サーバ側)にファイルを置いて配信するだけでは不十分で、サーバ側でもプログラムが動く仕組みが必須になるため、システムの維持コストが著しく上がる。これも現行ToriiでWebシステムではなくExcelとGeoJSONによる仕組みを採用した理由の1つである。
- (26) 館林市教育委員会『館林双書16 館林の伝説』(1988年)。イボ地藏のイボは、阿弥陀如来の螺髪を表現したものであるという。
- (27) 川島維知『館林懐古』(館林地方史研究会、1976年)。ムシバ地藏のムシバは、如意輪観音の頬に手をあてて顔を傾ける様が虫歯の痛みをこらえるように見えたからだという。
- (28) 館林の民俗8巻の一覧は、古い順に館林地方史研究会『館林市の民俗 わたらせの民俗』(1977年)、館林地方史研究会『文化財総合調査 館林市の民俗 あかばねの民俗』(1981年)、みのや民俗調査員会『文化財総合調査 館林市の民俗 みのやの民俗』(1985年)、おおしま民俗調査員会『文化財総合調査 館林市の民俗 おおしまの民俗』(1987年)、たたら民俗調査員会『文化財総合調査 館林市の民俗 たたらの民俗』(1988年)、ろくごう民俗調査員会『文化財総合調査 館林市の民俗 ろくごうの民俗』(1990年)、郷谷民俗調査員会『文化財総合調査 館林市の民俗 さとやの民俗』(1992年)、館林市教育委員会『文化財総合調査 館林市の民俗 たてばやしの民俗』(1999年)。
- (29) “石仏情報学会” <https://sekibutsu.info/> (2022年1月4日参照)。

群馬県立女子大学群馬学センターと 群馬歴史資料継承ネットワークの連携

築瀬 大輔

はじめに

本稿は群馬県立女子大学群馬学センター（以下、群馬学センター）の設置意義と機能・目標を改めて確認したうえで、2020（令和2）年に群馬学センター築瀬研究室を拠点に設立された群馬歴史資料継承ネットワーク（以下、ぐんま史料ネット）と、群馬学センターとのこれまでの連携の動向を報告し、その意義について明らかにするとともに、今後の関係強化の必要性を展望するものである。

1. 群馬学センター開設の経緯と目的

群馬県立女子大学では、2004（平成16）年度に、群馬の来し方・行く末を総合的・多角的に考える「群馬学」を提唱し、シンポジウムの開催などを行い、群馬学を確立・推進するための拠点として、また県民のための共同利用機関として、2009（平成21）年4月に群馬学センターを開設した。

ここでいう群馬学とは、「〔群馬〕の文化や風土などをはじめとして「群馬」にかかわる様々な現象を、幅広い方々の参画を得ながら多角的総合的に見つめ直すとともに、その成果を地域に還元しながら、地域文化の振興に寄与し、さらに日本や世界に発信していく」ことと定義されている（群馬学Q&A／<https://www.gpwu.ac.jp/org/gunma-studies/about/faq/>）。

また、群馬学センターは、「群馬学推進のために必要な事業を行うための拠点として、その成果を、群馬県立女子大学の教育研究活動に活用するとともに、地域社会に還元することにより、資質の高い人

材の育成と地域文化の向上発展に寄与することを目的としている」（県民が集う場所～群馬学センターについて／<https://www.gpwu.ac.jp/org/gunma-studies/center/about/>）。

2. 群馬学センターの機能と目標

前節の開設の経緯を踏まえ、その設置目的を達成するためには、群馬学センターに求められる機能が明らかにされ、そのこと自体が目標にならない。開設時に発信された文言から、群馬学センターに求められる機能と目標を抽出してみると、概ね次の3項目に整理することができる。

①群馬学会を設立し活動基盤とすること

「〔群馬学〕は、決して郷土意識を閉塞的に確認するものではなく、〈群馬〉という生活世界をその基盤としながら、現在、そして未来に開いていくものである。国際化・グローバル化が進む今日、「群馬学」の確立は急務である。こうした認識に立って、2004（平成16）年度は、それに向けた予備調査の実施やシンポジウムの開催などによって研究課題や方法論についての議論を深め、可能な限りすみやかに「群馬学会」を立ち上げることをめざす」（交響する群馬へ／<https://www.gpwu.ac.jp/org/gunma-studies/about/overture/>）。

「本学を拠点とし、県内外の有識者の協力・参加を得ながら、群馬の「知」の結集を図り、もって地域を知り、地域を拓く「学」と「運動」としての「群馬学」を確立し、群馬に関する様々な情報を収集、発信する」（群馬学センター開設の経緯／<https://>

www.gpwu.ac.jp/org/gunma-studies/center/open/)。

②群馬学ネットワークを構築すること

「様々な分野で研究を重ねている研究者や在野の研究者などが集って共同研究や意見交換を図り、あわせて必要な情報が入手できる拠点の整備が求められます。また、こうした活動の中で得られた成果を、在学生をはじめ、広く群馬の経済や県民生活の中でいかに活用し、群馬の発展に繋げていくかも重要な課題です。さらに、浮き彫りにされた群馬の魅力などの研究成果について、県民はもとより、全国に情報発信していくための拠点づくりも併せて必要となります」(群馬学センター開設の経緯／<https://www.gpwu.ac.jp/org/gunma-studies/center/open/>)。

③県民共同利用機関としての開かれた運営

「[群馬]に関する様々な情報の収集整理、発信／群馬について、知りたい、学びたい方からの問い合わせにきめ細かく対応／県及び関係機関実施事業の紹介／郷土史家の萩原進氏の著作や群馬に関わる書籍などセンター所有資料の公開」、[「群馬」に関するシンポジウムや各種講座の開講] (県民が集う場所～群馬学センターについて／<https://www.gpwu.ac.jp/org/gunma-studies/center/about/>)。

3. 群馬学センターの現状と課題

①研究基盤の整備〈研究機能〉

前節で整理した第一の目標「群馬学会を設立し活動基盤とすること」は残念ながら実現していない。それは、これまで群馬学センターが群馬学連続シンポジウムやリサーチフェロー制度といった普及啓発的、あるいは生涯学習的活動に重点を置いて活動してきたためである。よって、所期の目標を追求するのであれば、速やかに学術研究を推進するための基盤を整備することが必要である。その場合、設立時の理念として掲げられた「文化や風土」「生活世界」の視点から地域学を発想し、探究していく方向でそれが構想されなければならない。

そこで、群馬学センターの活動を従来の生涯学習

型から調査研究型へシフトしていくために、2021(令和3)年度までに実施してきたリサーチフェロー制度(県民参加型の非公開の学習活動)を終了し、本誌『群馬学研究・KURUMA』(研究者による公開の研究活動)に発展的に移行したのである。近い将来、群馬学を確立・探究するための研究会やフォーラムを設立することを視野に、まずは本誌の内容を充実させ、成果を蓄積していくことが大事である。

さらに、群馬学センターが収集してきた萩原進記念文庫、及び飯豊毅一氏収集方言資料の整理・公開・活用を積極的に進める必要がある。

②地域ネットワークの拠点整備〈社会貢献機能〉

第二の目標「群馬学ネットワークを構築すること」には、「文化や風土」「生活世界」を基調とした群馬学の社会実践という意味がある。そこで、群馬学センターを拠点に、民間ボランティア団体、地域文化研究団体、文化・文化財行政を巻き込んだネットワークの構築と、ネットワークを活かした公共性の高い活動が求められる。

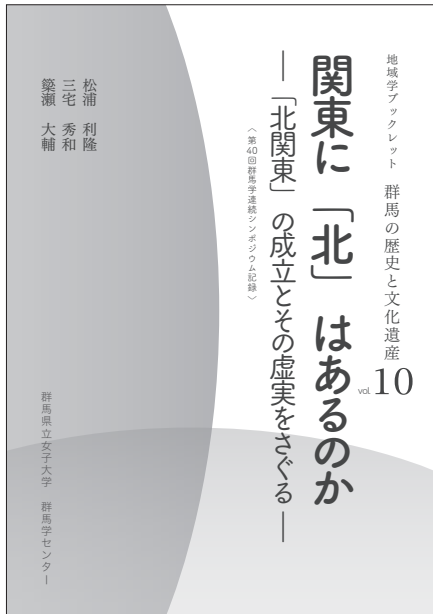
そのための取り組みとして、2020年に文化財レスキューとそのため調査・研究、普及・啓発事業を行うボランティア組織・ぐんま史料ネットがセンター教員である筆者の研究室を拠点に設立された。センター設立当初想起したネットワークとは性格を異にするが、これによって、県内はもとより、全国の史料ネット(事務局設置大学)とその構成員(多くは歴史学者、学芸員、アーキビスト)、それぞれが所属する機関(資料保存機関)とのつながりができ、群馬学センターがその窓口となったのである。

ぐんま史料ネットとは今後さらなる連携強化が望まれるのだが、このことについては節を改めて展望することとしたい。

③学生及び県民利用機関としての整備〈教育機能と社会貢献機能の質的向上〉

第三の目標「県民共同利用機関としての開かれた運営」については、これまで群馬学連続シンポジウムを42回、萩原文庫シンポジウムを8回、リサーチフェローを6期実施するなど充実した活動を展開してきた。また、『群馬学の確立に向けて』(全10巻完結)、『地域学ブックレット・群馬の歴史と文化遺

産』(既刊・全10冊)、『群馬県立女子大学群馬学センターリサーチフェロー研究報告集』(既刊・全6集、非公開)を刊行するなど、一定の蓄積がある。



さらに、2022(令和4)年度からは、群馬学の基礎領域である地域の歴史と文化について、県民が歴史研究の基礎史料である文献史料(歴史書、日記、古文書等)の読解を通して学習する講座、群馬学連続セミナー「史料で読み解く群馬」を新設した。初年度は北条本『吾妻鏡』をテキストにした『『吾妻鏡』に鎌倉時代の群馬を読む』を2期(8~9月、2~3月)全14回を実施したところ(第1期定員50名、第2期定員80名)、幸いにも大きな反響を得たことから、2023年度以降も継続して実施する見込みである。

また、群馬学センターでは、年間で次の8科目の授業を「県民公開授業」として開講している。

群馬学入門1(原始古代・中世の群馬)

群馬学入門2(近世・近代の群馬)

地域史入門1(地域の見方と調べ方)

地域史入門2(文化財の保存と活用)

世界遺産概論

近代化遺産論1(群馬・日本の近代化遺産)

文化的景観論(文化的景観の保存と活用)

群馬の人と自然の関係史

群馬学センターの開講授業では、群馬学を「文化

や風土」「生活世界」の観点から、より段階的かつ発展的に習熟できるよう、そのカリキュラムを検証し続けることが必要である。また、県民公開授業はより県民が参加し易く、なおかつ成果が実感できるような方法を検討していく必要がある。

一方、群馬学センターには地域資料を収集し、整理・保管し、公開する資料室が設置されているのだが、その活用が振るわず、学生や県民の利用・交流の場になっていないという問題がある。収集資料のアーカイブ化やデータベースの構築も着手されておらず情報発信の点で大きな課題がある。

なお、『群馬学研究・KURUMA』の刊行、群馬学連続シンポジウム及び群馬学連続セミナーの実施、『地域学ブックレット・群馬の歴史と文化遺産』の刊行は、学内特定教育研究「群馬学の確立と普及・展開のための総合的研究」として年度ごとに研究費申請し、審査の上で予算配布を受け実施しているものである。

群馬学センターの組織は、センター長(学長)と副センター長(教員)のみの至って簡素な機構で、実質は教員1名と事務局連携推進係によって運営されている。こうした人員・体制を補完する意味でも、次節以降で述べるぐんま史料ネットとの相互連携は極めて有効なのである。

4. ぐんま史料ネットの設立

ぐんま史料ネットは2020(令和2)年7月12日に、群馬学センター築瀬研究室を事務所所在地として設立された。「群馬歴史資料継承ネットワーク」が正式名称であるが、日常的には「ぐんま史料ネット」の通称を用いている。

会設立の目的は、群馬県及び近接地域の未指定文化財を含む文化財や歴史資料の保全と次世代への継承に資する活動を行うことで、地域社会に貢献することであり(規約第2条)、その基本的性格は、群馬県及び近接地域の歴史や文化、文化財や歴史資料に関心をもつ者が、個人の意志として自発的に参加する非営利のボランティア組織である。そして、参加者相互のゆるやかな繋がりを基軸にしながら、全国の史料ネットワークはもちろん、県内の大学、文

化財保護行政（区市町村）、地域の歴史サークル、学術団体、資料保存活用機関（博物館・文書館・図書館等）と連携を図りながら活動する（規約第3条）、と定めている。

活動内容としては次の5項目を掲げている。

- (1) 自然災害等で消失の危機にある史料の救出・保全・記録作成
 - (2) 次世代に継承していくべき史料の把握
 - (3) 県内及び周辺地域の住民への史料防災の啓発や歴史研究活動の支援
 - (4) 史料防災、史料保存、災害史などに関する研究
 - (5) 全国の史料ネットワークとの交流と相互支援
 - (6) その他会の目的を達成するために必要な活動
- 会員にはボランティア会員（一般会員）と賛助会員があり、2022（令和4）年11月27日現在で、ボランティア会員159人、賛助会員0人である。会の活動趣旨に賛同する者であれば誰でも会員登録され、メンバーリストで各種情報を受け取れる。

会の最高意思決定機関は総会（年1回）で、総会で選任された運営委員が事務・事業を執行する。現在は第2期運営委員会（2022～24年期）がそれを担っているが、構成メンバーは次のとおりである。

- 築瀬 大輔（群馬県立女子大学） 代表
 野口 華世（共愛学園前橋国際大学） 副代表
 小嶋 圭（群馬県地域創生部文化財保護課）
 長谷川明則（群馬県教育委員会事務局総務課）
 井坂 優斗（館林市史編さんセンター）
 青木 裕美（埼玉県立文書館）
 佐藤 有（群馬県立歴史博物館）
 須藤 聡（群馬県立文書館）
 中島 直樹（玉村町教育委員会生涯学習課）
 宮田 圭祐（館林市教育委員会文化振興課）
 森田 真一（群馬県立歴史博物館）

会費は徴収せず、活動のための資金は一般からの寄附金と公的補助金によって賄われている。

現在までにこのような史料ネットワークが、概ね府県を単位に、各地域の大学を拠点にして30団体余りが設立されている。実績・規模ともに先導的な位置にあるのが歴史資料ネットワーク（神戸大学）

で、全国史料ネット研究交流集会などを主催するなど、史料ネットワークの全国的な展開と支援を行っている。近県では茨城文化財・歴史資料救済・保全ネットワーク（茨城大学）、新潟歴史資料救済ネットワーク（新潟大学）、信州資料ネット（信州大学）、NPO法人歴史資料継承機構じゃんぴん（西村慎太郎）の活動が盛んである。栃木県ではぐんま史料ネットと同時期に、とちぎ歴史資料ネットワーク（宇都宮大学）と那須資料ネット（那須野が原博物館）が設立されている。

5. ぐんま史料ネットの活動

ぐんま史料ネットは「群馬方式の予防ネット」を模索しながら活動している。「群馬方式」とは群馬の実情と地域性に合ったという意味であり、「予防ネット」は災害等発生時に被害を最小限に食い止めるための平時の活動を念頭に置いたものである。この「群馬方式の予防ネット」を実現するために、3つの活動の柱を立てている。

第1の柱は「非常時に対応するための活動基盤の整備」である。活動基盤とは会員の拡充とネットワークの拡大である。中核的な会員には区市町村の文化財関係職員を想定している。メンバーリストを利用した会員への情報提供は、2022（令和4）年11月27日現在で85本を数えている。

次いで、情報の発受と共有機能をもったプラットフォームの整備である。ホームページ、Facebook、Twitterの運営の他、通信誌『DARUMA』の発行（年3回程度）、「歴史資料を捨てないで」チラシの配布を行っている。

第2の柱は「史料の防災と継承のための調査・研究活動」である。歴史資料や未指定文化財の所在を把握し共有しなければ保全のしようもない。そこで、県内の資料所在調査を実施したり、資料保全用資材を備蓄したりしている。

2021（令和3）年度には研究フォーラムの第1回を開催した。これは、地域文化遺産フォーラム2021として、「群馬の文化財防災を考える ―歴史資料ネットはどう連携するのか―」をテーマにオンライン



庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）というブックレットを作成し、関係者に配布した。



また、多くの人々に身近な歴史に興味をもってもらい、生活領域に所在する歴史資料や文化財への関心を高めてもらうことをねらって、最も小さな地域である大字を単位とした歴史調べを「大字誌プロジェクト」として実施している。

2021（令和3）年度は群馬県立女子大学が所在する佐波郡玉村町の玉村歴史塾と共同し、同町大字角淵の住民らとともに、『大字誌・角淵』（2022年3月、124頁、文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業））を刊行した。

ンで開催したものである（2021年12月19日、文化庁文化芸術振興費補助金（地域文化財総合活用推進事業）。そして、この第2の柱こそ群馬学センターとの連携が期待される活動領域である。よって、このことについては節を改めて述べることにする。

なお、『大字誌・角淵』はぐんま史料ネット、玉村歴史塾、角淵区住民の他に、群馬県立女子大学大学院文学研究科の内川瑞穂、桐渕彩良、文学部美学美術史学科の運道夏樹、松本奈々子ら学生も参加し、角淵の石造物について調べ、分担執筆している（次頁写真は角淵八幡宮での拓本実習の様子）。

第3の柱は「史料の防災と継承のための普及啓発活動」である。歴史資料や文化財への理解者を増やすことが、時間はかかるが、確実な資料保全の方法であると考えている。そのため、「群馬方式の予防ネット」に向けた課題の洗い出しと、賛同者の拡大を目的に『群馬の歴史資料を未来へ—歴史資料ネットワーク事始め—』（2021年3月、178頁、文化

『大字誌・角淵』の活動に関しては思いがけず大きな反響があり、2022年度中に複数の関連団体や関連研究から事例報告の機会を与えていただき、各地で研究・実践を進める方々と意見交換を行うことができた。次にそれを列記する。

〔事業・活動〕

シンポジウム「地域住民と共有する歴史と文化
—大字誌の地平—」

〔期日・方法〕

2022年8月6日(土) オンライン

〔報告〕

築瀬 大輔

「歴史実践としての『大字誌・角瀧』の射程」

ほか

〔主催〕

人間文化研究機構広領域連携型基幹研究プロジェクト「横断的・融合的な地域文化研究の領域展開：新たな社会の創発を目指して」国文学研究資料館ユニット「人口減少地域におけるアーカイブズと歴史文化の再構築」

〔事業・活動〕

第108回全国図書館大会群馬大会：

大会テーマ「本と人が織りなす図書館の未来」

第5分科会（専門図書館）：

分科会テーマ「専門図書館は地域の情報資源を
どのように提供すべきか」

〔期日・方法〕

2022年10月7日(金) オンライン

〔報告〕

築瀬 大輔「群馬方式の予防ネットを目指して
—ぐんま史料ネットの進む道—」

ほか

〔主催〕

全国図書館協会

〔事業・活動〕

地域歴史文化フォーラム新潟「資料ネット・博物館・文書館と市民学生」

〔期日・方法〕

2022年11月12日(土) オンライン

〔報告〕

築瀬 大輔・野口 華世

「ぐんま史料ネットと市民・学生
—歴史実践としての大字誌—」

ほか

〔主催〕

科学研究費補助金特別推進研究「地域歴史資料学を基軸とした災害列島における地域存続のための地域歴史文化の創成」（代表：奥村 弘）研究グループ



ところで、2022(令和4)年度からは前橋市東上野町をフィールドに、やはり同区公民館の所蔵文書調査を手がけてきた住民との共同で大字誌プロジェクト第2弾に着手している。

6. 群馬学センターとぐんま史料ネットの連携

前述したように、群馬学センターは重点課題として「①研究基盤の整備（研究機能）」と「②地域

ネットワークの拠点整備〈社会貢献機能〉を掲げ、そのための資金として、条件を整えば学内の特定教育・研究費や科学研究費助成金などを活用することもできる。しかし、人員と体制の面でパフォーマンス的には大いに制約がある。

一方、ぐんま史料ネットは資金面での持続性には欠けるものの、マンパワー並びに文化財や歴史資料に関する知の結集を図ることができる。

そのような観点で見ると、群馬学センターの重点課題「①研究基盤の整備〈研究機能〉」と「②地域ネットワークの拠点整備〈社会貢献機能〉」は、ぐんま史料ネットが掲げる第1の活動「非常時に対応するための活動基盤の整備（会員の拡充とネットワークの拡大）」と、第2の活動の柱「史料の防災と継承のための調査・研究活動」の複数のチャンネルにおいて、相互に補完し合える関係にあることがわかる。両者はそれぞれの活動を充実させ、学術的・社会的に意義のある実践とするために、相互がカウンターパートとしての用件を備えているのである。

そしてもちろん、その具体的な取り組みはすでに着手されている。そこで、群馬学センターが編集・刊行する本誌『群馬学研究・KURUMA』と、ぐんま史料ネットが企画・開催するぐんま地域文化遺産フォーラムの企画・運営に関して、両者の連携の実際を報告しつつ、これからの連携の強化とその意義を展望してみたい。

(1) 地域史料防災の総合的研究

群馬学センター築瀬研究室では、2020（令和2）年度から「地域史料防災の総合的研究」を推進している。そして、その最初の取り組みが、群馬学センターリサーチフェロー制度を活用した共同研究であった。

群馬学センターリサーチフェローは、地域学としての群馬に関する調査・研究を深化・発展させたいと考える有志を、本学がボランティア研究者として選任し、本学が提唱する群馬学の構築と発展に寄与してもらう制度である。そのことに対して本学は、研究活動と交流の場、図書や史料などの知的リ

ソースを提供しつつ、人的ネットワークのハブになることでリサーチフェローの研究活動をサポートするという制度である。2010（平成22）年より2年を1期として、全6期を実施してきた。

第5期までは自由テーマでの募集であったが、最終期となった第6期では自由テーマの募集を行わず、共通課題（テーマ）を設定し、その趣旨に基づく三つの研究領域（アプローチ）の中から任意の個別課題を募集した。以下にその概要を記す。

〈共通課題〉

「地域史料の保存・公開・防災に関する総合的研究」

〈趣旨〉

群馬学センターが推進する地域学研究の基礎資料のひとつに地域史料（地域や家庭に保存・継承されてきた民間所在の古文書・映像記録・仏像・石造物・民具など広義の歴史的資料）がある。いま、こうした地域史料が、頻発する自然災害や様々な社会的要因によって、消失・散逸の危機に曝されている。本研究はこのことを防止し、地域学研究の基盤を確立するとともに、基礎資料である地域史料を確実に継承していくための諸課題に対して、次の各分野から多様な学術的方法を用いてアプローチしようとするものである。

〈研究領域〉

- ①群馬県に所在す地域史料の調査・記録・公開・活用に関する研究
- ②地域史料の防災やレスキュー、史料防災の普及・啓発に関する研究
- ③群馬県の災害史・災害伝承に関する研究
- ④「浅間山天明噴火史料」を始めとする萩原進調査・収集資料の公開・活用

このうち、②③はぐんま史料ネットとの連携研究である。この内容で募集したところ、14件の応募があり、14名の応募者をフェローとして認証した。調査研究活動は2020（令和2）年11月29日から2022（令和4）年3月31日まで実施し、調査・研究の成果の一部を『群馬県立女子大学群馬学センターリサーチフェロー研究報告集第6期』として、2022年3月15日にまとめ終了した。その内容は次のとおりである。

〈研究報告〉

大塚 恒平

「石造物調査情報に関するオープンデータ構築の検討—群馬県館林市域での取り組みを例に—」

飯塚 聡

「平安時代坂東と上野国の災害疫癘と防除祈願—古代国家の護国経典書写転読と国分寺造仏事業—」

重田 泰嗣

「明治・大正時代のニューヨークで活躍した群馬県人たち—世界に挑戦した群馬の若者たち—」

小坂 節子

「『高山彦九郎日記』に見る「記録」と「救民」—伝えられ、また伝えていくもの—」

〈研究概報〉

近藤 聖弥

「『長楽寺永禄日記』の書誌的検討について」

竹内 励

「譜代大名の参勤交代—半年交替の検討を中心に—」

和田 健一

「近世村落における武芸の石碑の史的検討—上州の柔術を中心に—」

井坂 優斗

「群馬県における高度成長期以降の自然環境変化とその影響」

小嶋 圭

「地域文化財の保存と活用による防災の方法について—大字誌編さんの現場から—」

長谷川明則

「『予防ネット』の運営に関する諸課題の研究—「ぐんま史料ネット」の立ち上げを事例として—」

森田 真一

「『頼印大僧正行状絵詞』にみる戦禍・災害と上野国」

また、第6期群馬学センターリサーチフェローの活動の一環として、次のとおり公開研究会（講演会）を開催した。

〔活動名〕

第6期群馬学センターリサーチフェロー公開研究

会（講演会）

〔テーマ〕

地域史料の保存・公開・防災のいま

〔日 時〕

2021（令和3）年3月6日（土） 14：00～17：00

〔会 場〕

群馬県立女子大学 第一講義室

〔プログラム〕

講演① 「群馬県立文書館の「県史収集資料」追跡調査について」

関口 荘右

（群馬県立文書館補佐・古文書係長）

講演② 「天明三年浅間災害関連石造物のウェブ公開」

関 俊明（嬭恋郷土資料館館長）

「地域史料防災の総合的研究」では、文化財レスキューの実際や被災資料・被災遺構の保存・活用の先進地視察なども実施しており、これまでに、福島県双葉郡富岡町のとみおかアーカイブミュージアム、同郡浪江町の震災遺構・浪江町立請戸小学校、宮城県石巻市の石巻市立博物館・開館記念企画展「文化財レスキュー 救出された美術作品の現在（いま）」、石巻市立震災遺構・大川小学校（以上、2021年2月11～13日、参加者：築瀬大輔、野口華世、宮田圭祐）、栃木県那須郡那須町の那須歴史探訪館・特別展「自然災害と文化財レスキュー」などを視察した（参加者：築瀬大輔、野口華世、小嶋圭）。

さらに、群馬学センターは人間文化研究機構（主導期間：国立歴史民俗博物館）が「歴史文化資料保全の大学共同利用機関ネットワーク事業」の一環として設置した歴史文化資料保全首都圏大学協議会に2020（令和2）年1月の第1回会議（報告会）から加わっている。同協議会は歴史文化資料保全を推進する大学や関連機関との連携を深め、資料調査や保存研究、データ記録化や相互支援体制の確立について研究を進めることを目的とした組織である。

(2) 『群馬学研究・KURUMA』の創刊

リサーチフェローの研究報告集はフェロー間で共有するだけの原則非公開のものであった。そのため、せっかくの研究成果を世に問うことができなかった。そこで、このたび刊行の運びとなった『群馬学研究・KURUMA』においてその成果の一部を掲載することとし、創刊号となる本号にて、大塚恒平氏と飯塚聡氏の研究報告を改訂稿として、森田真一氏の研究を新稿として掲載した。

このように、『群馬学研究・KURUMA』の創刊はひとえに群馬学センターリサーチフェロー第6期の研究活動を継承することによって実現したものである。特にリサーチフェロー第6期の募集時に設けた4つの研究領域のうち、「②地域史料の防災やレスキュー、史料防災の普及・啓発に関する研究」、及び「③群馬県の災害史・災害伝承に関する研究」は、当初からぐんま史料ネットの活動内容「(4) 史料防災、史料保存、災害史などに関する研究」との相互乗り入れを期待している。

もちろん『群馬学研究・KURUMA』はぐんま史料ネットの専属誌ではない。よって、毎号がこのような構成になるわけではないし、そうなるべきではないと思う。それでも、両者の連携を意識した運用を心がけていくことにはなるだろう。

(3) ぐんま地域文化遺産フォーラムの共同開催

ぐんま地域文化遺産フォーラムは2021年度（令和4年度）にぐんま史料ネットの単独事業「地域文化遺産フォーラム2021」として文化庁補助金の交付を受けて実施したのであるが、2022年度の第2回は補助金を受けずに、群馬学センターとの共同主催という形で名称も「ぐんま地域文化遺産フォーラム2022」に改めて実施した。運営費（主に報償費）と広報を群馬学センターがバックアップし、人的・知的パワーをぐんま史料ネットが受け持つという相互補完的連携である。ちなみにフォーラムは次のとおり実施し、盛況のうちに終了することができた。

〔事業名〕

ぐんま地域文化遺産フォーラム2022

〔テーマ〕

みぢかな歴史のつむぎかた

～自治体史編纂へ向けた大字誌の可能性～

〔日 時〕

2022（令和5）年2月26日(日)

13:30～17:00

〔開催方法〕

オンライン

〔プログラム〕

○個別報告

報告① 「『大字誌・角淵』の取組み」

片山 壹晴（玉村歴史塾）

報告② 「東上野公民館の所蔵文書保存・調査の取り組みからはじまる大字誌」

野口 華世（ぐんま史料ネット）

池田 義久（前橋市東上野町）

報告③ 「新三木市史地域編の試み」

廣井 愛邦（三木市史編さん室）

報告④ 「『尼崎市史』及び『紀要』編さんと史料の「活用」」

河野 未央（尼崎市立歴史博物館）

○トークセッション

「自治体史編纂へ向けた大字誌の可能性」

報告者4氏

井坂 優斗

（館林市・市史編さんセンター）

勢藤 力（伊勢崎市・市史編さん係）

小野里了一（桐生市・市史編さん室）

コーディネーター 小嶋 圭

〔主 催〕

群馬歴史資料継承ネットワーク（ぐんま史料ネット）

群馬県立女子大学群馬学センター

〔後 援〕

群馬県、群馬県教育委員会、館林市教育委員会、伊勢崎市教育委員会、桐生市教育委員会、群馬県市町村公文書等保存活用連絡協議会（群文協）、地方史研究協議会、群馬県地域文化研究協議会、群馬歴史民俗研究会

〔参加実績〕

96名（100名定員）



おわりに

群馬県立女子大学群馬学センターと群馬歴史資料継承ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉との連携は群馬学センター運営委員会が策定する年度活動計画に明確に位置づけられている。さらに、群馬県立女子大学の経営団体である群馬県公立大学法人の令和5年度計画書には、群馬学センターと群馬歴史資料継承ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉の連携強化が盛り込まれる見込みである。

群馬学センターの調査研究機能とそのため基盤確立は急務である。その時、群馬歴史資料継承ネットワーク〈ぐんま史料ネット〉との相互連携は、大学の社会貢献はもとより、群馬学の確立・発展、ひいては学生教育の質的向上にも大きく寄与することになることは確実であるから、益々の関係強化が期待されることである。

◆告知◆

原稿募集

群馬県立女子大学群馬学センターでは、『群馬学研究・KURUMA』の原稿を募集しています。投稿を希望される方は、次に掲げる刊行の趣旨、投稿規定、執筆要領、及び諸権利の扱い等にご留意のうえ応募してください。

1 原稿募集と刊行の趣旨

群馬県立女子大学が推進する群馬学の確立と探求に資する調査研究の成果を、学問分野や学内外を問わず広く募集する。応募投稿は定期刊行誌『群馬学研究・KURUMA』に掲載して公開・発信し、広く評価・批判を求めるとともに、学術情報として蓄積・継承していく。そうすることで、地域文化としての「群馬」の持続的発展と、我が国の地域学の確立・発展に寄与することを目的とする。

2 群馬学について

群馬学とは「群馬」固有の地域課題を設定し、その課題を解決しようとするときの基底的で根源的な問いである「群馬とは何か」、「地域とは何か」を探求するための学である。そのために群馬学は「3つの開かれた学」であろうとする。第1は偏った郷土意識にとらわれないこと、第2は特定の学問分野に留まらないこと、第3は大学研究者と地域の研究者がともに交流し練磨し合いながら研究・実践することである。

3 募集内容

- (1) 群馬学、または地域学に関連する未公表の論文、資料・事例紹介、書評等。
- (2) 編集委員会が適当と認めたもの。

4 応募資格

- (1) 前項1、2の趣旨に賛同する学内外の者
- (2) その他編集委員会が必要に応じて依頼する学外の者。

5 応募方法と締め切り

投稿希望者は次項「執筆要領」に基づいて原稿を作成し、①氏名、②所属、③住所、④電話番号を明記のうえ、下記あてEメールまたはファイル共有サービス等で提出する。提出された原稿及び電子媒体は返却しない。

〈提出先〉 群馬県立女子大学群馬学センター KURUMA 編集委員会

Eメール：gunmagaku-center21@mail.gpwu.ac.jp

〈締め切り〉 随時

6 掲載の決定

応募原稿の掲載の可否、掲載号は編集委員会が決定し、応募者へ通知する。その際修正を求める場合がある。

7 執筆要領

(1) 刊行物の体裁

A 4判・横書き・左開きとする。

(2) 原稿（ファイル）の形式

原稿（ファイル）は Microsoft Word 形式を用いて次のページ書式で作成する。

(3) ページ書式

〔横書き〕 23字×40行×2段=1,840字

* 題名・氏名分として1頁目冒頭に8行×2段（368字）をあてること。

(4) 分量

論文・研究ノート 〔横書き〕 12頁(21,600字/原稿用紙54枚) 以内

資料・事例紹介、書評、その他 〔横書き〕 6頁(10,400字/原稿用紙26枚) 以内

* 写真・図表等は字数に含む。偶数頁推奨。

(5) 各種表記

①数字は原則としてアラビア数字を用いる。

例) 「109,300円」 「850~860個」 「1/3」 「26.5%」

②年次を西暦表記する場合には必要に応じて（ ）で和暦（元号）を付す。年次を和暦（元号）表記する場合には必ず（ ）で西暦を付す。

③註は本文末尾にまとめ、本文中の句読点前に参照番号（1）（2）……を示す。

④参考文献は末尾（本文・註の後）にまとめ、表記方法は各分野の慣例にならう。

(6) 図表

①図表は原則として執筆者が作成する。本文中には挿入箇所のみを示し、図表データ（jpg 推奨）は本文原稿とは別に添えて提出する。

②図表のキャプションは通し番号、タイトル、出典（所蔵）・場所等の順で記す。

(7) 校正

執筆者校正は原則初校のみとする。

8 諸権利の扱い

(1) 各著作物における引用・使用箇所の著作権等の処理

本誌に掲載する個々の著作物における引用・使用箇所にかかる著作権や肖像権等の使用に関する手続き（使用許諾申請、使用料負担）は、本誌がオープンアクセス（次項参照）であることを明示した上で執筆者が行う。

(2) オープンアクセスのための著作権使用の承認

本誌は本学ホームページ内で順次（次号刊行後）公開する（オープンアクセス）。そのため、執筆者は群馬県立女子大学群馬学センターに、本誌掲載の著作物の著作権の一部（複製権、公衆送信権）の使用を承認することとする。

9 その他

執筆者には紙媒体の掲載誌3部と抜き刷り50部、及びPDF版の抜き刷りを進呈する。

■問い合わせ先■

群馬県立女子大学事務局連携推進係 群馬学センター担当

住所：〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1

電話：0270-65-8511（代表）

「KURUMA」の由来

群馬県の「群馬」は律令制の上野国群馬郡に由来する。郡の範囲は上野国のほぼ中央（前橋市西部、高崎市東部、渋川市西部）を占め、ここに国府・国分寺（前橋市元総社町、高崎市東国分町・引間町周辺）が置かれた。

この「群馬」であるが、『倭名類聚抄』はこれに「久留末（くるま）」の訓をあてている。それを示すように、藤原宮跡から出土した木簡には「上毛野国車評」の墨書がある。『新撰姓氏録』によると、雄略天皇の時代に上毛野氏の同族が輿を供進して「車持公」を賜ったとされ、『上野国神名帳』の同郡の項には「車持明神」「車持若御子明神」の名が見える。中世に至っても、元亨3（1323）年造立の榛名神社（高崎市）の鉄灯籠に「上野国車馬郡」の銘があるように、「群馬（ぐんま）」の淵源が古代の「くるま」にあったことがわかる。

古代の地域社会に生まれた「くるま」の地名は、和銅6（713）年の「郡郷名には『好字』をつける」との施策によって「群馬（くるま）」という国家的表記が付与され、いつしか「ぐんま」へと呼び習わされていった。しかしその一方で、当該地域社会には現在でも車川や車持神社（ともに高崎市）のように、「くるま」の名を受け継ぎ、「くるま」に寄り添う人々のくらしと文化がある。本誌『群馬学研究・KURUMA』は常に地域社会を主体とする「文化や風土」「生活世界」の観点から群馬学を探究しようとするものである。

群馬学研究・KURUMA 第1号

2023年3月15日発行

編集・発行 群馬県立女子大学群馬学センター

〒370-1193 群馬県佐波郡玉村町上之手1395-1

群馬県立女子大学 2号館5階

TEL：0270-65-8511（代表） FAX：0270-65-9538

E-mail gunmagaku-center21@mail.gpwu.ac.jp
